

令和6年度 高知県の土木事業

※令和6年度から土木部に移管された水道業務については未反映
(4月下旬頃更新予定)

令和6年4月

高知県土木部

目 次

1 令和6年度当初予算の概要

- (1) 高知県の当初予算 P.2
- (2) 高知県土木部の当初予算 P.4

2 施策の取り組み

- (1) 河 川 P.28
- (2) 砂 防 P.31
- (3) 道 路 P.38
- (4) 都市計画 P.44
- (5) 公 園 P.49
- (6) 下 水 道 P.51
- (7) 住 宅 P.54
- (8) 建 築 P.59
- (9) 港 湾 P.62
- (10) 海 岸 P.67
- (11) 災害復旧 P.69
- (12) 用地対策 P.75
- (13) 建 設 業 P.80
- (14) デジタル P.82

3 その他

- (1) 社会資本の整備状況 P.83
- (2) 土木部出先機関組織図 P.89
- (3) 土木部出先機関管内図 P.91

1 令和6年度当初予算の概要

(1) 高知県の当初予算

令和6年度の一般会計当初予算は、対前年度比▲2.7%（▲129億円）減の4,656億円となりました。（新型コロナウイルス感染症関連予算を除けば、対前年度比+0.8%（+37億円））

県勢浮揚に必要な施策を着実に実行しつつ、今後の財政運営を見据えた予算を編成しました。

一般会計当初予算のポイント

I 最重点施策の推進

◆人口減少対策の抜本強化	573億円
◆デジタル化の推進	41億円
◆グリーン化の推進	84億円
◆グローバル化の推進	18億円

II 目指すべき3つの高知県像の実現

◆いきいきと仕事ができる高知の実現 ～経済の活性化～	217億円
◆いきいきと生活ができる高知の実現 ～日本一の健康長寿県づくり～	474億円
～教育の充実～	230億円
～文化芸術とスポーツの振興～	55億円
◆安全・安心な高知の実現 ～南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化～	241億円
～インフラの充実と有効活用～	853億円

ポイント1：政策体系のバージョンアップ

- 人口減少対策を抜本的に強化するとともに、「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の視点で施策を強化
- 目指すべき高知県像「いきいきと仕事ができる高知」、「いきいきと生活ができる高知」、「安全・安心な高知」の実現に向け施策を展開

ポイント2：人口減少対策の抜本強化

- 若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を図るため、「高知県元気な未来創造戦略」に基づき、「若年人口の増加」、「婚姻数の増加」、「出生率の向上」の3つの観点から人口減少対策を抜本的に強化

ポイント3：災害に強い県土づくり

- 県民の安全、安心の確保と地域経済の発展に資する観点から、国の「5か年加速化対策」等も最大限に活用し、防災・減災対策をはじめとしたインフラ整備を加速

ポイント4：持続可能な財政運営

- 県勢浮揚に向けた施策を着実に実行するため、国の有利な財源の活用や事務事業のスクラップアンドビルドにより、今後の財政運営の持続可能性を確保

図-1 令和6年度一般会計当初予算のポイント

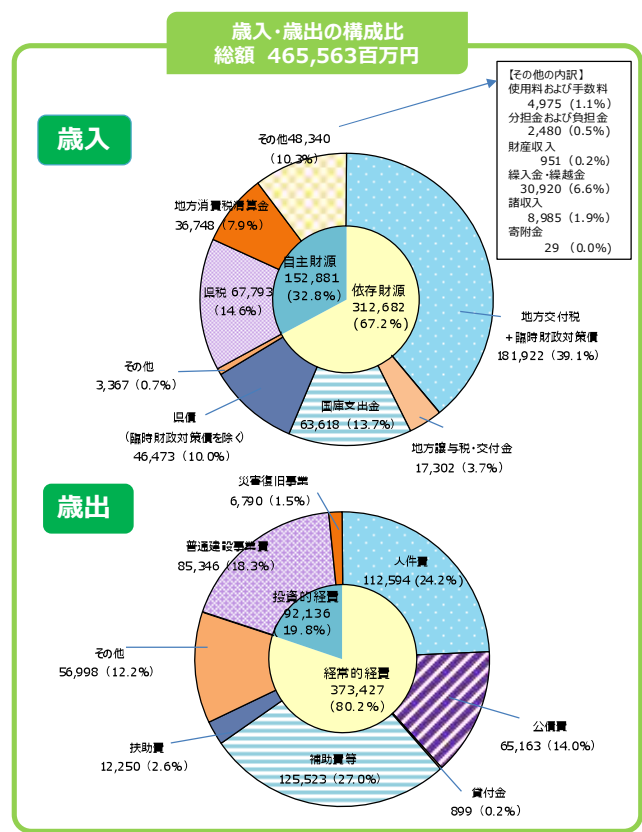


図-2 グラフと絵で見る当初予算 (令和6年度一般会計当初予算)

また、防災・減災対策などのインフラ整備に必要となる投資的経費は、前年度経済対策を含んだ実質的経費として、対前年度比▲1.0% (▲12億円) の1,191億円となり、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護など、防災・減災に資する対策を中心に、インフラ整備を加速するための予算を確保しています。

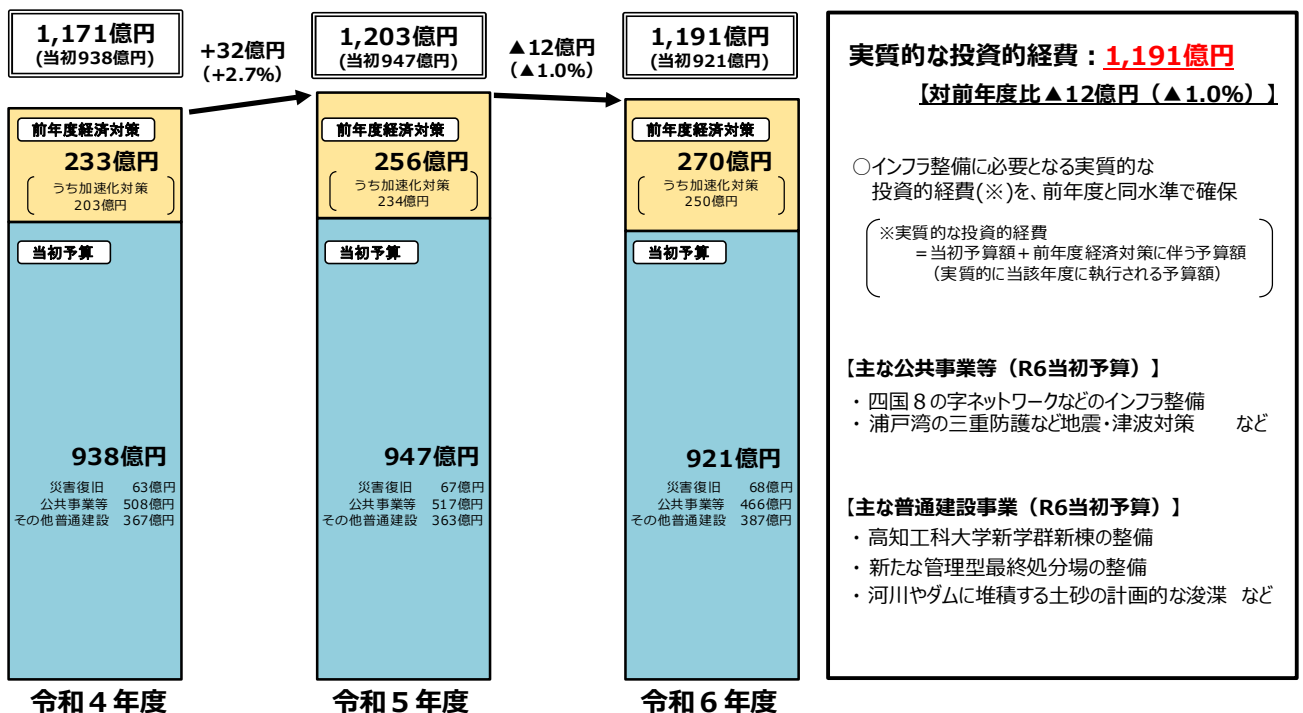


図-3 投資的経費の比較 (令和6年度一般会計当初予算)

総括

令和6年度当初予算の基本的な考え方

土木部では、「インフラの充実と有効活用」を通じて、県民の安全・安心の確保と、地域の活力の増進を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりに貢献するため、以下の5つの方針により予算を編成した。

1.南海トラフ地震対策の推進

能登半島地震でも課題が浮き彫りとなった住宅の耐震対策を加速化するとともに、人口や経済が集中する高知市エリアを津波や高潮から守る、浦戸湾の地震・津波対策（三重防護）など「地震・津波から命を守る対策」などを推進する。

2.豪雨等災害対策の推進

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、浸水被害を防ぐ中小河川の治水対策やダム建設などの「豪雨等に備えるインフラ整備」などを推進する。

3.産業振興や安全・安心に繋がるインフラ整備の推進

本県のあらゆる施策の基盤となる四国8の字ネットワークの整備促進や、中山間地域の活性化を促す1.5車線の道路整備や空き家対策などを推進する。

4.既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新

道路の橋梁やトンネルなど既存インフラの計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を図る。

5.人口減少対策等重点施策の推進

人口減少対策

県政の最重要課題である人口減少への対策として、空き家活用による住宅確保策を強化・拡充するとともに、建設業における女性活躍の場を拡大するために、建設ディレクターの導入を後押しする補助金を創設し、課題解決に向けた取組を重点的に推進する。

デジタル化

公共施設の3次元モデル化を行い、点検作業の効率化等を図るとともに、屋外広告物管理システムの構築など、業務の効率化を図り、インフラ分野のDXに向けた取組を推進する。

グリーン化

道路照明等のLED化を重点的に推進するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

グローバル化

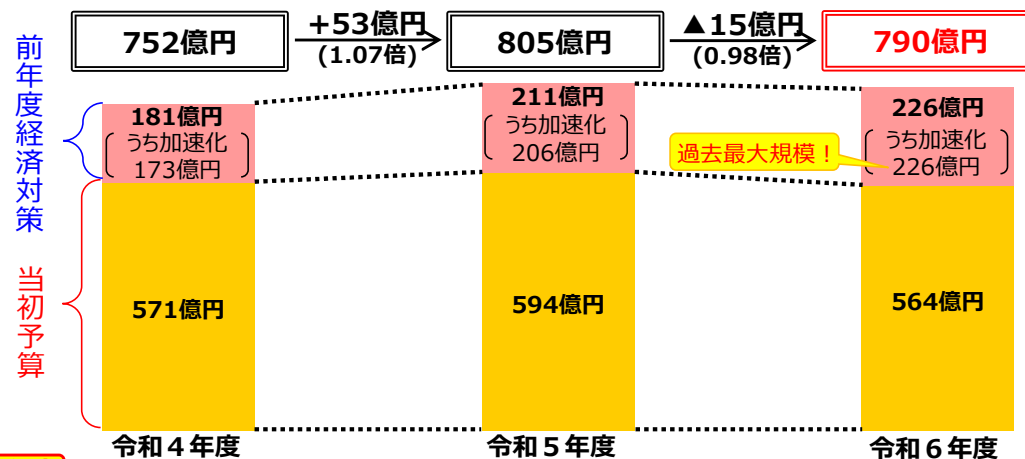
コロナ禍終了後、V字回復の兆しが見える外国客船の寄港時の受入れ態勢の強化や、多言語対応の施設整備を進めるなど、世界のグローバル化の流れに対応できる取組を推進する。

<一般会計>

(単位：百万円)

	R5当初	R6当初	増減・伸び率		実質的予算(16か月予算)			
					R5	R6	増減・伸び率	
①土木部予算計	72,051	69,166	▲2,885	0.96	93,636	92,153	▲1,483	0.98
②経常的経費	12,672	12,813	141	1.01	13,155	13,177	23	1.00
③投資的経費	59,379	56,353	▲3,026	0.95	80,482	78,976	▲1,506	0.98
④の普通建設	54,036	50,822	▲3,214	0.94	75,139	73,444	▲1,695	0.98
⑤の災害復旧	5,343	5,532	189	1.04	5,343	5,532	189	1.04

実質的な投資的予算の比較(16か月予算)



ポイント

★土木部における令和6年度の実質的な投資的予算全体は790億円と、**ほぼ前年度並みを確保!**

【対前年度▲15億円(0.98倍)】

※令和4年度から大幅増となった令和5年度並みの予算水準を確保!【対一昨年度+38億円(1.05倍)】

★前年度経済対策のうち、「5か年加速化対策」予算は226億円と**過去最大規模を確保!**

【対前年度+20億円(1.10倍)】

★この予算を最大限に活用し、**防災・減災に資するインフラ整備を加速!**

<特別会計・公営企業会計>

(単位：百万円)

	R5当初	R6当初	増減・伸び率	
土地取得事業特別会計	1,895	1,682	▲213	0.89
港湾整備事業特別会計	548	504	▲44	0.92
流域下水道事業会計	2,291	2,760	469	1.20

1.南海トラフ地震対策の推進

【16,258(24,272)→16,368(25,485)百万円】

(1)地震・津波などから「命を守る」対策【8,056(13,592) → 8,229(13,832)百万円】

◆住宅等の耐震化の推進【1,197(1,197) → 1,218(1,218)百万円】

○南海トラフ地震対策の重点課題である住宅の耐震対策に加え、ブロック塀の安全対策や老朽住宅の除却等を推進

拡 補助対象上限額の引上げ：155.3万円→165.0万円

◆河川・海岸の地震・津波対策の推進【4,259(8,829) → 4,206(8,271)百万円】

○人口や経済が集中する高知市エリアを津波や高潮から守る浦戸湾の地震・津波対策（三重防護）など河川・海岸堤防の耐震化を推進するとともに、国際物流・交流拠点となる重要港湾3港（高知港、須崎港、宿毛湾港）において、防波堤の延伸や粘り強い化を推進

＜主な施策＞ ・浦戸湾の三重防護 【2,129(3,382) → 2,173(3,305)百万円】

・河川・海岸堤防の耐震化等 【3,291(7,021) → 3,239(6,737)百万円】※ 「※」は三重防護の予算含む

◆土砂災害対策の推進【1,980(2,946) → 1,962(3,499)百万円】

○土砂災害から人命を守るため、砂防関係施設の整備や防災学習会など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進

＜主な施策＞ ・砂防、急傾斜地、地すべり【1,974(2,939) → 1,956(3,493)百万円】 ・防災学習会等【6(6) → 6(6)百万円】

◆庁舎等の地震対策の推進【555(555) → 787(787)百万円】

○南海トラフ地震発生時に、復旧活動の拠点となる土木事務所の移転、耐震対策を推進

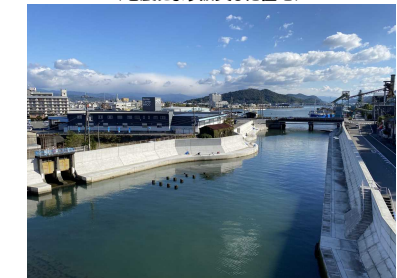
＜主な施策＞ ・新宿毛合同庁舎への移転【555(555) → 787(787)百万円】

R6年度中に移転完了！

など



＜地震により被災した住宅＞



＜三重防護（高知港海岸）＞



＜宿毛合同庁舎（高台移転）＞

(2)輸送ルートの確保など、「命をつなぐ」対策【7,099(9,095) → 6,955(10,047)百万円】

◆四国8の字ネットワーク等の整備促進【4,163(4,442) → 3,690(4,193)百万円】 ※国直轄道路事業費負担金分

◆緊急輸送道路等における橋梁耐震対策や法面防災対策等の推進【2,622(4,339) → 2,517(5,031)百万円】

○災害時の緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策等を推進

拡 道の駅「南国風良里」の防災拠点化施設整備の推進【16(16) → 366(366)百万円】

○道の駅「南国風良里」において、非常用トイレや非常用発電機等の導入を推進

新 無電柱化事業へのPFI方式導入の検討【(-) → 36(36)百万円】

など



＜四国横断自動車道 黒潮佐賀IC予定地（黒潮町）＞

(3)「生活を立ち上げる」対策【1,103(1,586) → 1,184(1,606)百万円】

◆地震後の復旧・復興事業を円滑に進めるため、市町村と連携し地籍調査を推進【1,088(1,571) → 1,174(1,597)百万円】

など

2. 豪雨等災害対策の推進

【18,875(26,002)→17,389(26,612)百万円】

(1) 豪雨等に備えるインフラ整備【10,635(16,650) → 8,581(17,042)百万円】

◆ 中小河川の治水対策とダム建設の推進【6,074(9,949) → 4,403(9,841)百万円】

○ 豪雨等による浸水被害を防ぐため、河川の拡幅や堤防の嵩上げ・強化などの河川改修やダムの建設を実施

＜主な施策＞ ・河川改修【2,977(6,762) → 2,840(6,737)百万円】 **新**流域治水プロジェクトのバージョンアップ【(-) → 9(9)百万円】
・和食ダム【1,546(1,596) → 773(2,013)百万円】 ・春遠ダム【1,551(1,591) → 790(1,090)百万円】



＜建設中の和食ダム＞

◆ 土砂災害対策の推進と加速化【2,337(3,302) → 2,321(3,859)百万円】

○ 土砂災害から人命を守るため、砂防関係施設の整備や防災学習会など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進

＜主な施策＞ ・砂防、急傾斜地（がけくずれ住家防災対策含む）、地すべり【2,320(3,286) → 2,305(3,842)百万円】 ・防災学習会等【6(6) → 6(6)百万円】
・土砂災害特別警戒区域内住居建替等事業費補助金【10(10) → 10(10)百万円】



＜土砂災害対策（急傾斜地崩壊対策事業）＞

◆ 道路の法面防災対策の推進【1,789(2,858) → 1,430(2,600)百万円】

○ 災害時の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等における法面防災対策を推進

◆ 海岸の高潮・高波対策の推進【436(541) → 419(734)百万円】

○ 台風等による高潮・高波による被害を防ぐため、海岸を防護する離岸堤の整備や越波防止柵などの整備を推進

など

(2) ダメージの蓄積を防ぐ、計画的な維持管理と災害への備え【8,009(8,992) → 8,556(9,110)百万円】

① 計画的な維持管理等の推進【2,415(3,398) → 2,798(3,351)百万円】

◆ 河川やダム、砂防施設等に堆積した土砂の浚渫【1,481(1,481) → 1,809(1,809)百万円】

拡国の有利な起債制度を最大限活用し、河川やダム等に堆積した土砂を計画的に浚渫し、浸水被害を軽減
※緊急浚渫推進事業債が令和6年度に最終年度を迎えることから、特に重点的に配分を実施



＜河川に堆積した土砂の浚渫＞

◆ 河川やダム等における施設の適切な維持管理等【935(1,918) → 989(1,542)百万円】

○ 豪雨時の流水制御に重要な役割を担う、河川等の水門、排水ポンプやダム等の適切な維持管理を実施
＜主な施策＞ ・河川、ダム【803(1,786) → 889(1,443)百万円】 ・海岸（排水機場等）【132(132) → 99(99)百万円】

② 災害への備え【5,593(5,593) → 5,758(5,758)百万円】

◆ 自然災害により被災した公共土木施設の復旧【4,503(4,503) → 4,919(4,919)百万円】

◆ 道路の崩土や、海岸に漂着した流木への迅速な対応【976(976) → 725(725)百万円】

＜主な施策＞ ・道路の崩土撤去等【884(884) → 661(661)百万円】 ・漂着した流木の撤去等【92(92) → 64(64)百万円】

など



＜漂着した流木＞

(3) 住民避難のための災害に関する警戒区域等の指定【231(361) → 251(460)百万円】

◆ 災害に関する警戒区域図の作成【231(361) → 251(460)百万円】

＜主な施策＞ ・洪水浸水想定区域図【188(318) → 188(397)百万円】 ・高潮浸水想定区域図【31(31) → 50(50)百万円】

など

3.産業振興や安全・安心に繋がるインフラ整備の推進 【42,957(57,890)→39,998(60,227)百万円】

道路・都市 【25,495(34,000)→23,978(34,892)百万円】

- 本県のあらゆる施策の基盤となる**四国8の字ネットワークの整備促進**と**産業振興を支援する道路整備**を推進
- 災害時の輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路等の**橋梁耐震対策**や**法面防災対策**を推進
- 中山間地域の暮らしにおける安全、安心を確保する、地域の実情に応じた**1.5車線の道路整備**を着実に推進
- 危険な盛土等を規制するため、盛土規制法の施行に伴う、**基礎調査**を実施 など

- <主な施策> ◆四国8の字ネットワークを構成する道路事業 【7,290(7,955)→6,260(7,082)百万円】
◆観光振興や産業振興を支援する幹線道路の整備 【5,890(8,093)→4,416(7,797)百万円】
◆1.5車線の道路整備 【3,015(4,003)→2,354(3,451)百万円】
◆盛土基礎調査 【37(37)→30(47)百万円】



四国8の字ネットワーク（南国安芸道路）

国道494号 佐川～吾桑バイパス

河川、砂防、港湾・海岸 【14,606(21,034)→13,152(22,467)百万円】

- 中小河川の治水対策**や**ダム**の建設、国の有利な財源を最大限活用した**計画的な河川やダム等の浚渫**を推進
- 安全な避難等を支援する砂防関係施設の重点整備など、**ハード・ソフト一体となった土砂災害対策**を推進
- 浦戸湾の地震・津波対策（三重防護）**など**河川・海岸堤防の地震・津波対策**を推進するとともに、国際物流・交流拠点となる**重要港湾3港**（高知港、須崎港、宿毛湾港）の**防波堤の延伸、粘り強い化**を推進 など

- <主な施策> **拡**河川やダム、砂防施設等に堆積した土砂の浚渫 【1,481(1,481)→1,809(1,809)百万円】
◆和食ダム 【1,546(1,596)→773(2,013)百万円】 ◆春遠ダム 【1,551(1,591)→790(1,090)百万円】
◆浦戸湾の三重防護 【2,129(3,382)→2,173(3,305)百万円】
◆河川・海岸堤防の耐震化等 【3,291(7,021)→3,239(6,737)百万円】※三重防護の予算含む



防波堤の延伸（高知港）

住宅・建築 【1,255(1,255)→1,268(1,268)百万円】

- 南海トラフ地震対策の重点課題である**住宅の耐震対策**に加え、**空き家改修等の支援**を拡充 など

- <主な施策> **拡**住宅等の耐震対策 【1,197(1,197)→1,218(1,218)百万円】
※住宅等の空き家改修等の予算含む
拡住宅等の空き家改修等 【201(201)→220(220)百万円】

その他 【1,600(1,600)→1,600(1,600)百万円】

- 維持修繕など**地域住民からの要望に迅速に対応**するため、**地域の安全安心推進事業**を推進 【1,600(1,600)→1,600(1,600)百万円】



地域の安全安心推進事業（舗装修繕）



地域の安全安心推進事業（舗装修繕）

4.既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新 【13,169(17,390)→14,646(17,449)百万円】

- 既存インフラの**計画的な維持管理・更新**を推進
- 高知新港など**港湾の利活用の促進**を図るとともに、クルーズ受入体制及び振興策の充実・強化を図る など

- <主な施策> ◆インフラの適正な維持管理 【9,663(9,663)→10,368(10,368)百万円】
◆インフラの長寿命化修繕 【3,419(7,640)→4,135(6,938)百万円】 **拡**客船受入体制の強化 【62(62)→112(112)百万円】



倒木状況（国道493号）

5.人口減少対策等重点施策の推進

【1,236→1,785百万円】

人口減少対策 【201→221百万円】

◆空き家の掘り起こし等の強化

○移住・定住の促進を図るうえで、喫緊の課題となっている**空き家活用による住宅確保策を強化・拡充**する

<主な施策> **新** 電力データを活用した空き家の実態調査 【0→17百万円】

新 「人口減少対策総合交付金」により市町村が地域の実情に応じて実施する空き家対策を強力に支援



空き家の掘り起こし等の強化

◆建設業における女性活躍の支援の強化

○女性活躍の場を拡大するため、建設事業者における**建設ディレクターの導入を後押し**する

<主な施策> **新** 高知県建設業人材育成事業費補助金 【0→2百万円】

■若手人材を建設ディレクターに育成する建設事業者に講座受講料の一部を助成

■助成額：82.5千円/人（1事業者あたり最大5人まで）

建設業における若年層女性就業者数（目標値）

年度	R2	R5	R9
若年層女性 (支援なし)	468人	446人	418人
若年層女性 (支援あり)	468人	446人	1割増 490人

デジタル化 【229→137百万円】

◆屋外広告物管理システムの構築

○屋外広告物管理許可台帳等をシステム化することにより、許可事務(約1,100件/年)や指導等の**業務の効率化を図る**

<主な施策> **新** 屋外広告物管理システムの構築 【0→26百万円】

◆砂防堰堤の3次元点群測量の推進

○砂防堰堤の3次元モデル化を行い、**点検作業の効率化・安全性向上を図る**とともに、防災学習等に活用することで、**防災意識の向上を図る**

<主な施策> ・砂防堰堤の3次元点群測量 【10→10百万円】 ※デジタル田園都市国家構想交付金を活用



砂防堰堤の3次元点群モデル

など

グリーン化 【733→1,279百万円】

◆公共施設照明のLED化の推進

○脱炭素化推進事業債(R7まで)等を活用し、**道路照明等のLED化を重点的に推進し、ライフサイクルコストの縮減**を目指す

<主な施策> **新** 道路照明の一括LED化 【0→774百万円】 **新** 港湾施設照明のLED化 【0→98百万円】

◆県営渡船の電気推進船への更新

○老朽化が進行している県営渡船を、ディーゼル推進船から**電気推進船**へ更新することで**CO2排出量ゼロ**を目指す

<主な施策> ・県営渡船の電気推進船化 【157→209百万円】

R6年度船体完成!



道路照明LED化

など

グローバル化 【73→148百万円】

◆外国客船の寄港回数の増加への対応や多言語対応の施設整備等を推進

<主な施策> **拡** 客船寄港時の歓迎、観光案内等委託料 【62→112百万円】 ・ヤ・シパーク看板多言語化 【6→33百万円】 など

令和6年度当初予算総括表

土木部（一般会計）

（単位：千円）

課名	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初見込額	左の財源内訳		備考
			特定財源	一般財源	
土木政策課	4,623,525	5,062,968	(国) 67,763 (負) 27,724 (使) 59,240 (手) 86,158 (諸) 2,126 (債) 978,300	3,841,657	
技術管理課	98,733	21,701	(国) 4,795	16,906	
用地対策課	1,272,060	1,382,409	(国) 784,232 (使) 28,304 (手) 2,602 (諸) 6,940	560,331	
河川課	10,290,932	9,099,507	(国) 1,587,420 (負) 195,472 (使) 50,099 (諸) 160,071 (債) 5,671,300	1,435,145	
防災砂防課	8,459,497	8,795,721	(国) 4,198,843 (負) 144,000 (使) 1 (諸) 7 (債) 4,115,200	337,670	
道路課	31,124,893	29,040,363	(国) 9,815,456 (負) 195,621 (使) 203,157 (手) 1,400 (諸) 23,337 (債) 15,257,800	3,543,592	
都市計画課	2,764,556	2,354,133	(国) 997,728 (負) 218,875 (手) 8,433 (諸) 25,582 (債) 958,500	145,015	
公園下水道課	2,059,212	2,273,881	(国) 397,245 (負) 42,287 (使) 10,571 (手) 2,136 (諸) 53,435 (債) 465,400	1,302,807	
住宅課	3,275,242	3,444,490	(国) 548,437 (使) 487,071 (手) 7,979 (諸) 849 (債) 1,027,700	1,372,454	
建築指導課	162,900	164,014	(国) 2,477 (手) 11,627 (諸) 198 (債) 3,900	145,812	
建築課	957,658	941,214	(諸) 1,055 (債) 661,800	278,359	
港湾振興課	765,702	313,714	(諸) 48,011	265,703	
港湾・海岸課	6,195,617	6,271,850	(国) 1,745,859 (負) 508,922 (使) 217,831 (諸) 1,807 (債) 2,993,300	804,131	
計	72,050,527	69,165,965	(国) 20,150,255 (負) 1,332,901 (使) 1,056,274 (手) 120,335 (諸) 323,418 (債) 32,133,200	14,049,582	

令和6年度当初予算総括表

土木部（特別会計）

（単位：千円）

課 名		令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初見込額	左の財源内訳		備 考
				特定財源	一般財源	
土地取得事業	用地対策課	1,894,797	1,681,938	(財) 1,281,938		
				(債) 400,000		
港湾整備事業	港湾・海岸課	547,784	503,562	(使) 156,526		
				(財) 90,118		
				(諸) 57,018		
				(債) 199,900		
計		2,442,581	2,185,500	(使) 156,526		
				(財) 1,372,056		
				(諸) 57,018		
				(債) 599,900		

令和6年度当初予算総括表

土木部（流域下水道事業会計）

（単位：千円）

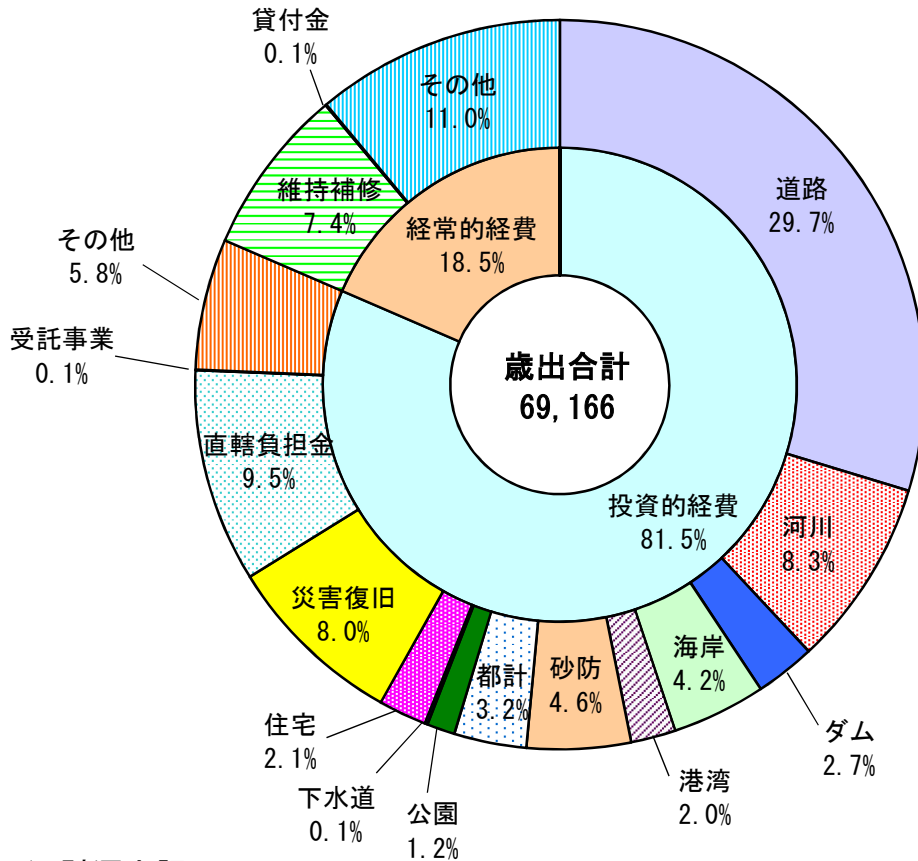
課室名	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初見込額	財源内訳		備考
			特定財源	一般財源	
公園下水道課					
流域下水道事業会計					
<収益の予算>					
(収益)	1,544,157	1,672,658			
(費用)	1,543,638	1,668,415			
(損益)	519	4,243			
<資本の予算>					
(収入)	744,687	1,090,046			
(支出)	747,672	1,091,572	資本の収入 1,090,046 当年度分消費税及び地方 消費税資本の収支調整額 1,526		

令和6年度土木部一般会計当初予算 歳出・財源内訳

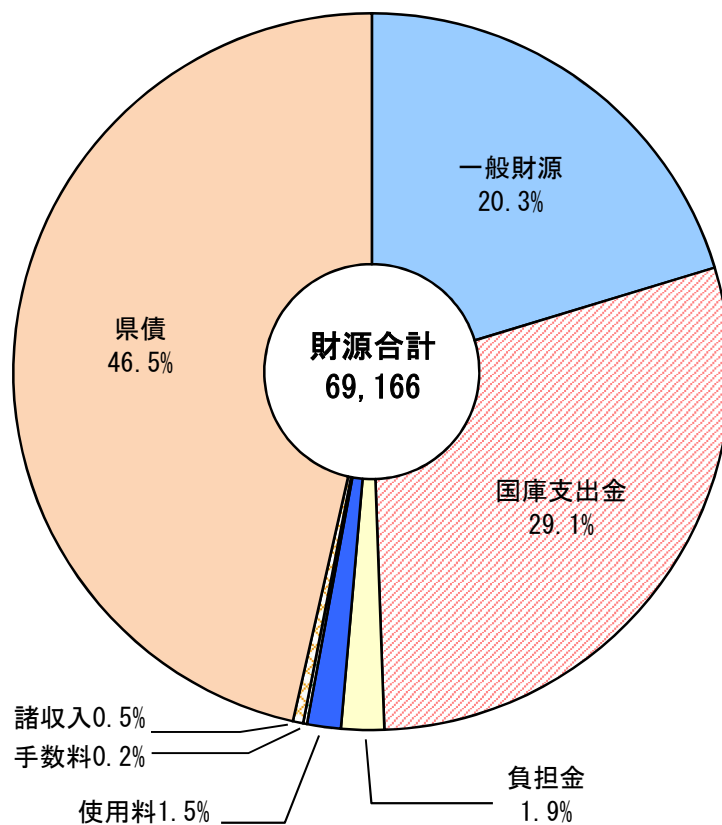
予算規模 69,166百万円（対前年度 Δ 2,885百万円（ Δ 4.0%））

（1）歳出内訳

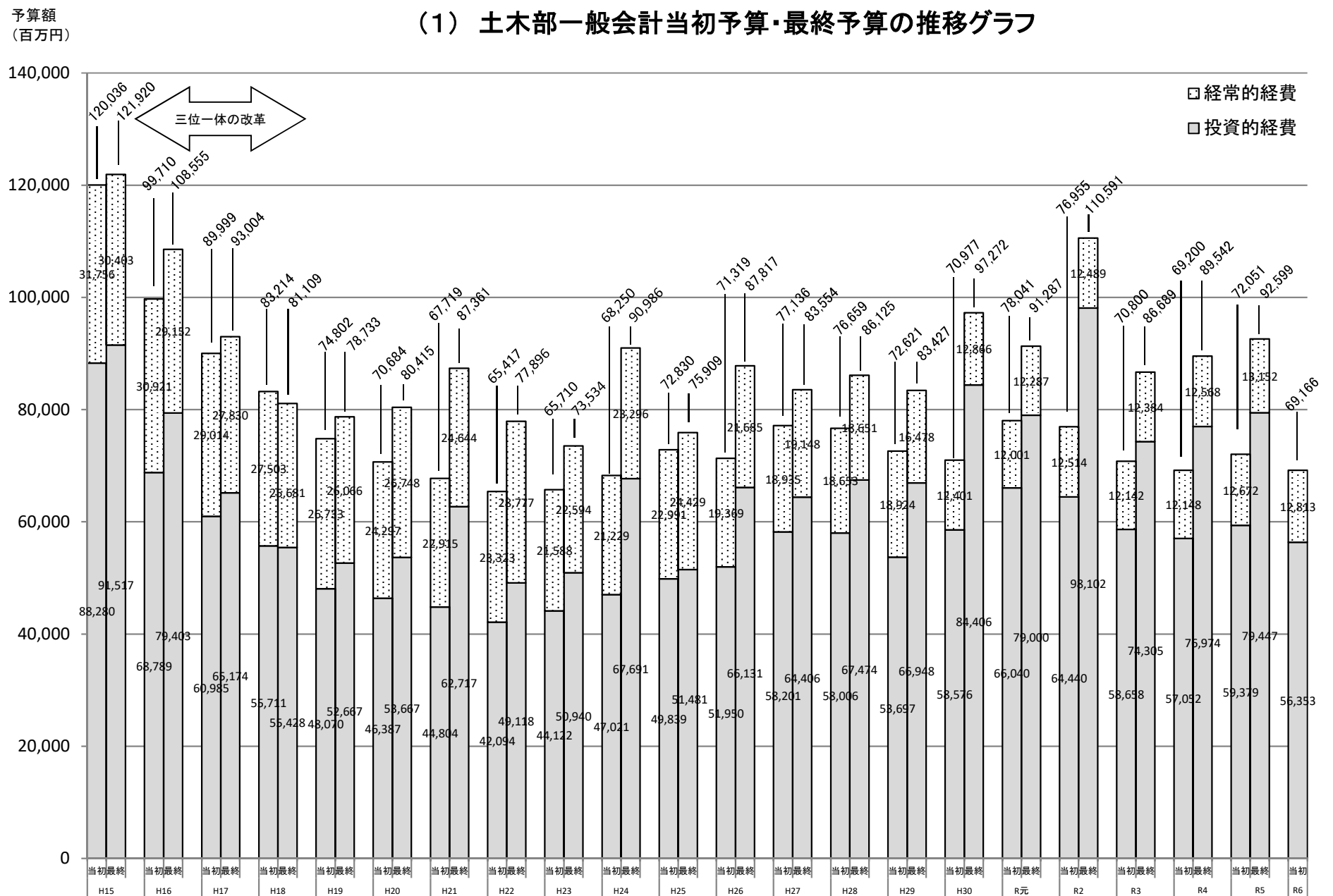
（単位：百万円）



（2）財源内訳



(1) 土木部一般会計当初予算・最終予算の推移グラフ



令和6年度当初予算説明資料

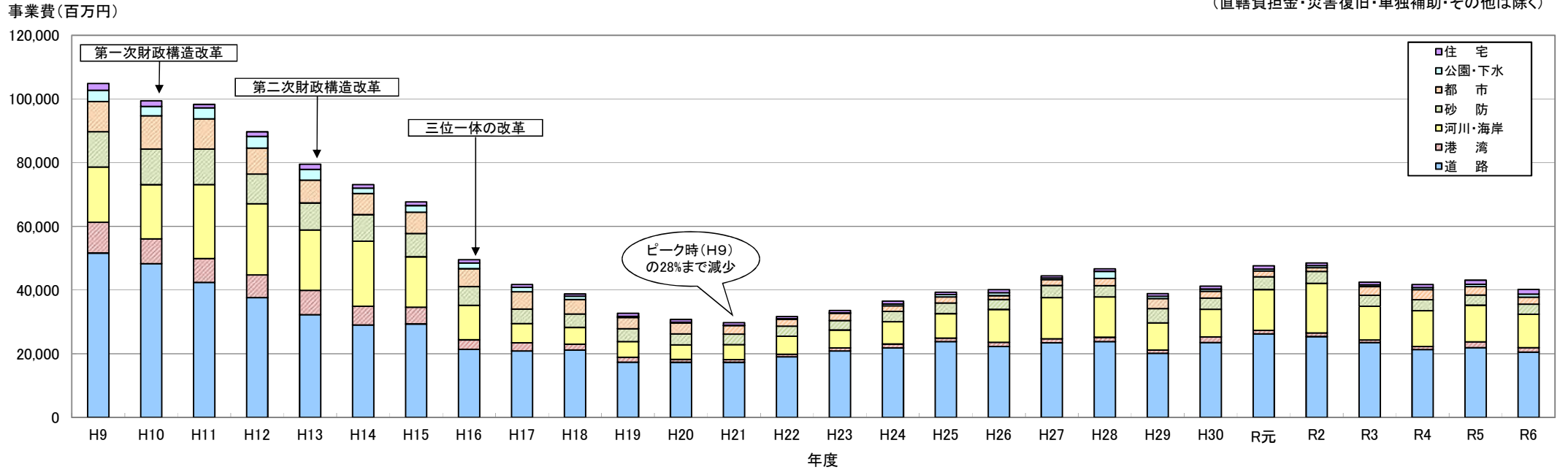
(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度		対前年度比 (%)		備 考
	当初予算案 (A)	当初予算 (B)	2月現計 (C)	(A)/(B)	(A)/(C)	
公 共 事 業	40,552,119	44,685,692	65,335,809	90.7	62.1	
一 般 公 共	28,967,771	33,064,942	53,201,497	87.6	54.4	
道 路	16,004,836	18,729,845	27,800,213	85.5	57.6	
河 川	1,488,218	1,432,425	5,884,567	103.9	25.3	
ダ ム	1,844,845	3,248,070	5,124,943	56.8	36.0	
海 岸	2,647,630	2,728,800	3,768,025	97.0	70.3	
港 湾	855,800	1,005,200	2,437,616	85.1	35.1	
砂 防	2,505,925	2,532,225	4,497,858	99.0	55.7	
都 計	1,554,497	1,799,105	2,186,317	86.4	71.1	
公 園	636,043	439,322	400,262	144.8	158.9	
下 水 道	87,080	80,414	71,314	108.3	122.1	
住 宅	1,342,897	1,069,536	1,030,382	125.6	130.3	
災 害 復 旧	4,864,082	4,451,331	2,599,066	109.3	187.1	
国直轄負担金	6,540,909	6,975,817	9,381,644	93.8	69.7	
その他補助事業	179,357	193,602	153,602	92.6	116.8	
単 独 事 業	15,779,280	14,445,330	13,880,169	109.2	113.7	
一 般 単 独	11,270,278	10,048,062	9,851,194	112.2	114.4	
道 路	4,536,200	3,181,884	3,181,884	142.6	142.6	
河 川	4,283,316	3,883,805	3,883,805	110.3	110.3	
海 岸	229,720	208,229	212,941	110.3	107.9	
港 湾	522,407	833,814	796,050	62.7	65.6	
砂 防	673,758	668,858	659,554	100.7	102.2	
都 計	666,743	871,694	720,102	76.5	92.6	
公 園	227,295	204,085	204,085	111.4	111.4	
住 宅	130,839	195,693	192,773	66.9	67.9	
単 独 補 助	2,068,724	2,031,783	1,944,224	101.8	106.4	
災 害 復 旧	667,622	891,435	888,574	74.9	75.1	
そ の 他	1,772,656	1,474,050	1,196,177	120.3	148.2	
受 託 事 業	21,821	247,722	231,136	8.8	9.4	
維 持 補 修	5,128,841	5,221,451	5,207,739	98.2	98.5	
土木政策課	1,600,000	1,600,000	1,600,000	100.0	100.0	
河 川 課	216,140	214,275	205,275	100.9	105.3	
防災砂防課	13,002	12,812	12,812	101.5	101.5	
道 路 課	2,589,399	2,684,127	2,684,127	96.5	96.5	
都市計画課	2,223	2,110	2,110	105.4	105.4	
公園下水道課	12,314	23,344	23,344	52.8	52.8	
住 宅 課	448,330	466,362	466,362	96.1	96.1	
建 築 課	57,257	57,436	57,436	99.7	99.7	
港湾・海岸課	190,176	160,985	156,273	118.1	121.7	
貸 付 金	41,225	71,559	71,559	57.6	57.6	
そ の 他	7,642,679	7,378,773	7,872,555	103.6	97.1	
人 件 費	3,319,584	3,101,309	3,093,789	107.0	107.3	
そ の 他	4,323,095	4,277,464	4,778,766	101.1	90.5	
合 計	69,165,965	72,050,527	92,598,967	96.0	74.7	

土木部一般会計当初予算の一般公共事業及び単独事業の推移

(直轄負担金・災害復旧・単独補助・その他は除く)

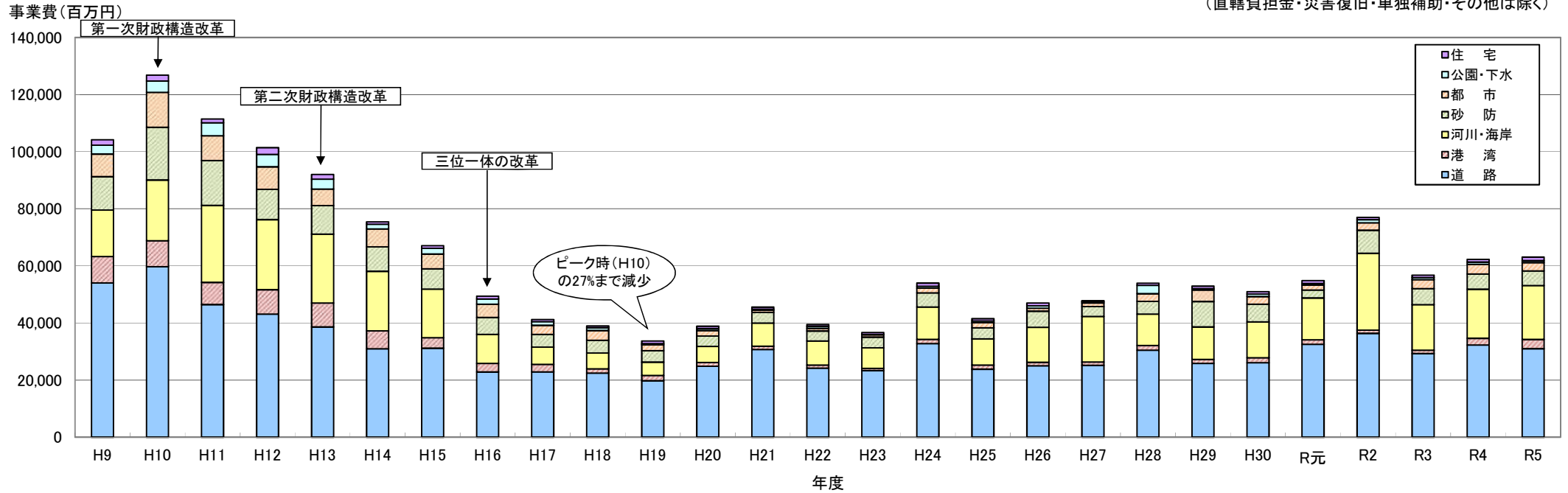


	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
道路	51,639	48,289	42,389	37,640	32,298	29,057	29,369	21,420	20,903	21,195	17,344	17,322	17,315	19,049	20,891	21,841	23,800	22,258	23,462	23,835	20,124	23,517	26,273	25,402	23,535	21,315	21,912	20,541
港湾	9,666	7,768	7,540	7,140	7,625	5,878	5,255	2,959	2,573	1,793	1,582	893	870	809	969	1,210	1,132	1,356	1,216	1,343	1,084	1,787	1,059	1,168	776	984	1,839	1,378
河川・海岸	17,336	17,039	23,224	22,310	18,952	20,438	15,837	10,856	5,994	5,281	4,875	4,558	4,663	5,671	5,604	6,997	7,680	10,315	12,970	12,660	8,491	8,692	12,840	15,567	10,629	11,249	11,501	10,494
砂防	11,124	11,188	11,174	9,371	8,496	8,318	7,295	5,888	4,560	4,253	4,086	3,478	3,316	3,159	2,973	3,249	3,309	3,137	3,839	3,563	4,517	3,473	4,032	3,709	3,437	3,416	3,201	3,180
都市	9,485	10,438	9,482	8,142	7,142	6,641	6,703	5,599	5,439	4,545	3,496	3,374	2,713	2,114	2,274	1,747	1,968	1,193	1,821	2,259	3,144	2,174	1,809	1,222	2,749	3,167	2,671	2,221
公園・下水	3,497	2,951	3,428	3,673	3,419	1,689	2,100	1,784	1,401	994	372	306	54	197	152	604	689	920	528	2,251	690	677	603	664	533	676	724	950
住宅	2,134	1,743	1,071	1,431	1,629	1,089	1,163	1,070	870	719	950	837	847	699	711	879	768	953	623	738	865	933	989	772	803	945	1,265	1,474
計	104,881	99,417	98,308	89,706	79,560	73,110	67,722	49,575	41,739	38,780	32,706	30,768	29,778	31,698	33,573	36,527	39,346	40,132	44,460	46,649	38,916	41,251	47,605	48,503	42,462	41,751	43,113	40,238

(単位: 百万円)

土木部一般会計最終予算の一般公共事業及び単独事業の推移

(直轄負担金・災害復旧・単独補助・その他は除く)



(単位:百万円) ㌦:百万円

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
道路	54,007	59,716	46,437	43,124	38,589	30,969	31,148	22,813	22,851	22,431	19,741	24,822	30,728	24,202	23,305	32,768	23,791	24,981	25,131	30,449	25,808	26,051	32,505	36,373	29,261	32,261	30,982
港湾	9,240	9,081	7,768	8,518	8,387	6,285	3,679	3,004	2,670	1,520	1,852	1,354	1,137	1,053	802	1,466	1,471	1,227	1,167	1,677	1,408	1,764	1,567	1,127	1,215	2,380	3,234
河川・海岸	16,307	21,292	26,946	24,565	24,152	20,855	17,027	10,190	6,003	5,488	4,686	5,586	8,090	8,421	7,158	11,359	9,154	12,277	15,977	10,969	11,383	12,550	14,692	26,885	15,946	17,174	18,874
砂防	11,685	18,484	15,777	10,633	9,975	8,571	7,135	5,907	4,462	4,470	3,990	3,640	3,729	3,525	3,791	4,965	3,884	5,640	3,455	4,486	8,913	6,209	2,752	8,094	5,586	5,311	5,157
都市	7,947	12,219	8,651	7,882	5,822	6,237	5,151	4,685	3,196	3,448	2,063	1,964	717	874	814	1,641	1,806	1,057	1,293	2,683	4,009	2,696	1,784	2,585	3,173	3,427	2,906
公園・下水	3,093	3,940	4,562	4,339	3,460	1,696	2,024	1,772	1,258	962	429	654	420	683	151	652	622	833	468	2,922	517	845	570	1,127	753	757	676
住宅	1,893	2,093	1,291	2,353	1,615	797	907	1,002	785	613	936	819	722	669	623	1,110	768	953	319	738	865	862	989	775	806	945	1,223
計	104,173	126,826	111,432	101,414	92,000	75,411	67,072	49,373	41,225	38,932	33,696	38,840	45,543	39,427	36,644	53,961	41,497	46,967	47,810	53,923	52,904	50,976	54,858	76,967	56,741	62,256	63,053

令和6年度 土木部 施策体系表

「安全、安心な高知」を実現するインフラ整備の推進

<一般会計>

細目事業名	R6当初 予算額	R5国補正 予算額	R5当初 予算額	R4国補正 予算額	担当課名
1.四国8の字ネットワークを構成する 高速道路等の整備促進	3,952,864	502,502	4,289,728	278,336	
国直轄道路事業費負担金	3,690,005	502,502	4,041,670	278,336	道路課
高規格道路等建設促進事業費(補助金)	262,859		248,058		道路課
2.国直轄事業の整備促進	2,819,404	1,859,346	2,847,447	1,832,175	
国直轄道路事業費負担金	1,054,168	33,334	1,088,293	97,084	道路課
国直轄河川事業費負担金	440,298	652,202	498,216	509,381	河川課
国直轄砂防事業費負担金	300,000	111,310	300,000	90,001	防災砂防課
国直轄港湾事業費負担金	663,125	570,000	565,938	699,875	港湾・海岸課
国直轄河川海岸事業費負担金	141,813	122,500	130,000	210,834	港湾・海岸課
国直轄港湾海岸事業費負担金	220,000	370,000	265,000	225,000	港湾・海岸課
3.地域の経済活動を支える社会基盤の 整備等	10,599,399	5,134,565	14,176,142	3,505,261	
(1) 地域振興を支援する道路整備の推進	7,296,486	4,803,878	9,773,220	3,225,071	
社会資本整備総合交付金事業費(改築系)・防災・安全交付金事業費(改築系)・道路改良費(地方特定道路整備事業費)	7,096,486	4,803,878	9,584,330	3,225,071	道路課
うち1.5車線の道路整備	2,354,359	1,096,479	3,014,518	988,321	道路課
道路改良費(せいかつのみち整備事業費)	200,000		188,890		道路課
(2) 地域振興を支援する港湾整備の推進等	1,043,374	330,687	1,699,218	280,190	
重要港湾改修費	367,500	52,500	435,750	170,500	港湾・海岸課
地方港湾改修費	126,000	73,500	126,000	35,000	港湾・海岸課
港湾施設改良費	309,800	192,087	369,950	62,000	港湾・海岸課
港湾単独改良費	12,111		76,097		港湾・海岸課
ボートセールス推進事業費	216,103	12,600	664,440	12,690	港湾振興課
姉妹港交流促進事業費	9,460		14,181		港湾振興課
砂利対策費(既存土場調査)	2,400		12,800		用地対策課
(3) 都市機能の充実	2,259,539	0	2,703,704	0	
都市計画街路事業費	1,551,295		1,796,414		都市計画課
都市計画街路単独事業費	656,236		871,694		都市計画課
都市計画策定費	52,008		35,596		都市計画課
4.安全で安心できる県土づくり	25,633,195	14,336,785	25,501,053	12,766,799	
(1) 河川の治水対策	4,957,537	4,325,500	4,729,260	4,297,000	
社会資本整備総合交付金事業費	426,668		384,000		河川課
防災・安全交付金事業費(地震高潮対策事業費)	21,000	1,742,700	21,000	1,619,000	河川課
防災・安全交付金事業費(広域河川改修、総合流域防災)	295,050	1,715,600	374,325	1,451,000	河川課
大規模特定河川事業費	409,500	160,900	321,000	98,000	河川課
事業間連携河川事業費	189,000	486,900	189,000	747,000	河川課
河川メンテナンス事業費	147,000	219,400	155,100	382,000	河川課
河川改修費	3,469,319		3,284,835		河川課
(2) 土砂災害防止対策	8,454,979	2,003,900	8,121,405	2,004,730	
通常砂防事業費(特定土砂災害対策推進事業費、防災・安全交付金事業費)	769,650	528,100	663,075	393,015	防災砂防課
防災・安全交付金事業費(情報基盤整備事業)	21,000		12,600		防災砂防課
特定土砂災害対策推進事業費(砂防メンテナンス事業費)	378,000	466,200	394,800	1,038,901	防災砂防課
地すべり対策事業費(特定土砂災害対策推進事業費、防災・安全交付金事業費)	168,000	17,850	168,000	25,764	防災砂防課
急傾斜地崩壊対策事業費(特定土砂災害対策推進事業費、防災・安全交付金事業費)	1,017,975	991,750	1,142,450	547,050	防災砂防課
災害関連緊急砂防事業費	31,500		31,500		防災砂防課
災害関連緊急地すべり対策事業費	31,500		31,500		防災砂防課
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	31,500		31,500		防災砂防課
河川等災害関連事業費	25,200		25,200		防災砂防課
国直轄災害関連事業費負担金	31,500		86,700		防災砂防課
砂防単独事業費	646,258		643,858		防災砂防課

細目事業名	R 6 当初 予算額	R 5 国補正 予算額	R 5 当初 予算額	R 4 国補正 予算額	担当課名
がけずれ住家防災対策費	321,600		321,600		防災砂防課
土砂災害対策支援事業費	10,000		10,000		防災砂防課
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費	19,000		19,000		防災砂防課
砂防等基礎調査費	12,600		12,600		防災砂防課
砂防諸費	8,978		8,703		防災砂防課
公共土木施設災害復旧事業費	4,930,718		4,518,319		防災砂防課
(3) 道路防災対策	6,390,808	4,819,276	5,491,156	4,257,814	
道路改良費(あんぜんな道づくり事業費)	122,000		100,000		道路課
防災・安全交付金事業費(防災・修繕系)	5,075,092	3,475,462	4,361,837	3,587,830	道路課
防災・安全交付金事業費(橋梁耐震系)	1,193,716	1,343,814	1,029,319	669,984	道路課
(4) ダムの整備	1,844,845	1,874,725	3,248,070	690,950	
和食ダム建設事業費	772,500	1,240,725	1,545,870	50,000	河川課
生活貯水池ダム建設事業費	790,000	300,000	1,551,000	40,000	河川課
ダム改良費	282,345	334,000	151,200	600,950	河川課
(5) 海岸の整備	2,792,647	890,930	2,805,076	1,033,500	
高潮対策事業費	1,947,750	817,430	2,205,000	954,750	港湾・海岸課
侵食対策事業費	84,000	42,000	96,600		港湾・海岸課
津波・高潮危機管理対策緊急事業費	555,030	31,500	317,100	78,750	港湾・海岸課
市町村管理漁港海岸保全事業費	169,200		135,600		港湾・海岸課
海岸単独海岸保全施設整備費	36,667		50,776		港湾・海岸課
(6) 県土の有効利用を促進する土地情報の整備・充実	1,192,379	422,454	1,106,086	482,805	
国土調査費	1,174,434	422,454	1,088,119	482,805	用地対策課
地価調査費	17,945		17,967		用地対策課
(7) 盛土等による災害から国民の生命・身体を守る	30,112	0	37,074	0	
都市計画規制費	30,112		37,074		都市計画課
5. 少子高齢化社会に対応した施設の整備等	4,813,309	522,287	4,228,718	563,138	
(1) 住宅の供給整備・支援	1,473,736	0	1,265,229	0	
住戸改善推進事業費	1,473,736		1,265,229		住宅課
(2) 安全で利用しやすい道路空間づくり	2,130,227	510,154	1,973,106	488,948	
防災・安全交付金事業費・道路改良費(地方特定道路整備事業費(交安系))	2,030,227	510,154	1,873,106	488,948	道路課
道路改良費(交通安全施設整備費)	100,000		100,000		道路課
(3) 快適な生活の基盤となる公園・下水道の整備促進	1,209,346	12,133	990,383	74,190	
都市公園事業費	634,305	3,950	438,480	63,600	公園下水道課
都市公園単独事業費	206,434		203,325		公園下水道課
浄化槽設置管理推進事業費	125,943		125,688		公園下水道課
団体営農業集落排水事業費	82,187		75,687	10,300	公園下水道課
流域下水道事業会計支出金	160,477	8,183	147,203	290	公園下水道課
6. 既存施設の有効活用と長寿命化のための適正な維持管理	14,082,737	2,368,409	12,686,794	3,182,166	
(1) 既存ストックの適正な維持管理	8,205,265	0	7,450,115	0	
地域の安全安心推進事業費	1,600,000		1,600,000		土木政策課
河川管理費	241,506		223,857		河川課
ダム管理費	974,255		968,367		河川課
道路維持管理費	4,268,746		3,908,722		道路課
都市施設管理費	2,223		2,110		都市計画課
港湾維持修繕管理費	775,025		486,552		港湾・海岸課
海岸維持修繕管理費	343,510		260,507		港湾・海岸課
(2) 都市公園の管理運営	1,006,525	0	1,005,297	0	
県立都市公園管理運営委託料	823,425		797,498		公園下水道課
県立都市公園管理事務費	183,100		207,799		公園下水道課
(3) 県営施設の適正な管理	1,156,229	0	1,207,496	0	
県営住宅管理費	464,402		487,199		住宅課
県有施設管理費	691,827		720,297		建築課
(4) 既存施設の長寿命化のための取組	3,714,718	2,368,409	3,023,886	3,182,166	
(再掲) 河川施設の長寿命化修繕<河川メンテナンス事業費、河川改修費>	294,778	219,400	302,878	382,000	河川課
道路施設の長寿命化修繕計画更新等<道路メンテナンス事業費>	363,580	455,191	627,225	460,731	道路課
道路施設の長寿命化修繕等<道路メンテナンス事業費・防災・安全交付金事業費>	3,016,460	1,662,318	2,027,328	2,339,435	道路課
(一部再掲) 海岸施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策<海岸老朽化対策緊急事業費>	39,900	31,500	66,455		港湾・海岸課

細目事業名	R 6 当初 予算額	R 5 国補正 予算額	R 5 当初 予算額	R 4 国補正 予算額	担当課名
7.市町村や民間との連携	1,146,643	0	1,100,879	0	
(再掲) ふれあいの道づくり支援事業費	1,406		1,573		道路課
(再掲) 地域の住民力を活用した維持管理<道路維持管理費>	185,727		186,912		道路課
(再掲) おもてなしの水辺創成事業委託料	40,630		40,630		河川課
河川管理推進事業費	1,966		1,940		河川課
(再掲) 県立都市公園管理運営委託料	823,425		797,498		公園下水道課
(再掲) ビーチボランティア・海岸愛護団体への支援<海岸管理費>	418		291		港湾・海岸課
長浜種崎間の県営渡船運営費<渡船費>	93,071		72,035		道路課
8.南海トラフ地震への備え	16,350,507	7,503,954	16,258,145	7,081,305	
(再掲) 県管理河川の地震・津波対策<防災・安全交付金事業費、事業間連携河川事業費、河川管理費、河川改修費>	321,477	2,229,600	321,477	2,366,000	河川課
(再掲) 砂防関係施設の整備<通常砂防事業費、地すべり対策事業費、急傾斜地崩壊対策事業費>	1,955,625		1,973,525		防災砂防課
(再掲) 防災学習会及び土砂災害啓発資料作成等委託業務<砂防諸費>	6,121		6,458		防災砂防課
(再掲) 緊急輸送道路等における橋梁耐震補強<防災・安全交付金事業費(耐震系)>	1,193,716	1,343,814	1,029,319	669,984	道路課
(再掲) 緊急輸送道路等における道路法面対策<防災・安全交付金事業費(防災系)>	1,323,042	1,170,154	1,592,185	1,047,181	道路課
(再掲) 四国8の字ネットワーク・高知松山自動車道の整備促進<国直轄道路事業費負担金>	3,746,673	502,502	4,163,337	278,336	道路課
(再掲) 道路啓開計画の実効性を高める取り組み<防災・安全交付金事業費>	20,942		20,942		道路課
(再掲) 道の駅防災拠点化整備<社会資本整備総合交付金事業費>	366,492		15,707		道路課
(再掲) 都市計画道路高知駅南町線の整備<都市計画街路事業費、都市計画街路単独事業費>	157,894		157,894		都市計画課
被災宅地危険度判定士・判定調整員の養成等経費<都市計画規制費>	967		928		都市計画課
震災復興まちづくり訓練経費<都市計画策定費>	6,358		11,942		都市計画課
(再掲) 浦戸湾東部流域下水道の耐震・津波対策	137,100		61,160	32,790	公園下水道課
住宅耐震対策事業<住宅耐震対策事業費>	1,218,161		1,197,342		住宅課
建築物耐震対策緊急促進事業<建築指導監督費>	49,656		57,921		建築指導課
建築物応急危険度判定促進事業<建築指導監督費>	2,326		2,143		建築指導課
(一部再掲) 港湾施設における地震対策	966,125	567,500	1,022,913	839,875	港湾・海岸課
(一部再掲) (重要港湾)	878,125	567,500	913,913	804,875	港湾・海岸課
(再掲) (地方港湾)	84,000		105,000	35,000	港湾・海岸課
(プレジャーボート対策事業費)	4,000		4,000		港湾・海岸課
(再掲) うち浦戸湾の三重防護対策	761,250	500,000	774,063	598,625	港湾・海岸課
(再掲) うち防災拠点港(須崎)の岸壁耐震化		75,600	31,500		港湾・海岸課
(一部再掲) 海岸施設における地震・津波地策	2,917,966	1,267,930	2,969,598	1,364,334	港湾・海岸課
(一部再掲) (浦戸湾の地震・津波対策)	1,448,304	632,430	1,410,592	654,750	港湾・海岸課
(再掲) (浦戸湾以外の地震・津波対策)	1,437,906	635,500	1,527,250	709,584	港湾・海岸課
(海岸陸こう等常時閉鎖)	31,756		31,756		港湾・海岸課
(再掲) 国土調査費	1,174,434	422,454	1,088,119	482,805	用地対策課
建設業事業継続計画(BCP)認定業務事業<建設業活性化事業費>	3,212		3,212		土木政策課
庁舎等の地震対策<土木諸費>	775,158		555,281		土木政策課
土木事務所等近傍居住<土木諸費>	7,062		6,742		土木政策課
9.建設業の活性化	23,375	0	15,893	0	
建設業活性化事業費	14,052		10,384		土木政策課
施工管理技術向上事業費	5,484		2,132		技術管理課
建設技術管理事業費	3,839		3,377		技術管理課
部 合 計 (一般会計)	69,165,965		72,050,527		

<特別会計>

細目事業名	R 6 当初 予算額	R 5 国補正 予算額	R 5 当初 予算額	R 4 国補正 予算額	担当課名
1.土地取得事業特別会計	1,681,938		1,894,797		用地対策課
2.港湾整備事業特別会計	503,562		547,784		港湾・海岸課
部 合 計 (特別会計)	2,185,500	0	2,442,581	0	

<公営企業会計>

細目事業名	R 6 当初 予算額	R 5 国補正 予算額	R 5 当初 予算額	R 4 国補正 予算額	担当課名
流域下水道事業会計	2,759,987	230,019	2,291,310	425,589	公園下水道課

令和6年度土木部当初予算細目内訳表（一般会計及び特別会計、公営企業会計）

一般会計

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	款計：大太字		対前年度比 %	前年との差額 (A) - (B)	予算計上課
		令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)			
土木部総計（土木費＋災害復旧費）		69,165,965	72,050,527	96%	△ 2,884,562	
1 土木費		64,193,946	67,490,917	95%	△ 3,296,971	
1 土木総務費		6,467,078	5,994,318	108%	472,760	
1 土木政策費		5,062,968	4,623,525	110%	439,443	
企画調整費		15,355	14,866	103%	489	土木政策
地域の安全安心推進事業費		1,600,000	1,600,000	100%	0	土木政策
建設業者指導監督費		19,420	29,165	67%	△ 9,745	土木政策
建設工事及び建設業務統計調査費		942	942	100%	0	土木政策
人件費		2,231,972	2,113,213	106%	118,759	土木政策
土木諸費		1,176,733	851,743	138%	324,990	土木政策
建設業活性化事業費		18,546	13,596	136%	4,950	土木政策
2 技術管理費		21,701	98,733	22%	△ 77,032	
優良建設工事施工者表彰費		2,881	3,216	90%	△ 335	技術管理
施工管理技術向上事業費		6,267	2,822	222%	3,445	技術管理
建設技術管理事業費		12,553	92,695	14%	△ 80,142	技術管理
3 用地対策費		1,367,765	1,259,741	109%	108,024	
用地指導費		21,127	17,392	121%	3,735	用地対策
砂利対策費		7,052	17,004	41%	△ 9,952	用地対策
河川海岸等自然保護対策費		67,724	59,583	114%	8,141	用地対策
人件費		73,355	53,862	136%	19,493	用地対策
土地利用調整費		4,855	4,667	104%	188	用地対策
地価調査費		17,945	17,967	100%	△ 22	用地対策
国土調査費		1,174,434	1,088,119	108%	86,315	用地対策
国土利用計画等管理運営費		1,273	1,147	111%	126	用地対策
4 収用委員会費		14,644	12,319	119%	2,325	
収用委員会運営費		14,644	12,319	119%	2,325	用地対策
2 河川費		9,099,507	10,290,932	88%	△ 1,191,425	
1 河川管理費		3,464,885	4,836,583	72%	△ 1,371,698	
人件費		50,044	50,707	99%	△ 663	河川
河川管理費		241,506	223,857	108%	17,649	河川
河川管理推進事業費		1,966	1,940	101%	26	河川
水資源対策費		73,484	63,358	116%	10,126	河川
エネルギー対策費		139,057	139,182	100%	△ 125	河川
永瀬ダム管理費		713,748	714,388	100%	△ 640	河川
鏡ダム管理費		231,600	231,044	100%	556	河川
桐具ダム管理費		80,274	78,120	103%	2,154	河川
坂本ダム管理費		61,825	56,999	108%	4,826	河川
生活貯水池ダム管理費		15,262	16,901	90%	△ 1,639	河川
和食ダム管理費		2,200	3,232	68%	△ 1,032	河川
和食ダム建設事業費		772,500	1,545,870	50%	△ 773,370	河川
生活貯水池ダム建設事業費		790,000	1,551,000	51%	△ 761,000	河川
ダム改良費		282,345	151,200	187%	131,145	河川
ダム調整費		9,074	8,785	103%	289	河川
2 河川整備費		3,706,106	3,511,708	106%	194,398	
河川改修費		3,469,319	3,284,835	106%	184,484	河川
河川調査費		101,197	127,330	79%	△ 26,133	河川
水防活動費		135,590	99,543	136%	36,047	河川
3 河川改良費		1,928,516	1,942,641	99%	△ 14,125	
社会資本整備総合交付金事業費		426,668	384,000	111%	42,668	河川
大規模特定河川事業費		409,500	321,000	128%	88,500	河川
事業間連携河川事業費		189,000	189,000	100%	0	河川
防災・安全交付金事業費		316,050	395,325	80%	△ 79,275	河川
国直轄河川事業費負担金		440,298	498,216	88%	△ 57,918	河川
河川メンテナンス事業費		147,000	155,100	95%	△ 8,100	河川
3 砂防費		3,865,003	3,941,178	98%	△ 76,175	
1 砂防費		1,027,578	1,022,253	101%	5,325	
砂防調査費		27,500	25,000	110%	2,500	防災砂防
砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費		13,242	13,092	101%	150	防災砂防
砂防単独事業費		646,258	643,858	100%	2,400	防災砂防
がけくずれ住家防災対策費		321,600	321,600	100%	0	防災砂防
土砂災害対策支援事業費		10,000	10,000	100%	0	防災砂防
砂防諸費		8,978	8,703	103%	275	防災砂防
2 砂防整備費		2,667,225	2,693,525	99%	△ 26,300	
防災・安全交付金事業費		1,594,425	1,633,220	98%	△ 38,795	防災砂防
特定土砂災害対策推進事業費		760,200	747,705	102%	12,495	防災砂防
砂防等基礎調査費		12,600	12,600	100%	0	防災砂防
国直轄砂防事業費負担金		300,000	300,000	100%	0	防災砂防
3 災害関連費		170,200	225,400	76%	△ 55,200	
災害関連緊急砂防事業費		31,500	31,500	100%	0	防災砂防
災害関連緊急地すべり対策事業費		31,500	31,500	100%	0	防災砂防
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費		31,500	31,500	100%	0	防災砂防
国直轄災害関連事業費負担金		31,500	86,700	36%	△ 55,200	防災砂防
河川等災害関連事業費		25,200	25,200	100%	0	防災砂防
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費		19,000	19,000	100%	0	防災砂防

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比 % (A)/(B)	前年との差額 (A)-(B)	予算計上課
4	道路橋梁費	29,040,363	31,124,893	93%	△ 2,084,530	
1	道路橋梁管理費	8,270,412	7,202,268	115%	1,068,154	
	人件費	29,174	24,377	120%	4,797	道路
	道路橋梁総務費	28,009	22,774	123%	5,235	道路
	道路維持管理費	4,285,818	3,925,794	109%	360,024	道路
	渡船費	93,071	72,035	129%	21,036	道路
	道路改良費	3,520,200	2,856,452	123%	663,748	道路
	(せいかつのみち整備事業費)	(200,000)	(188,890)	(106%)	11,110	
	(地方特定道路整備事業費)	(2,113,200)	(1,682,222)	(126%)	430,978	
	(あんげんな道づくり事業費)	(122,000)	(100,000)	(122%)	22,000	
	(交通安全施設整備費)	(100,000)	(100,000)	(100%)	0	
	(公共施設等適正管理推進事業費)	(985,000)	(785,340)	(125%)	199,660	
	道路情報化推進事業費	51,281	48,270	106%	3,011	道路
	高規格道路等建設促進事業費	262,859	252,556	104%	10,303	道路
2	道路橋梁改良費	20,769,951	23,922,635	87%	△ 3,152,684	
	道路改築費	2,154,975	2,780,105	78%	△ 625,130	道路
	社会資本整備総合交付金事業費	1,617,800	2,458,374	66%	△ 840,574	道路
	市町村事業指導監督事務費	10,245	10,000	102%	245	道路
	国直轄道路事業費負担金	4,744,173	5,129,963	92%	△ 385,790	道路
	防災・安全交付金事業費	7,467,958	9,796,447	76%	△ 2,328,489	道路
	道路メンテナンス事業費	3,380,040	2,654,553	127%	725,487	道路
	土砂災害対策道路事業費	456,543	401,048	114%	55,495	道路
	道路交通安全施設等整備事業費	917,275	692,145	133%	225,130	道路
	無電柱化推進事業費	20,942	0	皆増	20,942	道路
5	都市計画費	4,628,014	4,823,768	96%	△ 195,754	
1	都市計画費	99,610	92,237	108%	7,373	
	都市計画策定費	61,600	50,788	121%	10,812	都市計画
	都市計画規制費	35,787	39,339	91%	△ 3,552	都市計画
	都市施設管理費	2,223	2,110	105%	113	都市計画
2	都市整備費	700,026	873,214	80%	△ 173,188	
	屋外広告物等指導規制費	27,990	1,520	1841%	26,470	都市計画
	都市計画街路関連事業費	15,800	0	皆増	15,800	都市計画
	都市計画街路単独事業費	656,236	871,694	75%	△ 215,458	都市計画
3	都市施設整備費	1,554,497	1,799,105	86%	△ 244,608	
	都市計画街路事業費	1,551,295	1,796,414	86%	△ 245,119	都市計画
	市町村事業指導監督事務費	3,202	2,691	119%	511	都市計画
4	公園費	1,849,002	1,647,944	112%	201,058	
	都市公園管理費	1,006,525	1,005,297	100%	1,228	公園下水道
	都市公園単独事業費	206,434	203,325	102%	3,109	公園下水道
	都市公園事業費	634,305	438,480	145%	195,825	公園下水道
	市町村都市公園事業指導監督事務費	1,738	842	206%	896	公園下水道
5	下水道費	424,879	411,268	103%	13,611	
	下水道諸費	4,955	4,337	114%	618	公園下水道
	市町村下水道事業指導監督事務費	4,893	4,727	104%	166	公園下水道
	流域下水道事業会計支出金	160,477	147,203	109%	13,274	公園下水道
	生活排水処理構想策定事業費	4,379	9,483	46%	△ 5,104	公園下水道
	浄化槽設置管理推進事業費	125,943	125,688	100%	255	公園下水道
	団体営業集落排水事業費	82,187	75,687	109%	6,500	公園下水道
	流域下水道事業費	42,045	44,143	95%	△ 2,098	公園下水道
6	建築費	4,549,718	4,395,800	104%	153,918	
1	住宅費	3,444,490	3,275,242	105%	169,248	
	人件費	140,097	143,108	98%	△ 3,011	住宅
	宅地建物取引業指導監督費	2,718	2,339	116%	379	住宅
	住宅諸費	30,410	45,732	66%	△ 15,322	住宅
	住宅新築資金等貸付助成事業費	68,127	69,262	98%	△ 1,135	住宅
	住宅耐震対策事業費	1,233,375	1,211,237	102%	22,138	住宅
	市町村事業等指導監督事務費	14,494	13,257	109%	1,237	住宅
	県営住宅管理費	464,402	487,199	95%	△ 22,797	住宅
	県営住宅建替事業推進費	17,131	37,879	45%	△ 20,748	住宅
	住戸改善推進事業費	1,473,736	1,265,229	116%	208,507	住宅
2	建築指導費	164,014	162,900	101%	1,114	
	人件費	80,945	79,285	102%	1,660	建築指導
	建築指導監督費	69,503	71,528	97%	△ 2,025	建築指導
	建築指導諸費	11,637	10,177	114%	1,460	建築指導
	市町村事業指導監督事務費	1,929	1,910	101%	19	建築指導
3	建築費	941,214	957,658	98%	△ 16,444	
	人件費	150,261	141,631	106%	8,630	建築
	県有施設管理費	782,119	807,221	97%	△ 25,102	建築
	建築諸費	4,554	5,301	86%	△ 747	建築
	営繕諸費	4,280	3,505	122%	775	建築

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	対前年度比 % (A)/(B)	前年との差額 (A)-(B)	予算計上課
7	港湾費	2,866,830	3,196,564	90%	△ 329,734	
1	港湾振興費	313,714	765,702	41%	△ 451,988	
	人件費	88,151	87,081	101%	1,070	港湾振興
	ボートセールス推進事業費	216,103	664,440	33%	△ 448,337	港湾振興
	姉妹港交流促進事業費	9,460	14,181	67%	△ 4,721	港湾振興
2	港湾費	1,034,191	859,724	120%	174,467	
	人件費	91,624	96,970	94%	△ 5,346	港湾・海岸
	港湾管理費	315,570	219,315	144%	96,255	港湾・海岸
	港湾統計調査費	1,633	1,445	113%	188	港湾・海岸
	港湾美化対策事業費	75,654	72,396	105%	3,258	港湾・海岸
	プレジャーボート対策事業費	23,424	23,668	99%	△ 244	港湾・海岸
	港湾調査費	13,495	31,037	43%	△ 17,542	港湾・海岸
	港湾単独改良費	12,111	76,097	16%	△ 63,986	港湾・海岸
	港湾維持修繕費	459,455	267,237	172%	192,218	港湾・海岸
	港湾整備事業特別会計貸付金	41,225	71,559	58%	△ 30,334	港湾・海岸
3	港湾建設費	1,518,925	1,571,138	97%	△ 52,213	
	重要港湾改修費	367,500	435,750	84%	△ 68,250	港湾・海岸
	地方港湾改修費	126,000	126,000	100%	0	港湾・海岸
	港湾施設改良費	309,800	369,950	84%	△ 60,150	港湾・海岸
	港湾環境整備事業費	52,500	73,500	71%	△ 21,000	港湾・海岸
	国直轄港湾事業費負担金	663,125	565,938	117%	97,187	港湾・海岸
8	海岸費	3,677,433	3,723,464	99%	△ 46,031	
1	海岸費	498,790	464,064	107%	34,726	
	人件費	49,057	53,549	92%	△ 4,492	港湾・海岸
	耕地海岸管理費	5,540	2,379	233%	3,161	港湾・海岸
	漁港海岸管理費	8,460	13,177	64%	△ 4,717	港湾・海岸
	河川海岸管理費	10,603	10,254	103%	349	港湾・海岸
	河川海岸単独海岸保全施設整備費	36,667	50,776	72%	△ 14,109	港湾・海岸
	港湾海岸管理費	88,974	64,022	139%	24,952	港湾・海岸
	高知港排水施設維持管理費	62,448	57,619	108%	4,829	港湾・海岸
	海岸漂着物等地域対策推進事業費	42,600	43,200	99%	△ 600	港湾・海岸
	海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費	31,756	31,756	100%	0	港湾・海岸
	海岸調査費	37,800	52,000	73%	△ 14,200	港湾・海岸
	海岸維持修繕費	124,885	85,332	146%	39,553	港湾・海岸
2	耕地海岸保全費	224,700	222,600	101%	2,100	
	耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費	214,200	199,500	107%	14,700	港湾・海岸
	耕地海岸老朽化対策緊急事業費	10,500	23,100	45%	△ 12,600	港湾・海岸
3	漁港海岸保全費	817,525	801,250	102%	16,275	
	漁港海岸高潮対策事業費	598,500	630,000	95%	△ 31,500	港湾・海岸
	漁港海岸老朽化対策緊急事業費	18,375	0	皆増	18,375	港湾・海岸
	漁港海岸老朽化対策緊急事業費	21,000	19,950	105%	1,050	港湾・海岸
	市町村管理漁港海岸保全事業費	174,200	140,600	124%	33,600	港湾・海岸
	漁港海岸災害関連緊急防等事業費	5,250	10,500	50%	△ 5,250	港湾・海岸
	市町村事業指導監督事務費	200	200	100%	0	港湾・海岸
4	河川海岸保全費	514,878	449,100	115%	65,778	
	河川海岸高潮対策事業費	189,000	147,000	129%	42,000	港湾・海岸
	河川海岸侵食対策事業費	84,000	96,600	87%	△ 12,600	港湾・海岸
	河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費	88,515	39,900	222%	48,615	港湾・海岸
	河川海岸老朽化対策緊急事業費	6,300	12,600	50%	△ 6,300	港湾・海岸
	国直轄河川海岸事業費負担金	141,813	130,000	109%	11,813	港湾・海岸
	河川海岸災害関連緊急防等事業費	5,250	23,000	23%	△ 17,750	港湾・海岸
5	港湾海岸保全費	1,621,540	1,786,450	91%	△ 164,910	
	港湾海岸高潮対策事業費	1,160,250	1,428,000	81%	△ 267,750	港湾・海岸
	港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費	233,940	77,700	301%	156,240	港湾・海岸
	港湾海岸老朽化対策緊急事業費	2,100	5,250	40%	△ 3,150	港湾・海岸
	国直轄港湾海岸事業費負担金	220,000	265,000	83%	△ 45,000	港湾・海岸
	港湾海岸災害関連緊急防等事業費	5,250	10,500	50%	△ 5,250	港湾・海岸
5	災害復旧費	4,972,019	4,559,610	109%	412,409	
1	農林施設災害復旧費	14,422	14,421	100%	1	
2	耕地災害復旧費	14,422	14,421	100%	1	
	耕地海岸保全施設災害復旧事業費	13,230	13,230	100%	0	港湾・海岸
	耕地海岸保全施設災害査定事業費	1,192	1,191	100%	1	港湾・海岸
2	水産施設災害復旧費	26,879	26,870	100%	9	
1	漁港施設災害事業費	26,879	26,870	100%	9	
	漁港海岸保全施設災害復旧事業費	25,200	25,200	100%	0	港湾・海岸
	漁港海岸保全施設災害査定事業費	1,679	1,670	101%	9	港湾・海岸
3	土木施設災害復旧費	4,930,718	4,518,319	109%	412,399	
1	土木施設災害復旧費	4,930,718	4,518,319	109%	412,399	
	公共土木施設災害復旧事業費	4,773,000	4,356,460	110%	416,540	防災砂防
	県単公共土木施設災害復旧事業費	3,574	4,385	82%	△ 811	防災砂防
	災害諸費	101,492	101,033	100%	459	防災砂防
	市町村災害復旧事業指導監督事務費	29,380	33,169	89%	△ 3,789	防災砂防
	国直轄災害復旧事業費負担金	23,272	23,272	100%	0	防災砂防

土地取得事業特別会計

(単位:千円)

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (A)	対前年度比 % (A)/(B)	前年との差額 (A)-(B)	予算計上課
1	土地取得事業費	1,681,938	1,894,797	89%	△ 212,859	
1	土地取得事業費	1,681,938	1,894,797	89%	△ 212,859	
2	土地取得事業費	1,681,938	1,894,797	89%	△ 212,859	
	土地取得事業費	400,000	100,000	400%	300,000	用地対策
	地方債元利償還金	54,932	29,056	189%	25,876	用地対策
	免責の債務引受償還金	1,227,006	1,765,741	69%	△ 538,735	用地対策

港湾整備事業特別会計

(単位:千円)

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (A)	対前年度比 % (A)/(B)	前年との差額 (A)-(B)	予算計上課
1	港湾整備事業費	503,562	547,784	92%	△ 44,222	
1	港湾整備事業費	503,562	547,784	92%	△ 44,222	
1	港湾整備事業費	501,271	545,481	92%	△ 44,210	
	港湾施設維持費	73,436	52,514	140%	20,922	港湾・海岸
	高知新港管理運営費	96,580	159,337	61%	△ 62,757	港湾・海岸
	地方債元利償還金	331,150	333,525	99%	△ 2,375	港湾・海岸
	公債取扱事務費	105	105	100%	0	港湾・海岸
2	臨海土地造成事業費	2,291	2,303	99%	△ 12	
	地方債元利償還金	2,290	2,303	99%	△ 13	港湾・海岸
	公債取扱事務費	1	0	皆増	1	港湾・海岸

流域下水道事業会計

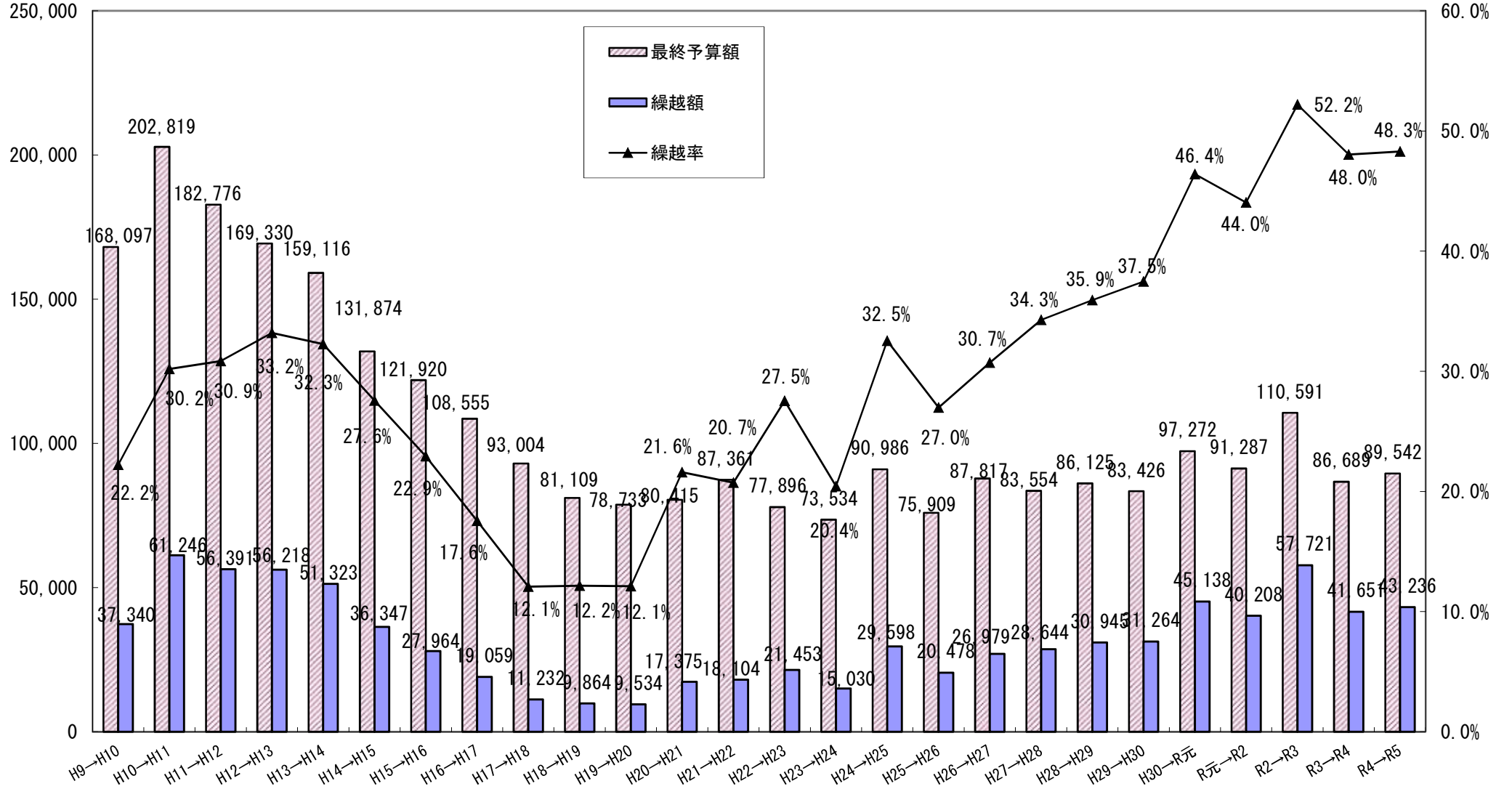
(単位:千円)

款項目	細目事業名 (細々目事業名)	令和6年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (A)	対前年度比 % (A)/(B)	前年との差額 (A)-(B)	予算計上課
1	流域下水道事業費用	1,668,415	1,543,638	108%	124,777	
1	営業費用	1,650,981	1,527,522	108%	123,459	
	処理場費	901,530	846,980	106%	54,550	公園下水道
	総係費	53,021	22,592	235%	30,429	公園下水道
	減価償却費	677,334	631,590	107%	45,744	公園下水道
	資産減耗費	19,096	26,360	72%	△ 7,264	公園下水道
2	営業外費用	16,433	15,115	109%	1,318	
	租税公課費	371	381	97%	△ 10	公園下水道
	支払利息及び企業債取扱諸費	13,457	12,129	111%	1,328	公園下水道
	消費税及び地方消費税	2,605	2,605	100%	0	公園下水道
3	特別損失	1	1	100%	0	
	その他特別損失	1	1	100%	0	公園下水道
4	予備費	1,000	1,000	100%	0	
	予備費	1,000	1,000	100%	0	公園下水道
1	資本的支出	1,091,572	747,672	146%	343,900	
1	建設改良費	891,633	546,114	163%	345,519	
	処理場建設改良費	891,633	546,114	163%	345,519	公園下水道
2	固定資産購入費	526	1,985	26%	△ 1,459	
	有形固定資産購入費	526	1,985	26%	△ 1,459	公園下水道
3	企業債償還金	198,413	198,573	100%	△ 160	
	企業債償還金	198,413	198,573	100%	△ 160	公園下水道
4	予備費	1,000	1,000	100%	0	
	予備費	1,000	1,000	100%	0	公園下水道

土木部繰越額の推移（一般会計，県予算ベース）

予算額・繰越額（百万円）

繰越率（%）



年度

2 施策の取り組み

(1) 河 川

河 川 の 改 修

高知県は、自然環境が厳しく、洪水による被害を受けやすい地域であり、県民の皆さまの生命や財産を洪水被害から守るため、河道拡幅等の河川改修を行っています。

現在は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用し、河川改修の他、洪水氾濫により著しい被害が生ずる恐れのある河川の河道掘削・樹木伐採等を行っています。



河道拡幅等を実施（笠ノ川）

河 川 管 理 施 設 の 機 能 確 保

県内の河川構造物は、多くが設置後相当年を経過しており、施設の老朽化に伴う更新・修繕費用が増大しています。そのため、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を図るため、施設の長寿命化計画を策定し、計画的に修繕工事等を行っています。



老朽化に伴う遠方操作盤更新（十市川排水機場）

地 震 対 策

南海トラフ地震対策として、河川堤防の機能を維持し、津波による浸水被害を軽減するとともに、速やかに内水を排除できるよう、堤防や排水機場等の耐震化を進めています。現在は、長期浸水対策として浦戸湾に流入する河川において耐震化を進めています。



堤防の耐震補強を実施（下田川）

集 中 的 な 局 部 改 修

近年浸水被害が発生した中小河川において、局部的な堤防の嵩上げや強化、河床掘削など、限定的でも効果が大きい対策を、一定期間に集中的に実施しています。

現在は、大規模特定河川事業で、安芸川など4河川において改修を進めています。



抜本的な改修を集中的に実施（地藏寺川）

ダムの整備

○和食ダム建設事業

洪水調節と併せて流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的として、芸西村馬ノ上地区の和食川にダムを建設するもので、平成15年度に建設採択となりました。

平成25年度からダム本体工事に着手し、完成を目指して工事を進めています。



和食ダム 本体工事施工状況

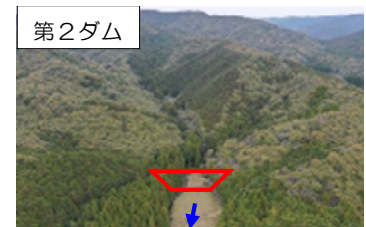
○生活貯水池建設事業（春遠第1ダム、春遠第2ダム）

洪水調節と併せて流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的として、大月町春遠地区の家ノ谷川に春遠第1ダム、谷の奥川に春遠第2ダムを建設するもので、平成6年度に建設採択となりました。

令和4年度から第1ダムの本体工事に着手し、完成を目指して工事を進めています。



春遠第1ダム 本体工事施工状況



春遠第2ダム 本体工事予定箇所

河川管理における地域住民との協働・連携

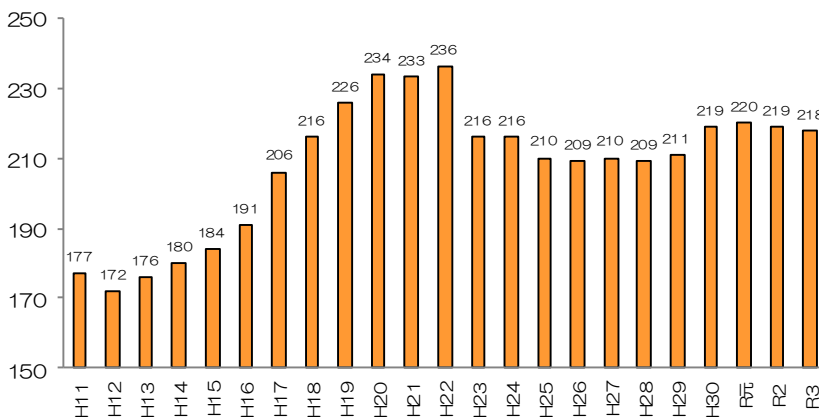
○リバーボランティア（河川美化活動）

リバーボランティアとは、ふるさとの川を守りたいという気持ちのもとで、草刈りやごみ拾いなど、河川の美化活動を行っていただいている団体です。

令和4年度末現在登録されている223団体のうち、令和4年度は、89団体、約1万2千人の方々が河川の美化活動を行っています。

県では、ボランティアの方に対するゴミ袋や軍手、草刈機等の提供や河川美化活動保険への加入などの支援を行っており、住民の方々の協力を得ながら河川管理に取り組んでいます。

リバーボランティア登録団体数推移
（平成11年度～令和3年度）



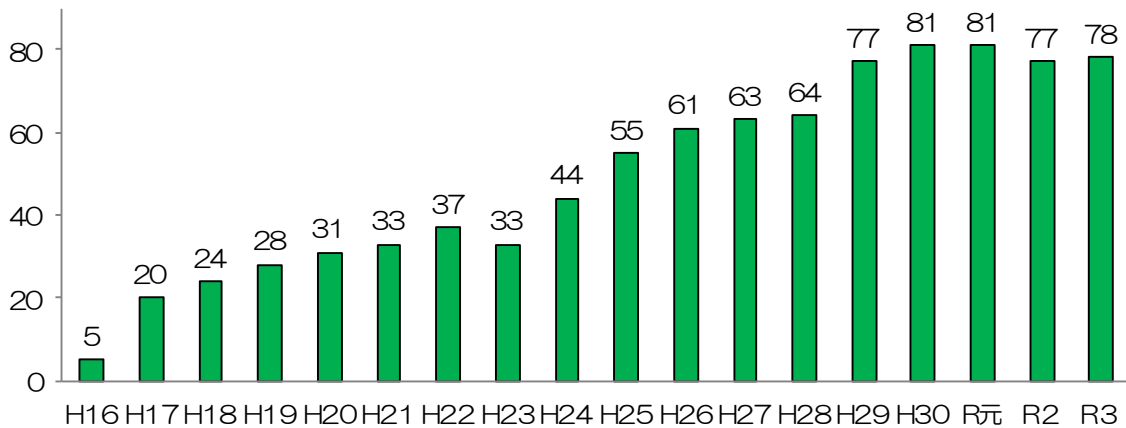
○おもてなしの水辺創成事業

おもてなしの水辺創成事業は、平成28年度からの新たな取り組みとして、従来の河川の環境保全に観光振興の視点を加え、年間を通じた美しい水辺の景観を創出するため、草刈りやごみ収集など河川の環境保全に、住民と行政が一体となって取り組むものです。

地域住民の皆様と河川の環境保全について話し合い、それぞれが必要な役割を担うことによって、地域の川に対する関心と川を愛する気持ちが高まることを期待しています。

地域住民や団体は、河川の草刈りやごみ収集を行い、河川管理者である県は、刈り草の運搬や処分等を行います。

実施箇所数
(H27までは従来の川支え合い事業の実績)



奥田川（奥田川親水公園）における取組状況



新莊川（須崎市）での取組状況

(2) 砂 防

近年の土砂災害の発生状況

近年、記録的な豪雨や相次ぐ台風の襲来により、全国各地で土砂災害が発生し、多くの尊い命や財産が失われています。

また、高知県は、森林面積率が84%と平坦な土地が少なく、約2万箇所もの土砂災害警戒区域があり、可住地面積あたりの土砂災害警戒区域数が全国平均の6区域/㎢キロなのに対して17区域/㎢と全国第6位の区域数となっています。そのような土地の特性に加え、年間降水量の平均が2,500mm以上となる全国有数の多雨地域であることから、土砂災害が発生しやすい地域であります。

また、近年は気候変動の影響とみられる豪雨の頻発化・激甚化により全国でも土砂災害による被害が増加する傾向となっています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方を中心に広い範囲で土砂災害が発生、令和2年7月豪雨においても全国的な規模で土砂災害等による甚大な被害が発生しました。

高知県においても、平成10年の高知豪雨や平成13年の高知西南部豪雨、平成16年の早明浦豪雨や、近年では平成30年7月豪雨などによる大きな土砂災害によって、多くの人的・物的被害が発生しました。

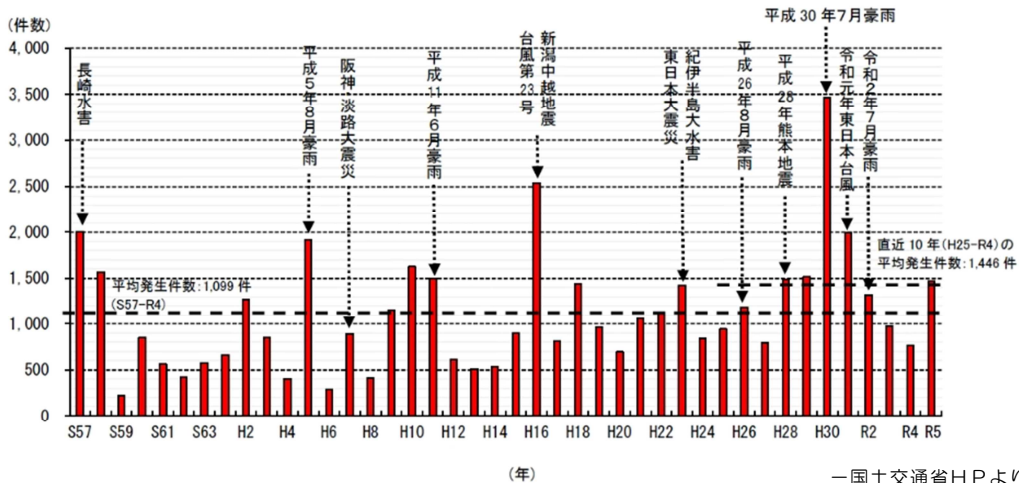


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57~R5)

— 国土交通省HPより —

近年の土砂災害発生状況



これからの土砂災害対策の理念

高知県では県土の8割以上を山林が占め、20,000を超える土砂災害警戒区域があります。令和3年度に土砂災害警戒区域等の指定が完了し、今後はハード対策（土砂災害対策工事）とソフト対策（警戒避難体制整備の支援）が一体となった土砂災害対策を進め、どんな土砂災害が発生しても「犠牲者ゼロ」となる県土を目指します。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

取組の考え方

一 全員参加

高知県内の住民、行政等のあらゆる主体が一丸となって、土砂災害に対し全力で取り組む！



二 相互補完

「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」という土砂災害対策の3方針の長所を活かして効果的に相互を補完する！



三 継続実施

「一、全員参加」「二、相互補完」を継続して実施することで確実に効果を発揮できる！



土砂災害が発生しても・・・

「犠牲者ゼロ」を実現!!

備 え て 住 む

◆土砂災害警戒区域等の指定（土砂災害防止法*）（平成 13 年 4 月 1 日施行）

○土砂災害防止法とは ※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

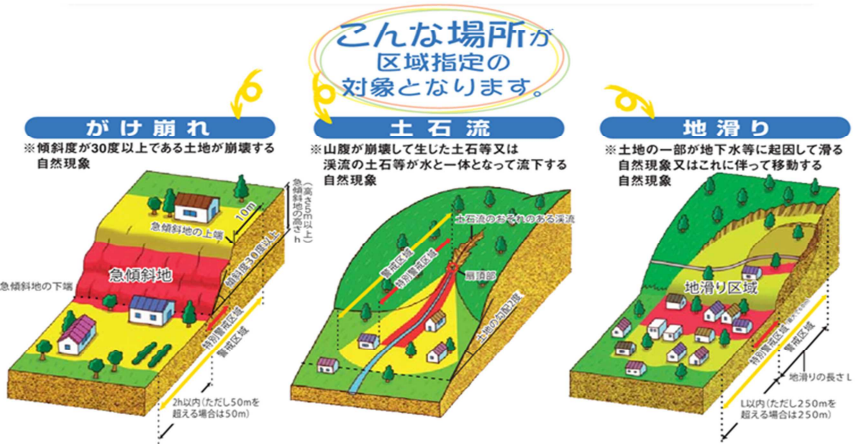
県民の皆様には土砂災害への備えをしていただき、被害の軽減を図るため、土砂災害のおそれのある箇所を明らかにし、避難に関する体制の整備や住宅の新規立地の抑制などのソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

過去に全国で発生した土砂災害の事例から、山の高さ・傾斜等の地形条件をもとに崩壊した土砂が到達すると想定される範囲の最大クラスに相当する範囲
被害を軽減するために、危険性のお知らせや避難に関する体制などを整備する区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

想定される土砂災害が発生した場合に、崩壊した土砂の衝撃等により住宅等の建築物が損壊する可能性がある範囲
被害を軽減するために、特定の開発行為や住宅の立地などに制限を設ける土地の区域



○土砂災害警戒区域等の指定について

高知県では、平成 17 年度より土砂災害警戒区域の指定を順次進め、令和 4 年 5 月末現在で 20,012 箇所、基礎調査で明らかとなった県下全ての箇所の指定が完了しています。
今後は、土砂災害対策が完了した箇所の区域の見直し等を行ってまいります。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

警戒区域では、土砂災害の発生のおそれがある区域であり、土砂災害の発生による被害を軽減するために、危険性のお知らせや避難に関する体制などを整備する区域である。

土砂災害特別警戒区域

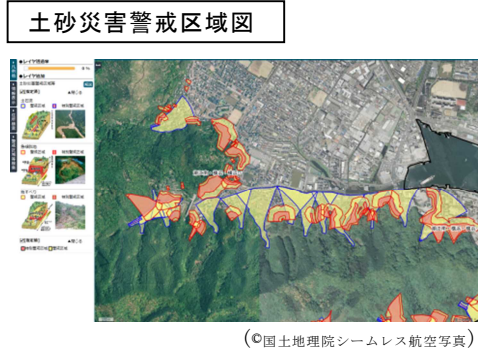
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特別警戒区域では、土砂災害の発生のおそれがある区域であり、土砂災害の発生による被害を軽減するために、特定の開発行為や住宅の立地などに制限を設ける土地の区域である。

土砂災害警戒区域等の確認 ※防災砂防課ホームページ参照

土砂災害警戒区域等の箇所を確認できます。

（これは、警戒区域等の境界を明示するものではなく、不動産取引の資料とするもの、義務の発生するものなど、正確な情報が必要な場合は、必ずお住まいの市町村、高知県の出先機関である土木事務所あるいは、高知県土木部防災砂防課の窓口で確認してください。）



◆高知県の土砂災害警戒区域等の確認はコチラから

- パソコンから
URL : <https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mttype=1>

又は、

高知県 土砂災害

検索

→「トップページ/土砂災害危険度情報」→「PC版危険箇所マップを見る」

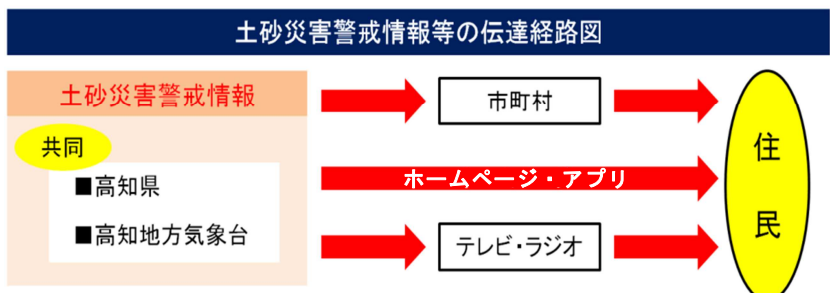
- スマートフォンから
URL : <http://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/sp/Top.aspx>

又は、

◆防災情報の活用

○土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、高知県と高知地方気象台が共同で発表するもので、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。土砂災害警戒情報は、以下の伝達ルート図のように情報の伝達をおこないます。



【土砂災害警戒情報の発令】

【警戒対象地域】

〇〇市

【警戒文】(例)

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

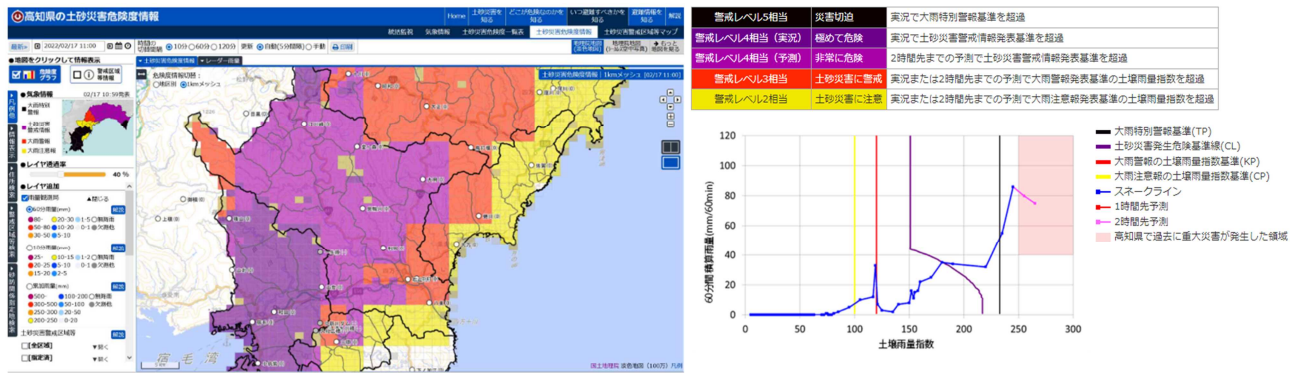
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地域にお住まいの方は、早めの自主避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。

○土砂災害警戒情報の発表の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中において高知県土木部防災砂防課と高知地方気象台が監視基準に達したときに市町村単位で発表します。お住まいの地域にこの情報が発表されたら、市町村から出る避難指示等の防災情報にも注意しながら、速やかな避難が必要です。

○土砂災害警戒情報に関する情報提供

補足情報として防災砂防課のホームページにより土砂災害危険度情報等を提供しています。 (<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp>)



土砂災害警戒情報が発令された場合これらの情報や周辺の状況に十分注意し早めの避難を心がけるようにして下さい。

◆防災学習会・イベント等の実施

令和5年度：37回開催、3,115名参加

〔 令和4年度：38回開催、3,373名参加
令和3年度：36回開催、1,429名参加
平成2年度：53回開催、2,326名参加 〕



土砂災害を減らす

○砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から、下流域に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを目的としており、砂防堰堤、床固工群等の砂防設備を整備します。

【近年の土砂災害における砂防堰堤の効果事例】

平成30年7月豪雨により土石流が発生し、大量の土砂や流木が流出しましたが、砂防堰堤が捕捉したため、下流域の被害を軽減することができました。



砂防堰堤の捕捉状況

(大月町 橋浦)

【近年の砂防堰堤の整備事例】

砂防堰堤等の整備は老人ホームや保育所などの要配慮者利用施設の保全を優先的に進めています。また土石流災害が発生した場所で再度土石流による被害が発生しないように砂防堰堤等の整備もしております。



(須崎市小浜)



整備前

土石流

国道197号



整備後

(平成30年7月豪雨で被災 梶原町 下西ノ川)

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけの所有者等が、崩壊防止工事を行うことが困難または不適当な場合、擁壁工、排水工及びのり面工等急傾斜地の崩壊を防止する工事を行い、県民の生命や公共施設等を守ります。

【頻発するがけ崩れ】

がけ崩れが発生し人家を襲うと、甚大な被害をもたらします。



がけ崩れの発生状況
(平成30年7月/本山町)



がけ崩れにより全壊した人家
(令和3年7月/宿毛市)

【対策工の実施】

がけ崩れから県民の生命や公共施設等を守るため対策工を実施しています。

避難場所、要配慮者利用施設の保全



人家8戸及び避難場所、要配慮者利用施設を
保全した区域 (高岡郡津野町)

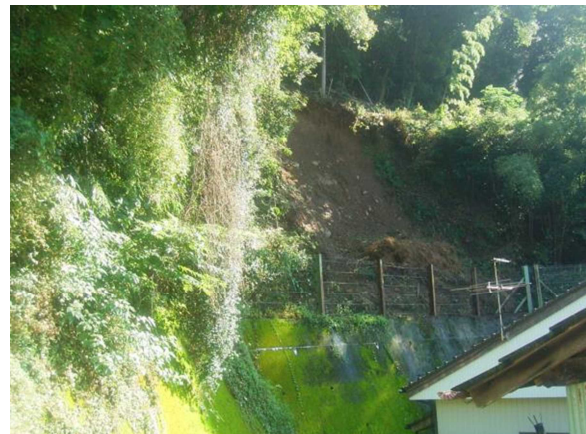
被災箇所の対策



人家21戸を保全した区域
(安芸市)

【対策工の効果事例】

平成26年8月豪雨で発生したがけ崩れから人家を守りました。



がけ崩れから人家を保全した事例
(平成26年8月/四万十市、高岡郡四万十町)

○地すべり対策事業

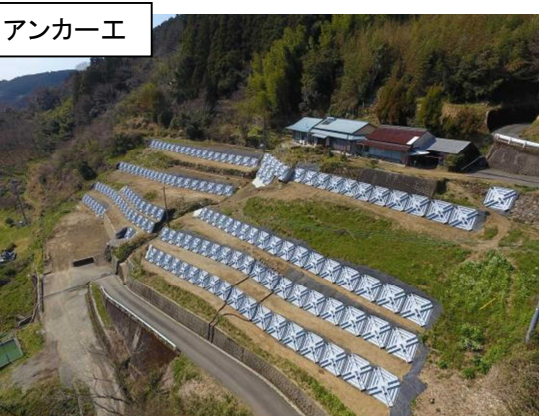
地すべりとは、山腹などの斜面が地下水等の影響により下方へ移動する現象です。

地すべり活動を停止又は緩和させ、地すべりによる災害から県民の生命や公共施設等を守るため、地下水排除工やアンカー工、杭工の施工など、地すべり対策事業を実施します。


抑制工（地すべり活動を誘発する地下水を取り除く工法）



抑止工（地すべり活動を構造物等で抑止する工法）



※地すべりが動かないように鋼材（アンカー）で固定します

着工前  完成



(3) 道路

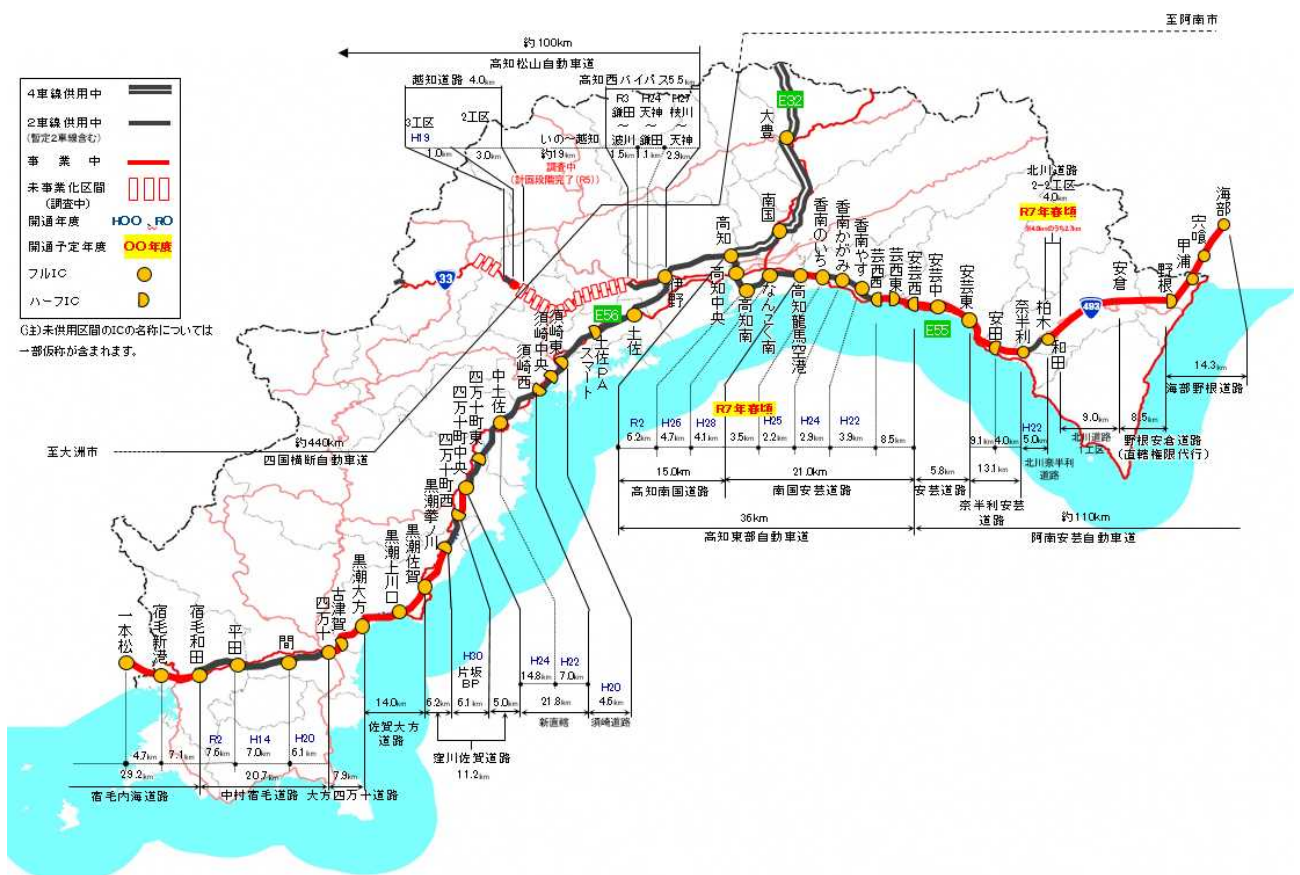
高規格道路の整備

高規格道路ネットワークは、自然災害への備えを高める上で不可欠な基盤であるとともに、様々な経済活動を支える重要な社会資本です。

県では、四国横断自動車道や高知東部自動車道、阿南安芸自動車道等により構成される四国8の字ネットワークや高知松山自動車道の整備促進に取り組んでいます。

また、インターチェンジへのアクセス道路の整備を進めるとともに、市町村が行う高規格道路周辺の道路や水路等の整備を支援しています。

1. 高知県の高規格道路網



四国横断自動車道 窪川佐賀道路 (四万十町)



高知東部自動車道 南国安芸道路 (香南市)



高知松山自動車道 越知道路 2 工区 (越知町)

地域振興を支援する道路整備の促進

地域の活力創出や自立、地域産業の振興を図っていくためには、高速交通ネットワークの整備やIC等の広域交通拠点へのアクセス向上に資する道路整備が求められます。

また、地域の生活機能を確保するためには、基幹集落を軸とした地域ネットワークを形成する市町村を連絡する道路や生活圏の中心都市へ至る道路整備を進め、地域振興を支援する道路としての機能確保に努めます。



国道439号木屋ヶ内バイパス（四万十町）



県道中村宿毛線 下切～石原工区（三原村）

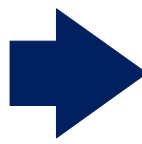
南海トラフ地震に備える道路整備

南海トラフ地震の発生時に、救援活動や物資の輸送などを確実に実施できるよう、高知県道路啓開計画を策定するとともに、緊急輸送道路や啓開道路の橋梁耐震化・防災対策に重点的に取り組んでいます。

(1) 橋梁耐震化

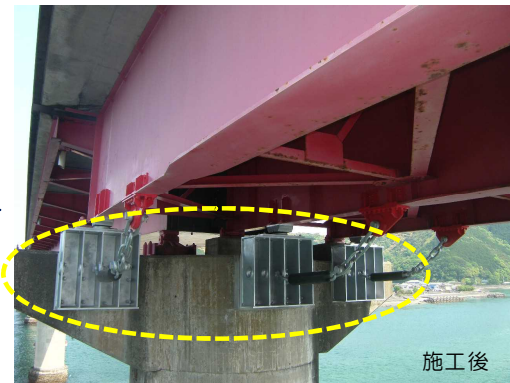
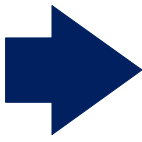
南海トラフ地震への備えとして、落橋等の甚大な被害を防止し緊急輸送道路としての機能を確保するとともに、啓開日数の短縮や集落の孤立を防止するため、計画的に緊急輸送道路等の耐震補強を進めます。

○橋脚補強（コンクリート巻立てによる補強）



県道須崎仁ノ線（仁淀川河口大橋）

○落橋防止構造（緩衝チェーン等の設置）

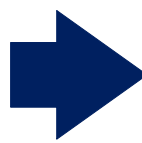


県道横浪公園線（宇佐大橋）

(2) 道路防災対策

道路防災総点検に基づく落石・崩壊などの危険箇所の防災対策を緊急輸送道路や啓開道路など優先度の高い路線から重点的に進めます。

○切土工、法枠工等による対策



県道安田東洋線（安芸郡北川村弘瀬地区）

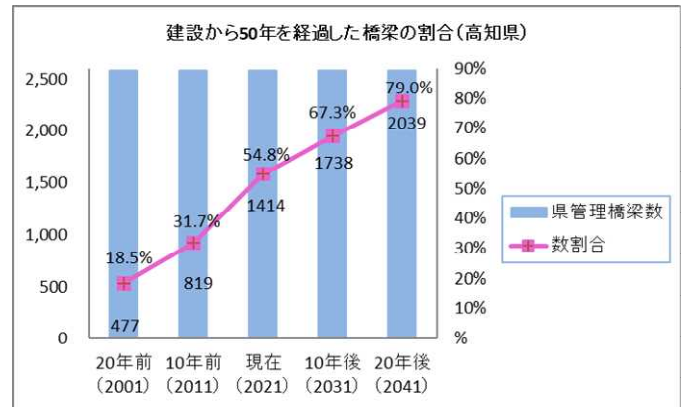
道路の老朽化対策

笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に改正された道路法（平成26年7月省令施行）に基づき、5年に一回の頻度で近接目視による点検・診断を行い、損傷程度に応じた修繕計画を策定し、効率的・効果的に修繕事業を実施することにより、県民の生命と生活を支える最も基本的な社会資本である道路の機能を維持します。

○施設の現状

高知県が管理する道路延長は、約2,800kmあります。この中で、道路を構成する主要な構造物として、橋梁が約2,600橋、トンネルが約200本あります。

これらの構造物は、高度経済成長期に建設されたものが多く、建設後50年以上経過する橋梁やトンネルが、今後、急速に増加していきます。



高知県管理供用50年以上の橋梁（高齢化橋梁）の分布の推移

○施設の健全性の把握と修繕

道路の機能を維持し、今ある橋梁やトンネルなどを安全に長く使用できるようにするため、橋梁・トンネル・横断歩道橋・門型標識等・シェッド等について、5年ごとに近接目視による点検・診断を行います。

この点検結果を基に、施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕・更新を行います。

【施工前】



【施工後】



県道奈比賀川北線（さる谷橋）

(例) 橋の鋼桁が腐食していたため、サビを落とし、桁材が薄くなった箇所を圧板で補強し、防錆のため、塗装を行った。

1. 5車線の道路整備事業

中山間地域の暮らしにおける安全安心を確保するため、比較的交通量の少ない地域や集落活動センターへのアクセス道路などにおいて、地域の实情に応じた通行機能を早期に確保するために、地域住民の理解を得ながら、2車線改良、1車線改良、突角・線形の是正及び待避所の設置などを効果的に組み合わせた道路整備を実施しています。

これにより、大幅なコスト縮減と整備効果の早期発現につながります。



県道 畑山栃ノ木線（安芸市）

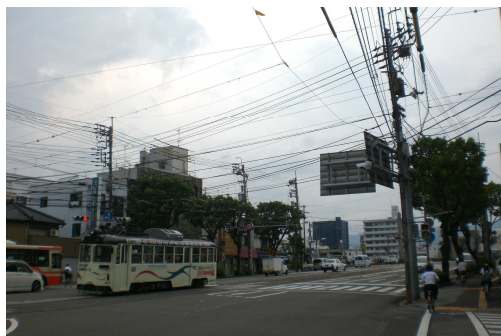
無電柱化の推進

無電柱化は、

- ・道路の防災機能の向上（災害時に電柱が倒壊し道路が閉塞することを防ぐ）
- ・通行空間の安全性・快適性の確保（歩行の支障となる電柱をなくす）
- ・良好な景観形成（美観を損ねる電柱や電線をなくす）

などの観点から優先的に無電柱化に取り組む道路を位置づけ、事業を推進しています。

【整備前】



【整備後】



県道桂浜はりまや線（高知市）

【高知県内の整備状況】

高知県では、関係者の協力の下、電線共同溝方式や要請者負担方式により、県管理道路において約 7.1km（道路延長で約 3.9km）の無電柱化が完了しています。

住民参加型の道路維持活動

地域の住民力を活用した道路の維持管理

県が管理する道路の草刈を市町村や地域の人たちに委託する『地域委託』制度により、地域の住民力を活用した道路の維持管理を推進しています。

【地域委託の効果】

- 地域との連携により地域の実情にあった維持管理が可能
- 不法投棄の防止など道路愛護精神の高揚
- 草刈作業の代金が地域の皆様の活動の一助となる
- 現在の管理水準を確保しつつ、草刈経費を削減



県道窪川船戸線(津野町)

高知県ふれあいの道づくり支援事業

道路の清掃美化や緑化作業などのボランティア活動の支援を行う「高知県ふれあいの道づくり支援事業」は、住民の方々の自主的な参加のもと、ロードボランティア活動の活性化及び道路を中心とした良好な道路空間や地域環境の向上を図ることを目的として、ボランティアとのパートナーシップづくりを目指します。



ロードボランティア 高知市立浦戸小学校(県道春野赤岡線「桂浜花海道」での活動

（４）都市計画

都市計画制度

○都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

○都市計画区域マスタープラン

都市計画区域では、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな筋道を明らかにするため、マスタープランを策定しています。

このマスタープランに沿って、土地利用の規制、都市施設の整備、市街地開発事業等の都市計画を決定し、開発許可制度の運用、都市施設の整備、市街地開発事業等を行っています。

○線引き（区域区分）

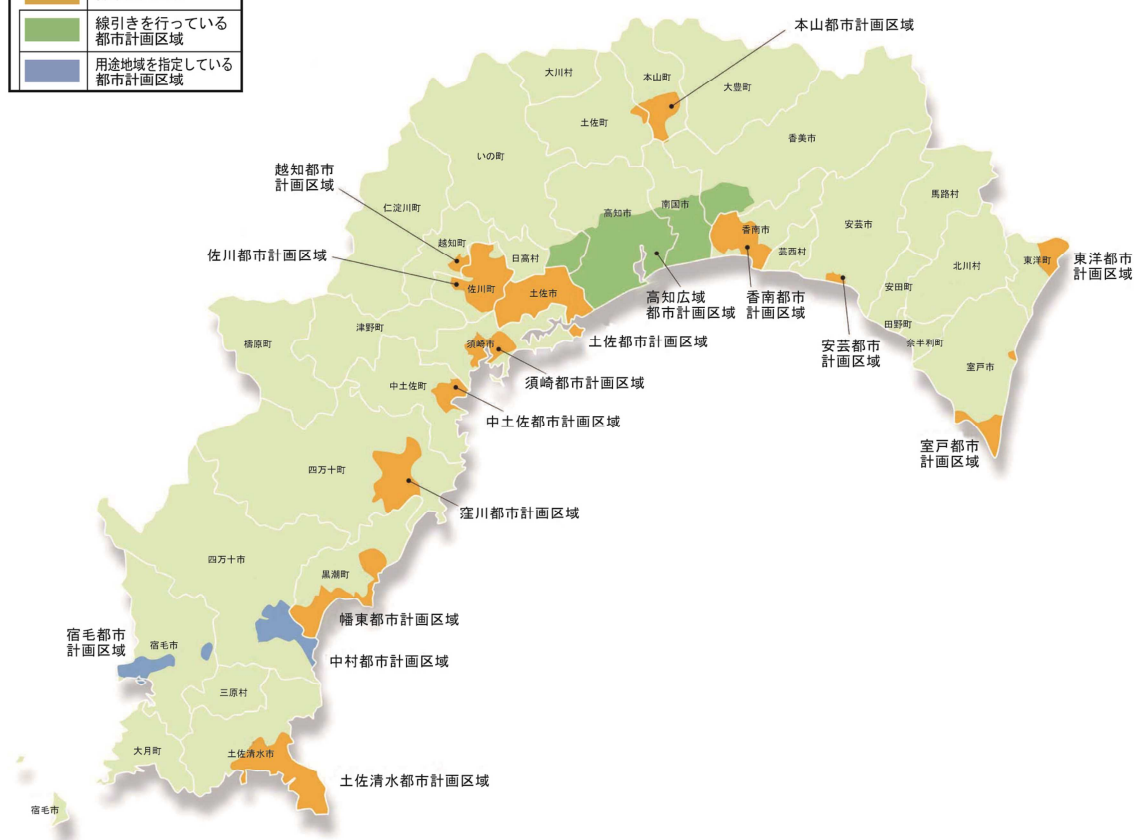
都市計画区域内の無秩序な市街化を防止し計画的に市街化を図るため、必要に応じて都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

この区分は一般的に「線引き」と呼ばれ、区分された都市計画区域を「線引き都市計画区域」、区分されていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」といいます。

- | | |
|---|--|
| } | 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域 |
| | 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域 |
| | |

凡 例	
	都市計画区域
	線引きを行っている都市計画区域
	用途地域を指定している都市計画区域

高知県の都市計画区域



開発許可制度の運用

開発許可制度は、線引き制度の担保と良質な宅地水準を確保することを目的としています。

○開発行為

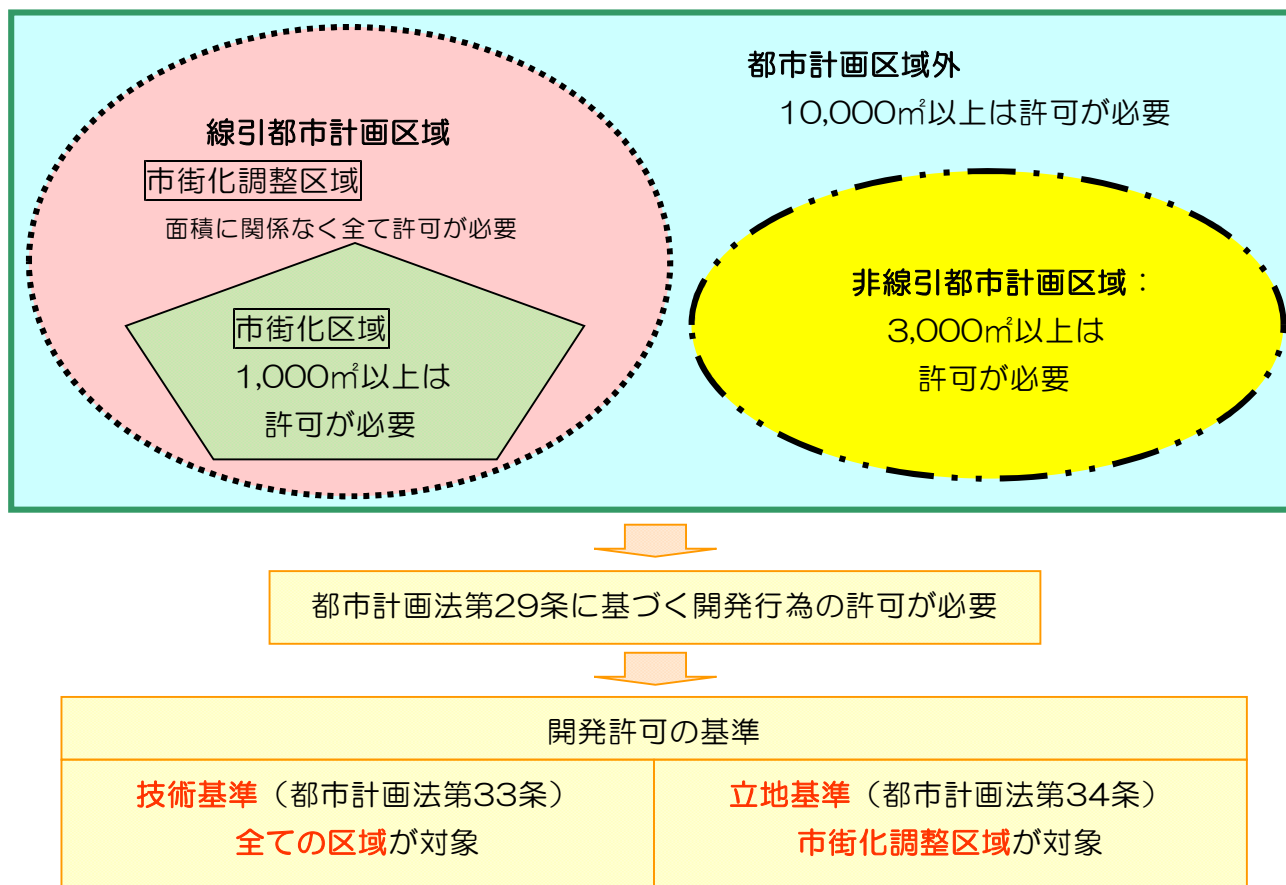
『主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をすること』で、わかりやすくいうと「建築物を建てるための宅地造成等」をいいます。

○開発許可

都市計画区域、又は区域外内において一定面積以上の開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。この許可のことを開発許可といいます。ただし、小規模なものや農林漁業用施設、都市計画事業など開発許可が不要なものもあります。

○建築許可

市街化調整区域のうち開発許可を受けていない区域において、建築物を建築したり、改築又は用途の変更を行う場合は、知事の許可を受けなければなりません。この許可のことを建築許可といいます。ただし、仮設建築物の新築など建築許可が不要なものもあります。



開発審査会の運営

都市計画法に規定する審査請求や、同法による権限に属された事項を行ってもらうために、県は開発審査会を置いています。委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関する知事の任命した7名の委員から組織されています。

会議は、通常、年4回（3月、6月、9月、12月）開催されています。

都市施設の整備

○街路事業

都市計画では、都市内の道路（自動車専用道路以外）を総称して「街路」と呼んでいます。街路事業とは、都市計画決定された道路のうち、特に人口の密集した都市部において実施される道路整備事業です。

街路は、安全かつ快適な都市内交通を形成するとともに、活力と魅力のある良好な都市・市街地形成を行う上で重要な役割を果たしています。また、地震や火災等の災害発生時には、避難路や延焼防止帯としての機能も有しており、都市における重要な基盤施設の一つです。

県では、自転車歩行者の通行の安全性の向上や、新たなネットワークの構築により緊急輸送機能を確保する「高知南国線（篠原工区）」や、歴史・自然環境を保全し、魅力あるまちづくりに貢献する「はりまや町一宮線（はりまや工区）」など、計5路線で街路事業を行っています。



高知南国線（篠原工区）の整備状況

※写真撮影：令和5年8月28日



整備状況

※写真撮影：令和6年1月31日



整備後

はりまや町一宮線（はりまや工区）：整備のイメージ

市街地開発事業

○土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、道路、公園、下水道等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、良好な住環境の形成を図る事業です。既成市街地から新市街地まで、面的かつ総合的な市街地の整備手法として、重要な役割を果たしています。

●今後の土地区画整理事業による市街地整備の方針等

- ・震災対策等、防災上危険な密集市街地の解消を進めていきます。
- ・土地区画整理事業について、近年の宅地需要や地価等の社会経済情勢の動向を踏まえ、その経営実態を正確に把握し早期健全化及び早期事業完了を図ります。

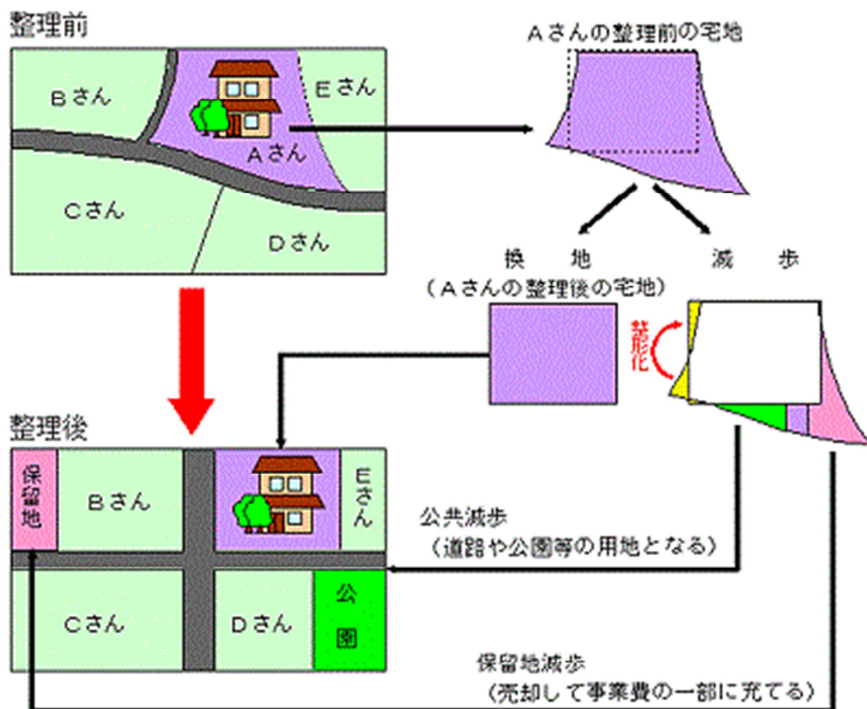
●令和5年度事業地区（3地区）

(高知市)	市施行	: 中須賀地区 (旭駅周辺地区)
(南国市)	市施行	: 篠原地区
(土佐清水市)	組合施行	: 清水第三地区

●土地区画整理事業の仕組み

土地区画整理事業は、土地所有者等が土地の一部を出し合い、この土地を新たに作られる道路や公園等の公共用地に充てたり（公共減歩）、その一部を売却して事業資金の一部としたりする（保留地減歩）ことで事業を進める仕組みとなっています。

土地所有者の土地面積は減少しますが、事業施行後は、住環境の向上によって土地の評価額が上昇するため、資産価値は事業施行前後で等価となり、土地所有者等の財産的損失は生じずに市街地整備ができます。



危険な盛土等の規制

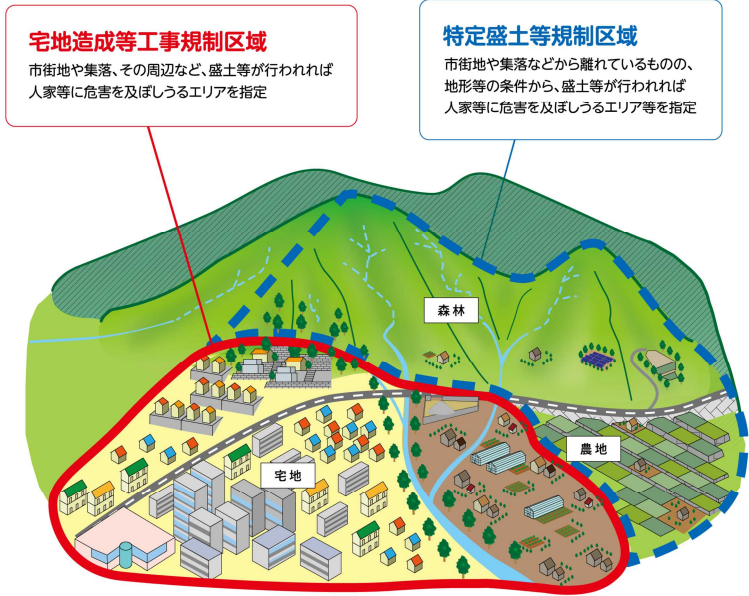
○宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内で盛土等を行う場合は、知事（高知市は市長）の許可が必要です。

なお、高知県内では、規制区域の指定をするために令和5年度から基礎調査を行っており、令和7年度から規制開始を予定しています。

■ 規制区域のイメージ



出典) 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

■ 許可対象となる盛土等の規模

許可対象となる盛土等の規模 赤字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

出典) 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

(5) 都市公園

本県は、県土面積の多くが森林で覆われ、太平洋に面した広い海岸線を有しています。このような恵まれた自然を生かしながら、質の高い利用環境と良好な景観を形成し、四季を感じることができる公園づくりを進めています。

また、来園者に公園への愛着と親しみを感じてもらいながら、継続的に安全・安心・快適に利用していただけるよう、県民のニーズに対応した管理と整備を行っています。

都市公園の管理

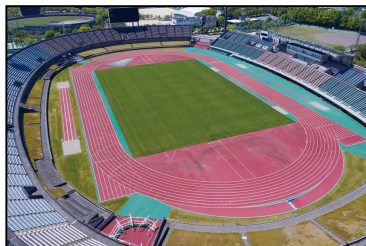
○都市公園管理事業

サービスの向上や効率的な管理運営を図ることを目的に、一部の都市公園等について指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営を行っています。

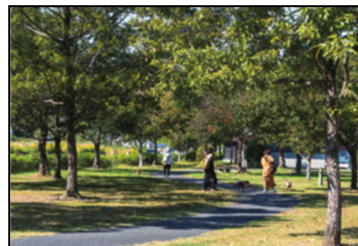
■指定管理者制度の導入状況

(R6.4.1 時点)

公園名	所在地	指定管理者	期間
春野総合運動公園	高知市	(公財)高知県スポーツ振興財団	R6年度～R10年度
池公園	//	(株)双葉造園	R5年度～R9年度
室戸広域公園	室戸市	//	R2年度～R6年度
室戸体育館	//	//	R5年度～R7年度
野市総合公園(のいち動物公園)	香南市	(公財)高知県のいち動物公園協会	R6年度～R10年度
土佐西南大規模公園(中村地区)	四万十市	(公財)四万十市公園管理公社	R2年度～R6年度
土佐西南大規模公園(大方・佐賀地区)	黒潮町	(特非)NPO 砂浜美術館	R2年度～R6年度



春野総合運動公園



池公園



室戸広域公園



野市総合公園



土佐西南大規模公園(中村地区)



土佐西南大規模公園(大方地区)

五台山公園、種崎千松公園、鏡川緑地、安芸広域公園、鏡野公園及び高知空港緑の広場は、県が直営で管理しています。

都市公園の整備

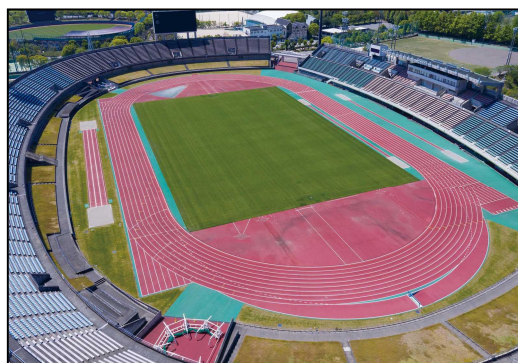
都市公園施設の安全を確保し有効で効率的な活用を図るため、新たな施設の整備や老朽化対策を実施します。

○都市公園事業

令和6年度の主な事業



土佐西南大規模公園（大方地区） キャンプ場の改修



春野総合運動公園 陸上競技場トラック改修

○都市公園単独事業

令和6年度の主な事業



野市総合公園（のいち動物公園） ジャングルミュージアムの修繕



土佐西南大規模公園（中村地区） オートキャンプ場
案内看板更新

(6) 下水道

川や海などの水質汚濁の原因の一つとして、日常生活における生活排水（トイレ・炊事・洗濯・入浴など）があります。

水は、私たちが健康で文化的な生活を営んでいくために、欠かすことのできない大切な資源です。

この大切な水資源を守るため、水環境を保全し、快適で衛生的な住環境を創造するために、生活排水を処理する施設整備の推進に取り組んでいます。

流域下水道の整備・管理

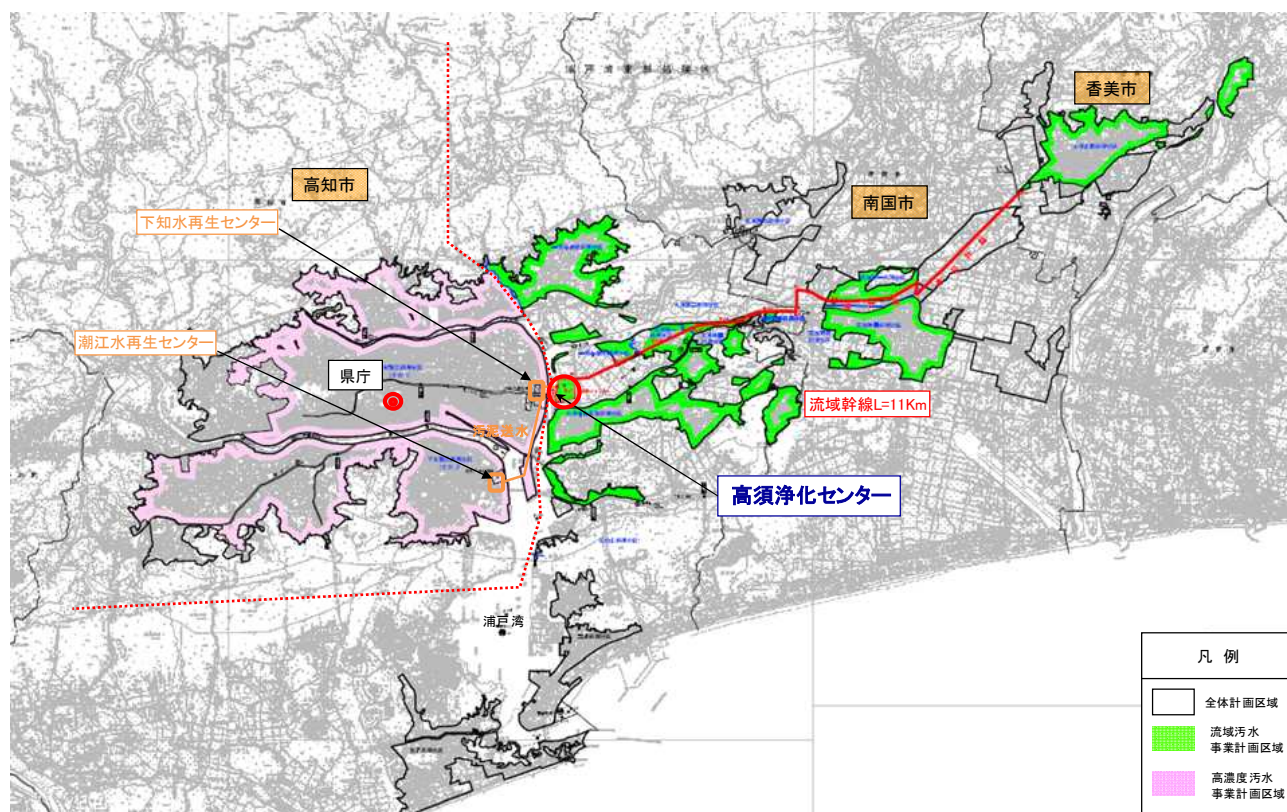
○流域下水道

2つ以上の市町村にまたがる地域の污水を集め、処理する広域的な下水道として、県が浦戸湾東部流域下水道を整備・管理運営しています。

浦戸湾東部流域下水道では、高知市（東部）、南国市、香美市から排出される污水の処理と高知市の下知・潮江水再生センターから発生する下水汚泥の処理を行っています。

この施設は、3市の污水を流下させるための幹線管路 11km と終末処理場である高須浄化センターで構成されており、污水をきれいにして河川へ戻すことにより、浦戸湾周辺の豊かな自然環境を保全しています。

【浦戸湾東部流域下水道平面図】



○南海トラフ地震対策

南海トラフ地震発生後の、トイレの使用の確保、公衆衛生の保全のため、下水道施設の地震・津波対策を推進します。

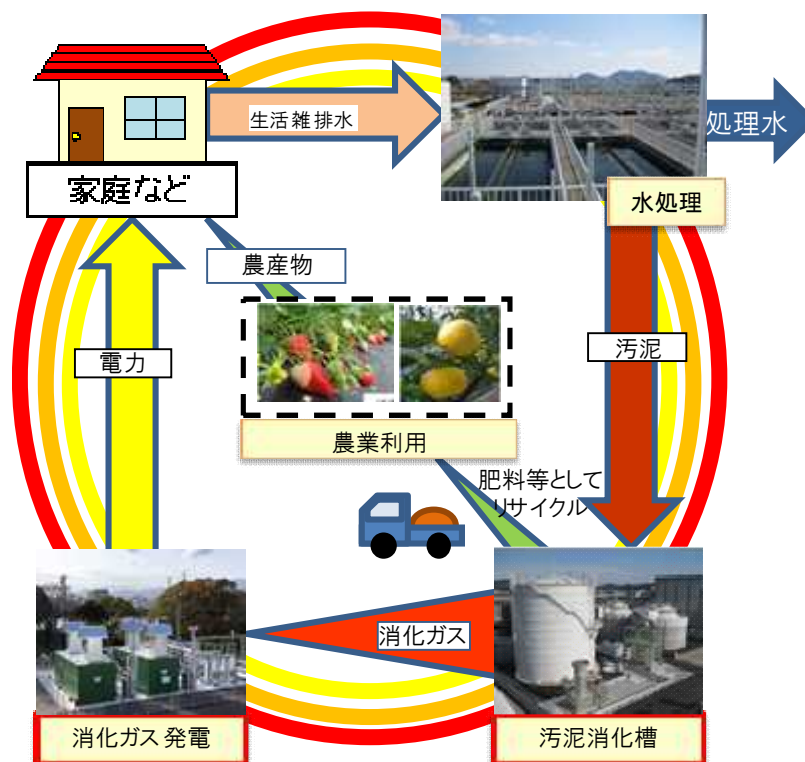
○下水道施設のストックマネジメント事業

下水道施設を将来にわたって効率的に維持するため、施設の老朽化対策や改築更新等ストックマネジメント事業を推進します。

○下水汚泥の有効利用

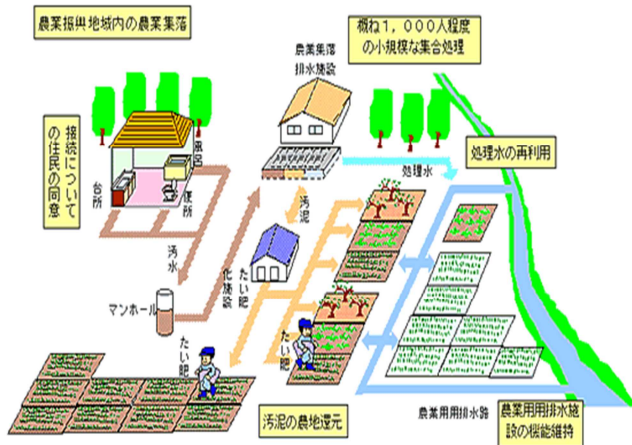
高須浄化センターでは、下水汚泥の安定処理と資源循環のため、汚泥消化施設による下水汚泥の減量化、消化の過程で発生する消化ガスを利用した発電事業に取り組みます。更に減量化後の汚泥は、肥料化やセメント原料化を推進しています。

【下水汚泥の循環のイメージ】



農業集落排水事業

生活排水がそのまま農業用排水路や河川に流されることを防ぐことにより、農村地域における水環境の保全及び生活環境の改善を図るため、生活排水処理施設の運営をおこなっている市町村の老朽化した施設の調査や、更新への取り組みの支援を行っています。



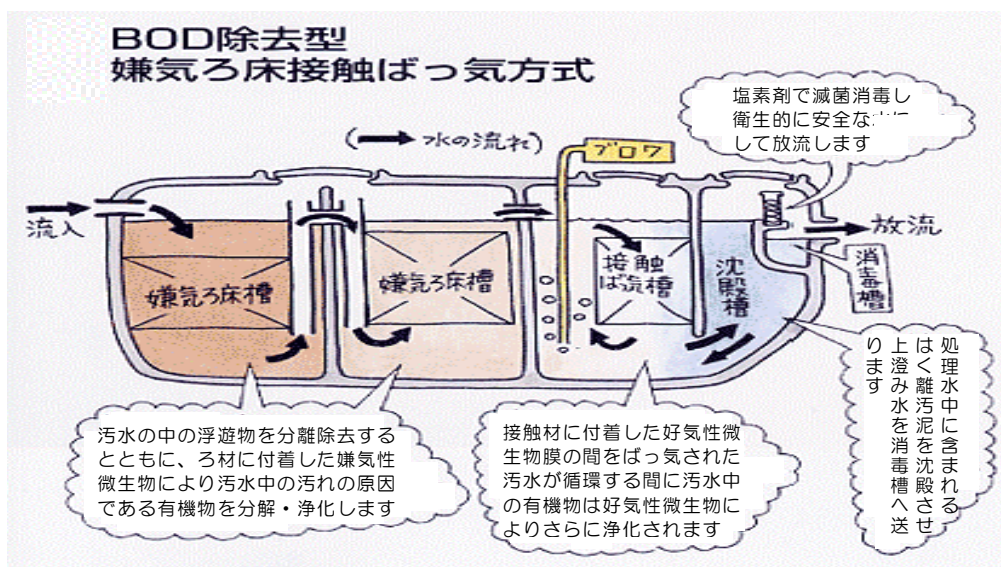
イメージ図



生活排水処理施設

浄化槽設置整備事業

下水道などの集合処理に適さない地域などの生活排水処理は、個別処理を行う浄化槽が適しています。浄化槽は、微生物の働きを利用してトイレや台所などから出される汚水をきれいにする装置です。河川等の水質汚濁の防止を図るために、浄化槽の設置者に対して補助を実施している市町村を支援しています。



浄化槽の仕組み

浄化槽の機能保持のためには、日常の管理と定期的な点検が必要です。

出典：環境省

(7) 住 宅

みんなあですすめる「こうちすまい」

～守るこうち・支えるこうち・活かすこうち・つなぐこうち・育むこうち・ずっとこうち～
「高知県住生活基本計画」では、住まいづくりを県民みんなが進めていく、地震等災害から生活を「守る」、いくつになっても生き活きと「支え合う」、恵まれた自然環境や地域資源を「活かす」、コミュニティを実感し、住まいを有効な資産として次世代に「つなぐ」、よりよい住まい方を「育む」、そういったこうちに誇りを持って「ずっと」住み続けたい、という基本理念を定めています。また、この基本理念の実現に向けて、次の5つの基本方針を定め、取り組みを展開しています。

その1 南海トラフ地震はどだいえらいき、負けんようにかまえちよき

～南海トラフ地震など災害を強く生き抜く住まい方を準備する～

必ずやってくる南海トラフ地震や多発する豪雨などの災害への準備として、今住んでいる住宅の耐震化や街全体の防災対策、応急仮設住宅の供給など避難生活への備え、高台への移転や現地での建築敷地のかさ上げなど地域の実状に応じた復興まちづくりを被災後早期に実施するための事前対策の検討など、「命を守る」ための災害に強い居住環境づくり、「命をつなぐ」ための居住環境の早期復旧や「生活を立ち上げる」ための早期復興への備えを進めています。

【住宅等の耐震対策】

地震による住宅の倒壊は、命を失う直接的な原因となるだけでなく、その後の地震火災や、津波からの逃げ遅れ、がれきが道路をふさぐことによって消防活動や救急搬送が阻害されることなどの要因となり、さらに多くの命を失うことにも繋がります。

住宅の耐震対策は、こうした地震に伴う様々なリスクを同時に低減させることから、南海トラフ地震対策行動計画の重点課題の一つとして強力に取り組みを進めています。

具体的には、市町村と協力して木造住宅の耐震対策を全ての市町村で支援しています。非木造住宅については、準備の整った市町村から支援を開始しています。加えて、発災時の避難路の閉塞を防止し、安全な避難を可能にするため、コンクリートブロック塀の安全対策、老朽住宅等の除却に対する支援をしています。

【倒壊した塀】



【木造住宅の補助制度の概要】

いずれも市町村役場が窓口

※補助の額、木造以外への補助の有無は市町村によって異なります。

最大
29市町村
で無料

高知県木造住宅耐震診断士
が市町村からの派遣により
実施

耐震診断
木造住宅の場合
**自己負担
3千円以内**

最大
44.2
万円

高知県に登録した設計事務所
に所属する耐震診断士が
実施

耐震設計
補助金
基準額
20.5万円

最大
155.3
万円

高知県に登録された工務店
が実施
高知県木造住宅耐震診断士
が現場確認等を実施

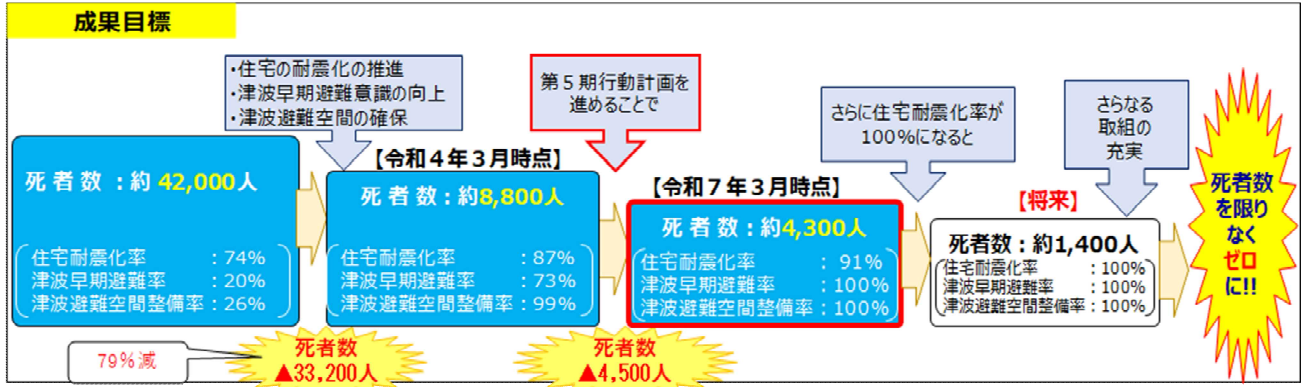
耐震改修
補助金
基準額
92.5万円

対象住宅：昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された木造住宅

【住宅の倒壊】



【南海トラフ地震対策行動計画における住宅耐震化目標】



(南海トラフ地震対策課資料より)

また、住宅の耐震対策の普及啓発の取り組みとして、新聞広告、チラシ・模型を作成しての啓発や自主防災組織等と連携した出前講座や事業者向け講習会などを行っています。



【啓発チラシ】



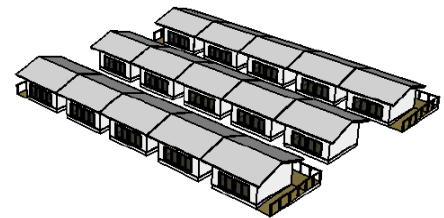
【耐震補強体験模型 ぐらぐらくん】



【事業者向け講習会 (低コスト工法講習会)】

【応急仮設住宅】

本県では、南海トラフ地震の強い揺れと地震の後におそってくる大津波によって、少なくとも2万戸以上の応急仮設住宅が必要となると想定されています。平時において準備できるものとして、建設候補地の選定や標準設計・仕様書などを盛り込んだ「応急仮設住宅供給計画」を作成しています。



【応急仮設住宅のイメージ】

また、各関係団体と「(大規模)災害時の被災者に対する住宅についての協定」を締結し、被災時における民間賃貸住宅の空室情報の提供や、被災者の方々を対象にした相談窓口の開設等、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給体制の整備を進めています。

その2 こじゅんと元気で長生きが一番やき

～住み慣れた地域で安心してともに支え合いながら生き生きと住もう～

全国に先行して高齢化の進む高知県は、高齢期の身体機能の低下、障害の程度などそれぞれの状態に応じたバリアフリー化や在宅生活を支えるさまざまなサービスの充実、近隣コミュニティでの見守りなどにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる住まいづくりを進めています。また、高齢者、障害者や子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮が必要な方をはじめ、誰もが、さまざまなライフステージなどにおいて、安心して暮らすことができる住宅を確保できるよう、必要なしくみづくりを進めています。

【県営住宅の整備・改善と適正な管理】

県営住宅は住棟の状況に応じて改善事業の必要性・効果を考慮し、エレベーターの設置、3点給湯、高齢者対応のためのバリアフリー化、設備機器や内装材の全面更新といった住環境の改善を行っています。また、計画的に全棟の屋根、外壁の修繕を行うことで住棟の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげています。



改善工事前



改善工事了

【県営住宅船岡南団地全面的改善工事】

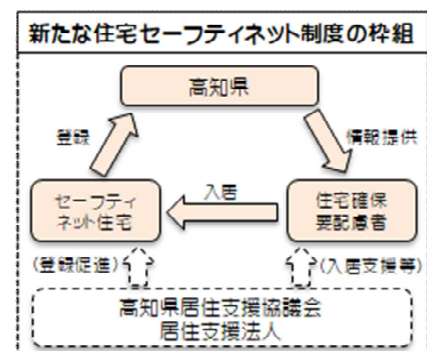
また、入居者募集、維持管理などの業務を高知県住宅供給公社に委託し、県営住宅（62団地、4,123戸）の適正な管理を行っています。

【高齢者向け住宅】

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間事業者等が供給するサービス付き高齢者向け住宅の登録などを通じて、その普及促進を図っています。

【セーフティネット住宅】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まないとしている、規模や構造など一定の基準を満たす賃貸住宅の登録を通じて、その普及促進を図っています。



その3 人と人が触れおうて、まっこと高知のえいくがわかるがやき

～良心市の文化が息づくコミュニティに住まう～

良心市が今なお残り人情の厚い高知県は、都市と地方の住宅ストックの活用、観光・交流・福祉の拠点の整備、コミュニティの活性化、歴史・文化の継承などにより、地域で暮らし続けることを誇りと思えるような、地域の特性を活かした魅力ある住まいやまちづくりに取り組んでいます。また、誰もが地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、必要なしくみづくりを進めています。

【良好な街なみの形成】

まちづくり関連の計画を含めた誘導などによる、中心市街地の良好な景観や街なみの形成により、潤いのある地域環境の創出に取り組んでいます。

【空き家対策の抜本強化】

平成30年住宅・土地統計調査(総務省)では、高知県の空き家率は全国でもトップクラスです。なかでも売却・賃貸用等の使用目的のない空き家は県内に約5万戸あり、その割合は12.8%で全国ワースト1位という結果になっています。また、今後も空き家は人口減少等により、より一層増加することが見込まれます。

放置され老朽化した空き家は、倒壊の危険性や周辺へ悪影響を与える可能性があるため、住環境や防災面から課題となっています。また、近年、住宅が見つからないことで移住を断念するケースが多く発生しており、活用できる空き家の掘り起こしが地域の課題となっています。

これらの課題を解決するため、令和4年度から空き家対策チームを設置し、市町村や関係団体と連携した取り組みを進めるなど、対策を強化しています。

新たに啓発リーフレットを作成し、空き家問題への関心を高め、所有者の早期決断を促していくほか、空き家に関するお悩みを気軽に相談できる無料の相談窓口「高知県空き家相談窓口」を設置し、電話やメールで相談を受け付けています。また、対面の出張相談会や空き家セミナーを開催するなど、早期の空き家活用を促進することで空き家の発生を抑制し、地域の活性化に取り組んでいます。



【空き家無料相談会
「出張！高知県空き家相談窓口」】



【啓発リーフレット
「空き家のミライ」、「空き家のトリセツ」】

その4 自然の恵みをどっさりもろうて気持ちよう生きてみんかえ

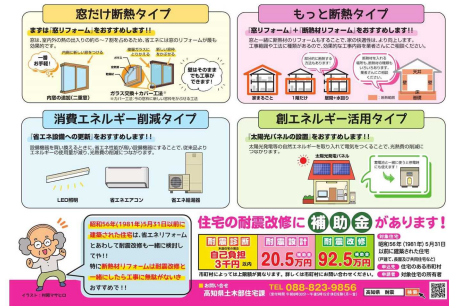
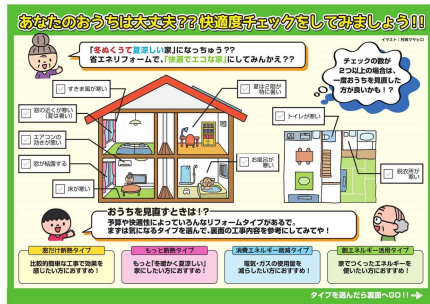
～溢れる自然の恵みを受けて快適に住まう～

全国一の森林率を誇り、トップクラスの日照時間・温暖な気候・降水量に恵まれた高知県は、これら自然の恵みや地域の資源を活用し、エネルギー消費の少ない住まいづくりを進めています。

【省エネルギー住宅の推進】

高断熱の性能を有する住宅など「安心・快適な住まい」の良さを多くの県民の皆さまに知っていただき、省エネルギー住宅の普及・促進による、住宅におけるエネルギー消費の低減など地球温暖化対策に取り組んでいます。また、住宅の木造化・木質化や温熱性能が健康と快適性に与える影響など「安心・快適な住まい」の有意性に関する情報を、県民の皆さまに、リーフレットやホームページなどにより発信しています。

加えて、省エネルギー住宅の普及・促進を図るため、市町村と協力して戸建て住宅の断熱改修に対する支援をしています。



【普及啓発リーフレット】

【こうち木の住まいづくり】

県産乾燥木材を使用した良質な持家の取得の促進等を目的として、林業振興・環境部と協力し（予算は林業振興・環境部計上）優良な木造住宅の新築・増築・リフォームに対する補助を行っています。

その5 未来のおらんく（「こうちすまい」）をみんなあてつくらんかえ

～未来の高知のため愛着の持てる住まいづくり～

今後の住まいや住環境の改善、向上につなげ、愛着の持てる未来の「こうちすまい」をつくるために、良質な住宅の普及や市場環境づくりを進めます。また、学齢期のみならず、生涯にわたり、県民ひとりひとりが自らの住まいや住環境についての意識を啓発・喚起し、たゆまなく学び続けられるよう、必要なしくみづくりを進めています。

【宅地・建物取引】

住宅・宅地には、様々な法規制が適用されます。取引にあたってはこれらの法規制を理解しておく必要がありますが、一般の方には非常にわかりづらいものとなっています。そのため、宅地建物取引業者が間に入ってサポートしたり、自らが当事者となって、一般の方の住宅・宅地の取引を容易にしています。

このような宅地建物取引業者の指導等を通じて、適正で円滑な住宅・宅地取引の推進をしています。

(8) 建 築

県 有 建 築 物 の 整 備

県民の豊かで安全な暮らしを支える共有の資産として、安全で親しみやすくかつそれぞれの目的に応じた機能を十分に発揮できる県有施設を整備します。

○整備方針

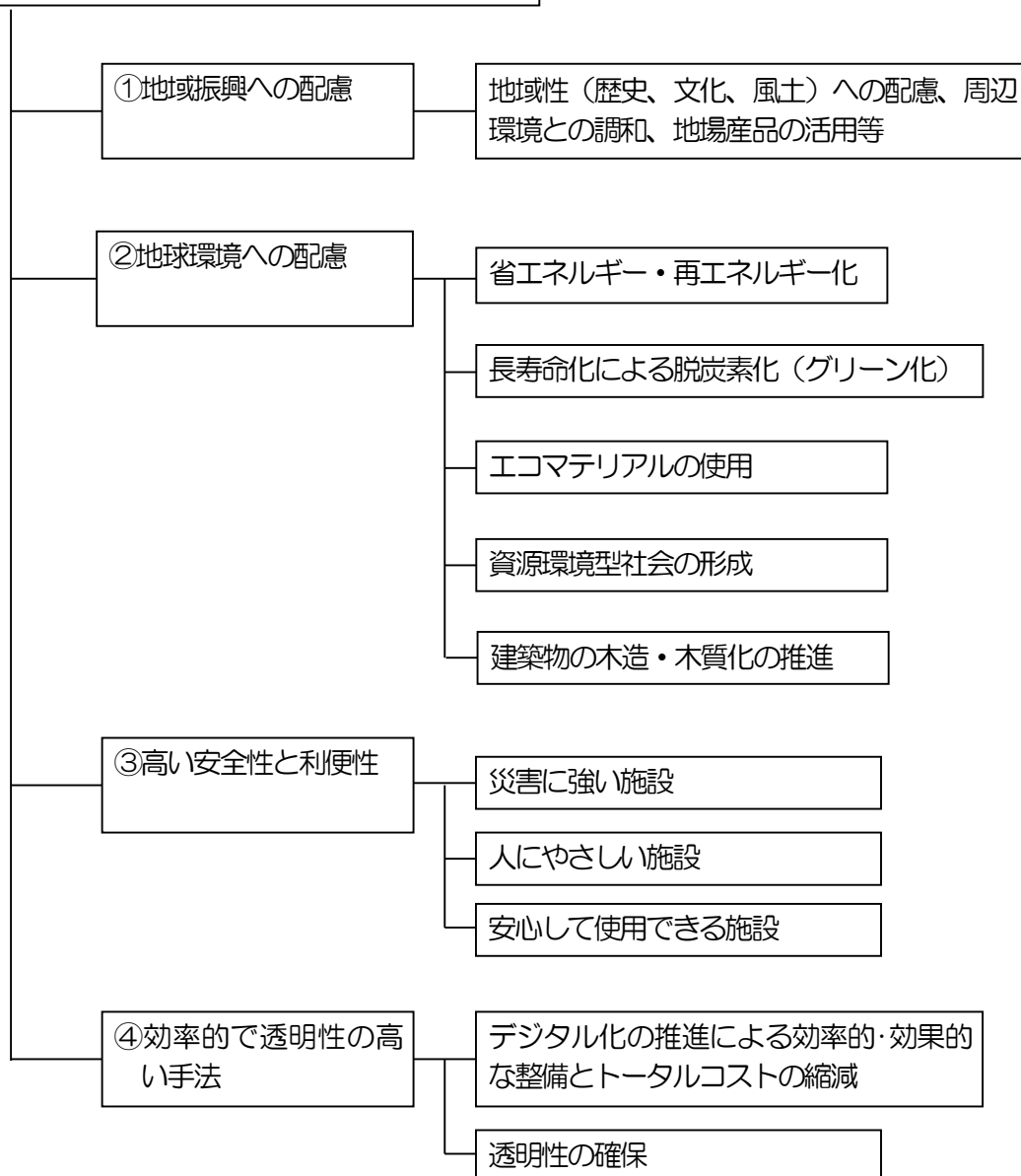
(1) 整備目的・整備目標の明確化

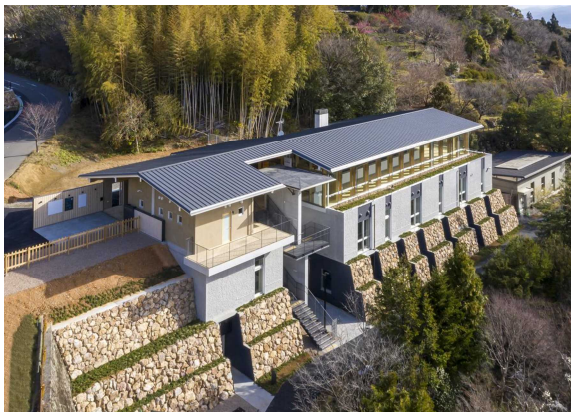
整備目的（何のために）、整備目標（どんなものを造るか）を明確にし、目標となる機能、デザイン等に関する基本構想（コンセプト）を作成し、設計段階から反映していきます。

(2) 顧客満足度の向上

コンセプトに基づき良質な県有施設の整備を行うことにより、顧客満足度を高めるという基本的な姿勢で業務を行っていきます。

(3) 整備にあたって特に留意すべき事項





牧野植物園新研究棟



足摺海洋館「SATOUMI」



高知城歴史博物館



高知龍馬記念館



永国寺キャンパス図書館



高知県立大学池キャンパス本部・健康栄養学部棟



高知江の口特別支援学校



高知県保健衛生総合庁舎

建築基準法、建築士法、耐震促進法の適正な執行による建築物の安全・安心の確保

○建築基準法

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

建築物が適法に作られ、適切に維持管理されるよう、工事着手前の建築確認、工事完了時の完了検査の他、多数の人が使用する建築物やエレベーター、防火設備についての定期報告制度に関する業務などを行っています。

○建築士法

建築士法は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、建築物の質の向上に寄与させることを目的として定められています。

建築物の設計や工事監理は建築士の資格要件があり、適切な設計や工事監理等が行われるよう、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督をしています。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐震改修促進法」）

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的として定められています。

不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物、地方公共団体が指定する防災拠点間輸送等に有効な道路の沿道建築物や都道府県が指定する避難所等の防災拠点建築物の耐震診断が義務化されており、これらの建築物の耐震診断が適切に実施されるよう取り組んでいます。また、「高知県耐震改修促進計画（第2期計画）平成29年度」に基づき、耐震性が不足している建築物の耐震改修が進んで行くよう取り組んでいます。

被災建築物応急危険度判定士の養成

地震により多くの建築物が被災した場合、余震による建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するためには、被災建築物の応急的な危険度を早期に判定することが重要です。

県では、南海トラフ地震に備えるため、県内在住の建築士や施工管理技士を対象に、被災建築物の判定方法に関する講習会を開催し、受講者を「高知県被災建築物応急危険度判定士」として登録しています。

現在、1,236名（令和6年3月時点）が登録されており、本年度も講習会を開催し、登録人数を増やしていくこととしています。

また、判定士を統括し、判定業務を指揮する役割を担うコーディネーターの育成など、実践に向けた体制整備を進めるとともに、市町村の広報誌や建築関係団体の会報等を通じて、被災建築物応急危険度判定制度の周知を進めています。

(9) 港 湾

重要港湾の整備

高知県の重要港湾は高知港、須崎港、宿毛湾港の3港あり、いずれも県の主要産物である石灰石を主に取り扱っています。

高知港は、石灰石のほか燃料油など県民の生活や産業に必要な物資も取り扱い、コンテナ船や国内外のクルーズ船も入港するなど、国内・国際物流・交流の拠点としての役割を担っています。須崎港は、取扱貨物量が四国第1位です。背後地の石灰石鉱山を利用したセメント製造業が盛んで、国内外へ搬出されています。宿毛湾港は、石灰石や砂利の搬入に加えて、原木の搬出にも利用されており、最近ではクルーズ船も寄港するなど、地域の経済や観光産業の発展にも寄与しています。

また、現在では、船舶の大型化に対応するため、係留施設等の改良や各種港湾機能の向上など、安全で安定的な利用ができる港としての整備を進めています。

一方で、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震における津波被害の軽減や発災後の復旧・復興の拠点としての役割も果たすため、国直轄事業や県事業により、防波堤の延伸や粘り強い化、耐震強化岸壁の整備も進めています。

※防波堤の粘り強い化・・・発生頻度の高い津波に対して防波堤としての機能を維持するとともに、それを越える津波に対しても一定の機能を保つ補強対策。

(高知港)



整備内容	
	実線(防波堤の延伸)
	破線(粘り強い化・嵩上げ)
	点線(耐震強化岸壁)

凡例(色塗り)	
	R5d迄
	R6d
	R7d以降

※粘り強い化・嵩上げは事業費ベースの換算延長

(須崎港)



(宿毛湾港)



姉妹(友好)港交流促進事業

高知港の姉妹(友好)港及びI N A P加盟港との相互訪問や経済交流を通じて情報の交換を行い、航路の拡充や貿易量の拡大につなげることで、相互の発展を図るとともに高知県の経済の活性化や国際化を図ります。

○I N A P(イナップ)

高知新港が1998年3月に一部供用を開始したのと同時に、海外の4港と友好港・姉妹港提携を締結しました。この港を通じた国際ネットワーク組織がI N A P(友好提携港国際ネットワーク=International Network of Affiliated Ports)です。

I N A Pは会員相互の友好と、平和で調和の取れた地球の実現を長期ビジョンとしています。

I N A Pでは、毎年事業計画などを定める総会を開催すると同時に、港湾・海運・貿易関係者や友好交流に関心のある方等に広く参加を呼びかけ、シンポジウムの開催や、経済ミッション団の派遣などの取り組みを行っています。令和2年度から4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を見送りましたが、令和5年度に高知港にて4年振りに総会を開催しました。令和6年度は、スービック湾港で総会を開催する予定です。

会員港：7カ国10港（うち※1は姉妹港、※2は友好港）

高知港(日本)、チッタゴン港(バングラディッシュ)、青島港^{※2}(中国)、
タンジュンペラ港^{※1}(インドネシア)、木浦新港^{※1}、唐津港(韓国)、
スービック湾港^{※1}、セブ港、ダバオ港(フィリピン)、コロンボ港^{※1}(スリランカ)

高知新港企業用地・高台用地

高知新港企業用地及び高台用地は、高知新港の物流機能の高度化及び輸出入等の産業振興を促進し、地域産業の活性化や港のにぎわいを作ることを目的に整備された港湾関連用地です。高台用地では、令和3年10月に運送事業者との分譲契約を締結し、令和4年5月には、冷蔵倉庫業や生活雑貨の企画・製造販売等を営む事業者との有償貸付契約を締結しました。



宿毛湾港工業流通団地

高知県では、高知西南地域の産業振興を図るため宿毛湾港工業流通団地を整備しています。

宿毛湾港は、4万トンクラスの大型船舶の入港を目指し、平成12年12月に暫定水深-10mで公共岸壁の供用を開始しました。今後も物流機能の高度化、効率化を進めるとともに、産業の活性化や雇用の拡大を図ることを目的として地域産業を支える宿毛湾港工業流通団地への企業誘致を行います。



写真提供：国土交通省四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所

宿毛湾港工業流通団地の特徴

(1) 四国屈指の大型公共岸壁に隣接

宿毛湾港工業流通団地は、4万トンクラスの大型船舶の入港にも対応できる水深-13m（暫定-10m）の岸壁に隣接。約6haの心頭用地との連携により、大量の海上輸送を伴う工場用地としても利用可能な団地です。

(2) 全国トップクラスの優遇制度

宿毛湾港工業流通団地に進出される企業の皆様に、補助制度適用により、実質負担額㎡あたり7,000円で分譲いたします。

また、県内新規雇用者数に応じた助成、工場等の施設・港湾施設・福利環境施設の整備への補助金や、固定資産税の減免など税制面での優遇と併せて、高知県・宿毛市の全面的なバックアップ体制でお迎えします。

※ 優遇制度の条件等については、高知県土木部港湾振興課までお問合せください。

高知新港コンテナ利用促進事業

高知新港の利用促進及び県内産業の振興を図るため、高知新港を利用する荷主、船会社及び高知新港の輸出小口混載サービス提供事業者に対する補助事業を実施します。

高知新港には、週3便で韓国・釜山港との間を結ぶ定期コンテナ船が就航し、釜山を中継港として、世界各港との間で貿易が行われています。高知県では、当事業によりコンテナ貨物の集荷・創荷及び海外との貿易の振興を図り、新規航路の就航や便数の増加など利用者にとってより使いやすい港づくりを推進します。

○高知新港コンテナ利用促進事業

高知新港を利用し、コンテナ貨物を輸出又は輸入する荷主への4種類の補助を行っています。

一つ目は、高知新港から初めて輸出入（年間11TEU以上）を行う荷主に対して1TEUあたり1万5千円を補助する制度。二つ目は、輸出入量が年間50TEUを超える荷主に対して、前年度から増加した貨物1TEUあたり1万円を補助する制度。三つ目は、輸出入量が年間200TEUを超える大口荷主に対して、前年度から増加した貨物1TEUあたり1万円を補助する制度。四つ目はリーファーコンテナでの輸出に対しては、新規利用の場合は1本あたり15万円、前年からの増加分には1本あたり9万円を補助する制度です。

○小口混載コンテナサービス支援事業

高知新港の輸出小口混載サービスを支援するため、サービス提供事業者に対し、サービス提供に係る経費について補助しています。補助金額は、混載貨物の体積又は重量によって異なり、1TEUあたり3万円又は1万円です。

○定期航路誘致事業

高知新港に定期航路を誘致するため、航路を新たに開設した船会社等に対して1寄港あたり10万円を補助しています。

○輸出くん蒸利用支援事業

農林産物の輸出促進のため、高知新港のくん蒸施設を利用する事業者に対して輸出貨物のくん蒸にかかる費用の1/2を補助しています。

高知新港振興プラン

高知新港の利活用の促進や競争力向上に向け、県経済を支える物流・交流拠点となるため平成24年度に「高知新港振興プラン（第1期）」を、平成29年度には「第2期高知新港振興プラン」を策定しました。

令和4年度には第2期プランの成果や課題等を再検証し、新型コロナウイルスの感染拡大による海上物流の混乱とそれに伴う港湾を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第3期高知新港振興プラン」を策定しました。

○第3期高知新港振興プランの目指す高知新港の姿

1 四国における東南アジア方面への輸出拠点（コンテナ）

高知新港の陸上輸送コスト面での優位性等によってポートセールスを進め、魅力を発信することで、四国内の東南アジア方面向け貨物の集貨を図り、ベースとなる貨物を確保します。その後、「四国の他港にない」、「県内荷主からのニーズが高い」、「今後も経済発展により貨物量の増加が期待されるエリア」といった条件を満たす東南アジア方面航路誘致の実現を目指します。

2 働き方改革やBCP対策に寄与する定期内航航路の就航

トラックドライバーを巡る状況変化（ドライバー不足や働き方改革）やBCP、CO2削減等の観点から他の輸送ルート確保の必要性が高まってきている状況等を注視し、荷主や運送事業者にはアリングを行いながら、随時検討を行っていきます。

3 地場産業を支える物流拠点（バルク）

増加するバルク貨物に対応したヤードの拡張や、バルク船の大型化に対応した荷役機械の機能向上を実施することで物流コストの削減をはかり、地場産業の競争力強化を支援する港湾を目指します。

4 西日本太平洋側における国際クルーズ拠点

高知新港のポテンシャルを活かし、クルーズ需要の拡大を最大限取り込むとともに、多様なクルーズを誘致し、社会情勢等に左右されず、継続的にクルーズが寄港する港湾を目指します。

5 物流及びクルーズ観光が高次に共存した港湾

コンテナの増加や新たな物流機能に対応した用地の確保、バルク貨物の取扱量の増加に伴うヤードの拡張、クルーズ船の寄港数の増などに対応していくため、コンテナやバルクの物流とクルーズ観光がバランスよく共存できる港湾を目指します。

(10) 海 岸

海岸保全施設の地震・津波対策

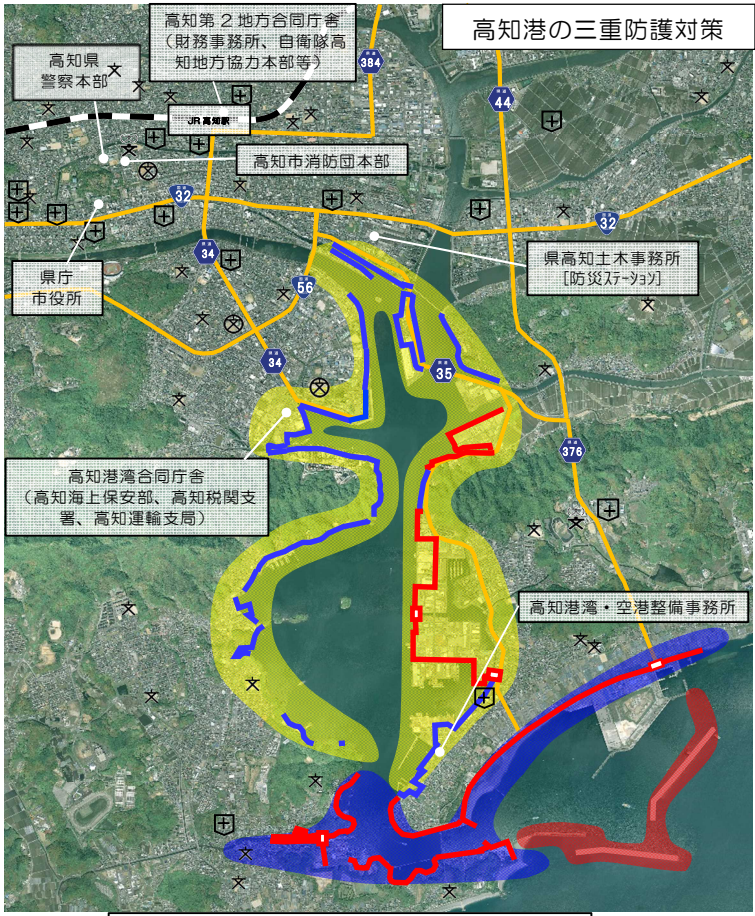
高知県では、今後 30 年以内の発生確率が 70~80%に高まっている南海トラフを震源とする地震・津波対策として、県民の生命及び財産を災害から守る事を目的としたハード対策を進めています。

特に、県人口の約 47%が集中し、経済・都市機能が集積する県都・高知市を中心とする高知県中央部の被害を最小化することが、県全体の早期復旧・復興に繋げるためには不可欠です。

こうしたことから、現在、浦戸湾の地震・津波対策である三重防護対策として、高知港海岸の国直轄事業では種崎外縁地区やタナスカ地区などで、県事業では潮江地区や浦戸湾地区の瀬戸工区などで、耐震補強工事を推進しています。

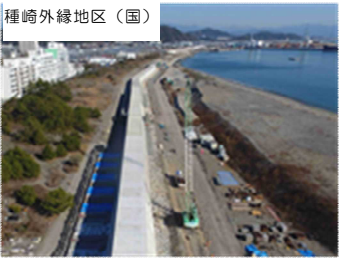
三重防護の目的

<p>【第1ライン】 第一線防波堤（港湾施設）</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波エネルギーの減衰 ・高知新港の港湾機能の確保 	<p>【第2ライン】 湾口地区 津波防波堤、外縁部堤防等</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の侵入や北上の防止・低減 	<p>【第3ライン】 浦戸湾地区 内部護岸等</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸の倒壊や背後地浸水の防止等
---	---	--



凡 例

- : 第1ライン(港湾施設)
- : 第2ライン
- : 第3ライン
- : 直轄施工箇所
- : 高知県施工箇所



海岸陸こう等常時閉鎖推進事業（海岸堤防開口部の閉鎖）

南海トラフ地震が発生すると、早い所では約3分で津波が到達するため、陸こうを操作することは不可能です。このため、来るべき南海トラフ地震に備え、高知県では、海岸防護ラインの開口部である陸こう等をコンクリートや鍵で閉鎖したり、代替施設として階段やスロープを設置するなど、陸こうの常時閉鎖の取り組みを進めています。

令和5年度末現在で、高知県が管理している陸こう1,173基のうち、536基をコンクリート閉鎖し、210基を施錠閉鎖しています。

今後も、津波到来時の開口部からの浸水を防ぎ、閉鎖作業者の安全確保を図るなど、県民の命と財産を守るため、利用者と協議しながら常時閉鎖の取り組みを推進していきます。

〔陸こう常時閉鎖の例：階段〕



〔陸こうの閉鎖の例：斜路〕



(11) 災害復旧

災害復旧事業

○災害復旧事業の目的

公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的としています。



平成30年災害(梅雨前線豪雨及び台風7号)

県道川之江大豊線 被害状況

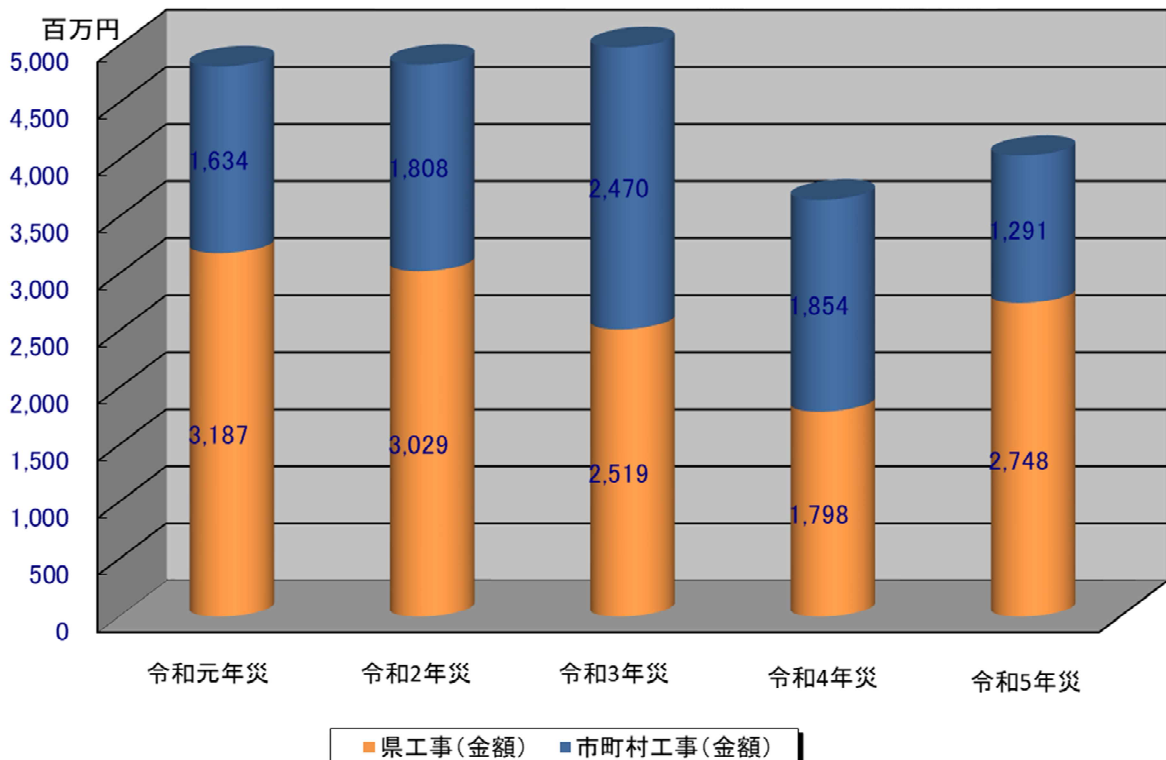
○年災別公共土木施設被災金額及び箇所数

公共土木施設別 (県施設分)

単位:百万円

年災 工種	令和元年災		令和2年災		令和3年災		令和4年災		令和5年災	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
河川	47	942	51	1,654	119	2,295	37	571	66	1,825
海岸	1	10	0	0	0	0	2	653	1	343
砂防	2	374	1	18	2	47	1	7	3	71
道路	11	1,613	15	671	9	173	23	565	14	509
橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
急傾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地すべり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾	6	248	3	686	2	4	1	2	0	0
計	67	3,187	70	3,029	132	2,519	64	1,798	84	2,748

年災別 公共土木施設 被災金額





<被災時>



<復旧後>

平成30年災害（梅雨前線豪雨及び台風7号）
二級河川安芸川 被災及び復旧状況写真

○災害復旧事業の定義

「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいいます。

その他 （最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風、地すべりなど）

※公共土木施設とは

河川法や道路法などの各法律に基づいて、県及び市町村等により造られた施設であり現に維持管理されているもの

異常な天然現象（洪水・降雨・その他）のおもな事例



平成30年災害（梅雨前線豪雨及び台風7号）
注1) はん濫注意水位以上の水位



平成30年災害（梅雨前線豪雨及び台風7号）
最大24時間雨量80mm以上の雨
(時間雨量が20mm以上の雨)

注1) 平成19年4月から水位の名称が変わりました。(警戒水位⇒はん濫注意水位)

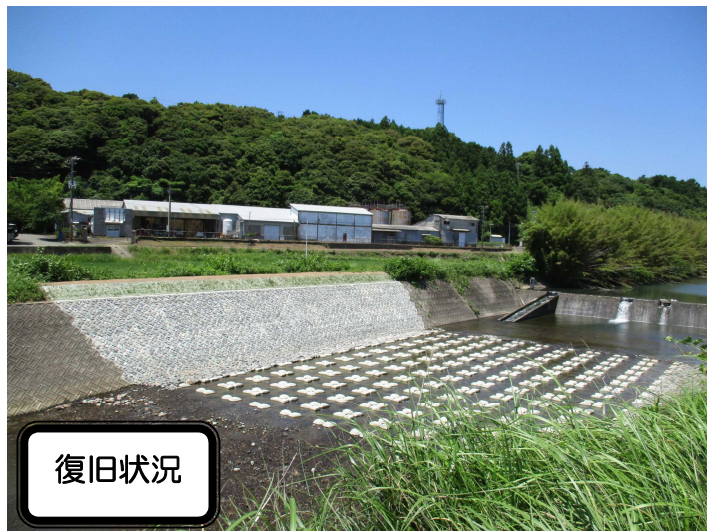
災害復旧事業の原則は施設を原形に復旧することです。

河川災害復旧事業

○平成29年災 幡多郡黒潮町 湊川
二級河川湊川

被災状況

台風5号の降雨（最大24時間雨量165mm）による出水で河岸高の1/2以上の出水で河川護岸が被災を受けました。



復旧状況

河川堤防を景観に配慮した練ブロックで復旧しました。

○平成29年災 高知市 行川
二級河川鏡川

被災状況

梅雨前線豪雨の降雨（最大24時間雨量235mm）による河岸高の1/2以上の出水で河川護岸が被災を受けました。



復旧状況

河川堤防を景観に配慮したブロック積工法にて復旧しました。

道路災害復旧事業

○平成30年災 幡多郡大月町 安満地
一般県道安満地福良線

被災状況

梅雨前線豪雨及び台風7号による降雨（最大時間雨量91mm）により、路側構造物が崩壊し、被災を受けました。



被災状況



復旧状況

復旧状況

道路が崩壊し通行できない状況であることから、早期に通行を開放することを目指し、大型ブロック積工法にて復旧しました。

○平成27年災 香美市香北町 日浦込
一般県道久保大宮線

被災状況

台風12号による降雨（最大24時間雨量341.5mm）により道路法面及び道路路側構造物が被災を受けました。



被災状況



復旧状況

復旧状況

地すべり規模を調査し、被災メカニズムを解析したうえで、大型ブロック積み工及びアンカー工にて復旧しました。

改良復旧事業

○改良復旧事業とは、被害が甚大で広域にわたり個々の原形復旧（災害復旧事業）だけでは事業効果が十分に発揮されない時に、被災のない箇所も含めた一連区間を再度災害の防止と構造物の強化等を図るために、改良事業を加えて実施する事業です。

事業種別

1. 一定災

一連区間が8割以上被災している場合に一定の計画に基づいて、災害復旧事業費のみで改良復旧を行う事業です。

2. 災害復旧助成事業

一般被害が激甚であり原則として一連区間で他の改良計画がないものなどで災害復旧事業費に助成費（改良費：1／2の国庫補助）を加えて一定計画に基づき施行する改良事業です。

3. 災害関連事業

再度災害を防止するため被災箇所或いは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する改良事業です。接近して施工される同一工種の関連事業で、異なる管理者により施行されるもの、または接近して施行される河川、海岸、砂防、道路、橋梁災害関連事業の組み合わせは「地域関連」として扱うことが可能である。

4. 特定小川災害関連環境再生事業

人口密集地等の近傍に発生した河川災害復旧について、災害復旧費の1／2程度の改良費を加えて緩勾配護岸その他景観に配慮した護岸などにより復旧する事業です。

5. 河川等災害関連特別対策事業

河川災害復旧助成事業または河川若しくは砂防の災害関連事業候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然障害物又は橋梁、堰等河川区域内に設置された工作物が改良復旧効果の確保に支障となる原因を除去する事業です。

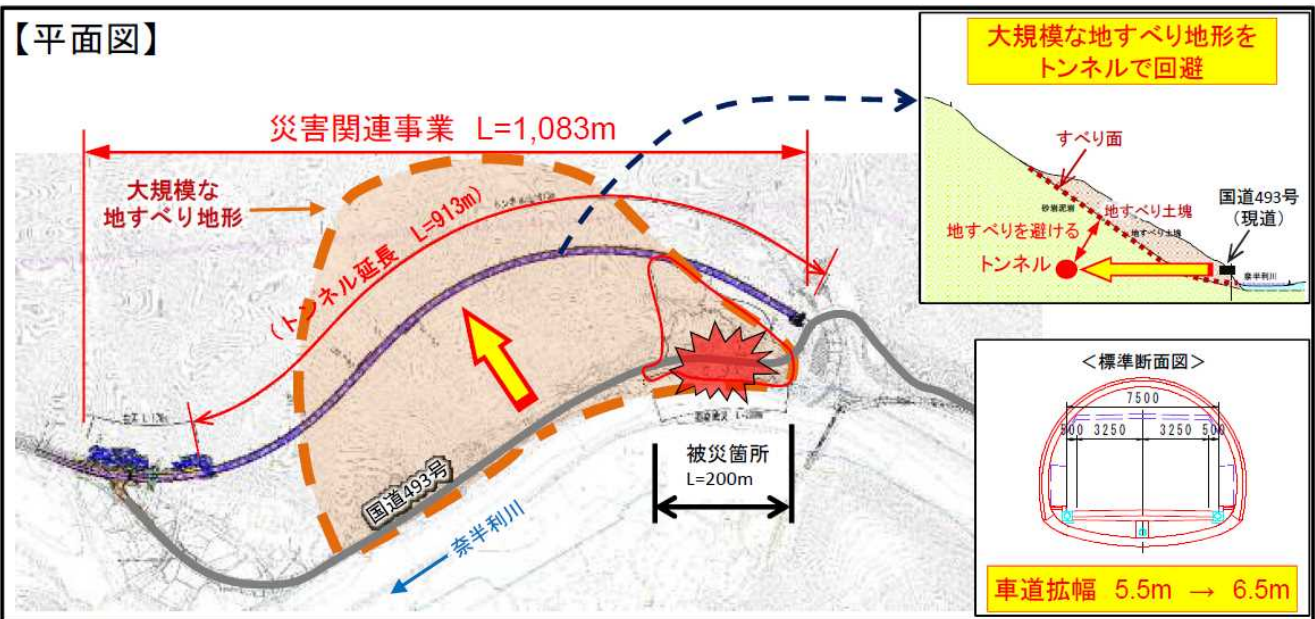
災害関連事業

○平成29年災 安芸郡北川村 小島地区 一般国道493号道路災害関連事業

被災状況:平成26年の台風12-11号による降雨(雨量1,617mm:10日間、最大時間雨量67mm/h)により、一般国道493号の斜面で大規模な地すべりが発生し、道路が200m被災を受けました。



事業内容 延長 L=1,083m(うちトンネル913m)
 事業期間 平成29年度～令和2年度
 事業費 38.3億円(内 改良費7.9億円)



一般国道493号は、平常時地域住民の生活道路として機能しており、大規模災害時には高知県が第二次緊急輸送道路として指定している重要な路線となります。

本区間は被災箇所を迂回する安全なトンネルバイパスルートで計画され、令和2年度に供用開始されました。将来は四国8の字ネットワークの一部を担う阿南安芸自動車道の一部として供用できる道路規格により整備されています。

(12) 用地対策

計画的かつ適正な土地利用の推進

○高知県土地基本条例

県土をよりよい状態で次世代に引き継いでいくことを目的に、土地について次のような基本的考え方を定めています。



1 基本理念

『土地についての公共の福祉優先』『適正な利用及び土地利用計画に従った利用』『環境の保全と地域社会の振興との調和のとれた利用』『住民の視点に立った利用』を基本理念として掲げ、住民参加による土地行政の推進を規定しています。

2 基本的施策

『県土の保全と安全性の確保』『環境及び文化への配慮』『地域区分に応じた土地利用』『土地に関する情報の収集及び提供』など県の基本施策を規定するとともに、『市町村の土地利用計画の尊重と連携』『市町村の土地利用計画の策定への協力』を規定しています。

3 開発の調整に関する手続き等

- 開発区域の面積が10ha以上（ゴルフ場建設に係るものは5ha以上）の開発事業について個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、開発計画書の提出による事前協議を義務付けています。
- 開発計画の内容について、地域住民等の関係者に説明することを義務付けています。
- 県は開発計画について関係市町村に意見を求め、これを尊重するものとしています。

4 その他

- 不適正な開発計画に対して中止、変更の命令ができる旨を規定しています。
- この条例の手続きを経ない着手制限違反や条例に基づく命令違反に罰則を規定しています。

※ この条例は開発事業を排除するものではなく、地域振興につながり、地域に受け入れられる適正な土地利用（開発計画）の推進を基本としています。

従って、この条例運用に当たっては、県が地域の主体性を尊重しながら地域調整に取り組むことになっています。

適正な地価の形成

○地価調査について

国土利用計画法による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、そして一般の土地取引での価格指標としていただくために毎年7月1日の地価を調査し公表しています。

これは、地価公示法に基づき国が実施している地価公示（1月1日現在）と併せて、一般の土地の取引価格の指標としていただこうとするものです。



令和5年地価調査

令和5年の本県の対前年平均変動率は、住宅地がマイナス0.6%、平均価格は30,500円で23年連続の下落となりましたが、下落率は前年のマイナス0.7%より0.1ポイント縮小しました。

商業地はマイナス0.8%、平均価格は69,100円で32年連続の下落となりましたが、下落率は前年のマイナス1.0%より0.2ポイント縮小しています。

県の対前年平均変動率

住宅地	宅地見込地	商業地	工業地	全用途
△0.6 (△0.7)	— (0.5)	△0.8 (△1.0)	△0.6 (△0.7)	△0.6 (△0.8)

※()内は令和4年地価調査における対前年平均変動率

※宅地見込地は、選定替による基準地変更があったため、対前年平均変動率がない
平成25年より、「準工業地」、「調整区域内宅地」の 카테고리を廃止

土地情報の整備・拡充

○国土の調査について

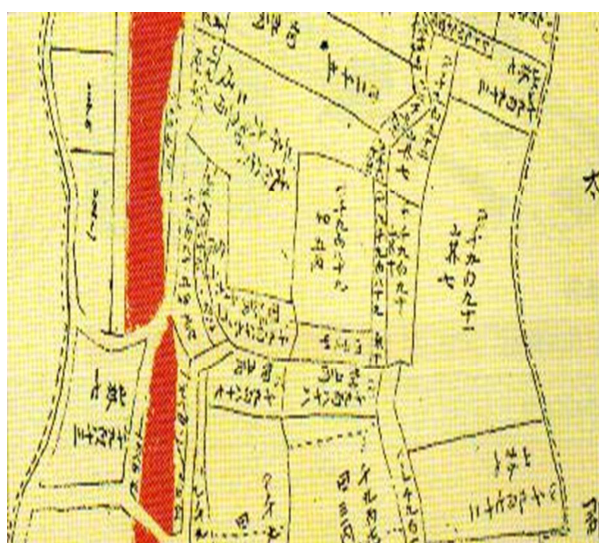


1 地籍調査

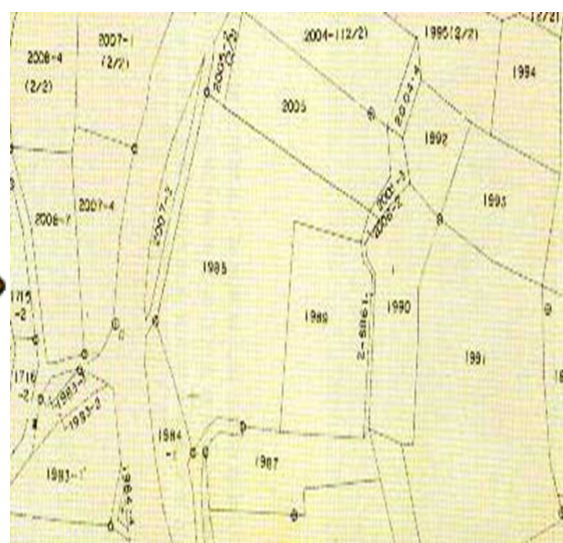
国土の調査には、地籍調査、土地分類調査、水調査とがあります。この中で地籍調査は、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、面積、地目、地番、境界を最新の測量機器等で調査するものです。

この調査により、一筆ごとの土地の境界情報が数値情報として管理されることとなります。

字限図（地籍調査前）



地籍図（地籍調査後）



字限図は、測量技術が十分発達していなかった明治初期に、調査作成されたもので、位置、形状、面積などが不正確なものが多くあります。

地籍調査の実施は、住民間や官民間の土地の境界紛争などのトラブルを未然に防ぐことにつながります。

また、災害が起こってしまった場合でも、元の位置を容易に確認することができ、復旧作業を円滑に進めることができます。

この調査の成果は、地籍簿、地籍図に取りまとめられ、不動産登記に反映されるほか、私たちの生活に関わり深い、街づくりや公共事業の実施に活用されるなど、大きな役割を果たしています。

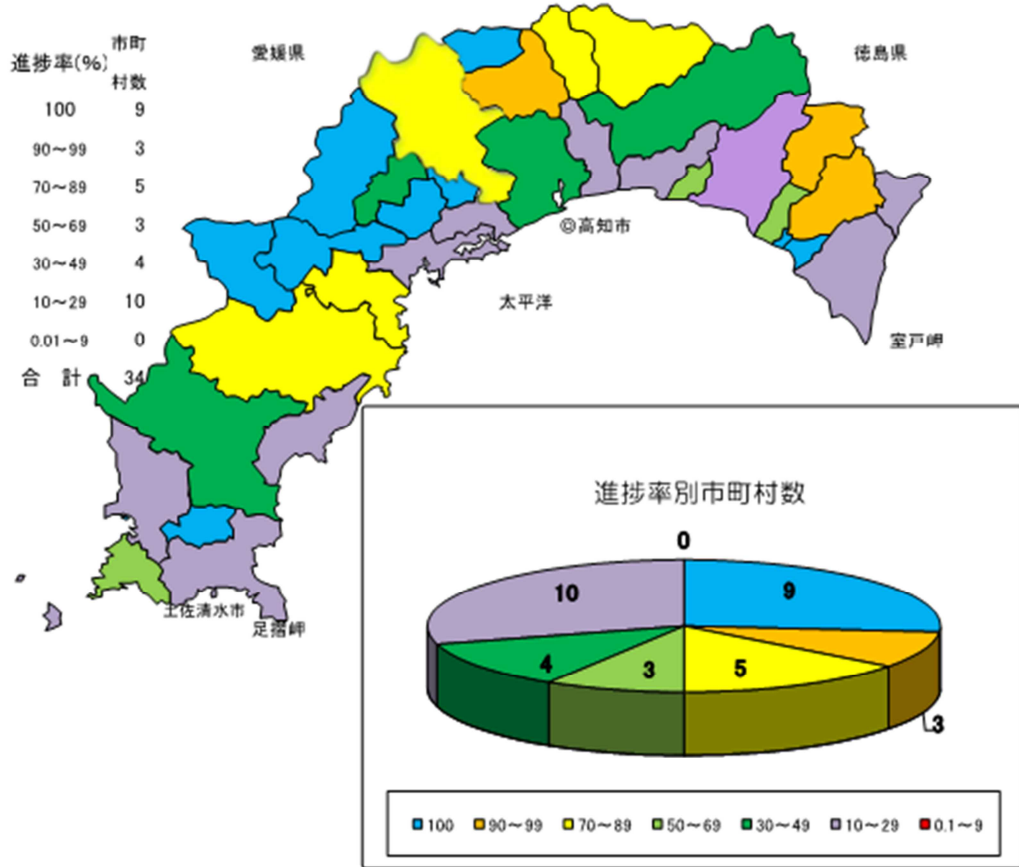
2 県下の状況

地籍調査の実績は、令和4年度末で（要調査面積5,706 km²に対し調査済面積3,384 km²）の59.3%となっています。

令和6年度は24市町村と1森林組合が事業の実施を予定しています。

高知県の地籍調査市町村別実施状況
【令和4年度末進捗状況】

R5.3.31日現在



市町村名	着手年度	進捗率	市町村名	着手年度	進捗率
田野町	S50	100.0	越知町	H8	49.2
大川村	S47	100.0	高知市	S32	48.3
橋原町	S38	100.0	四万十市	S50	41.3
津野町	S54	100.0	香美市	S63	34.8
三原村	S46	100.0	黒潮町	S48	29.8
仁淀川町	S56	100.0	南国市	H16	29.1
日高村	S60	100.0	室戸市	H18	23.7
佐川町	H3	100.0	香南市	S34	22.6
奈半利町	S55	100.0	東洋町	H12	22.4
馬路村	S44	99.3	須崎市	H11	20.6
北川村	H16	98.3	土佐清水市	S62	19.5
土佐町	S46	97.4	土佐市	H15	16.9
四万十町	S45	89.7	安芸市	H16	12.9
大豊町	S51	87.7	宿毛市	S57	12.1
中土佐町	S56	80.6			
本山町	S60	77.4	高知県全面積(km2)		7,103.64
いの町	S45	75.9	調査除外面積(km2)		1,398.12
安田町	H10	63.2	要調査面積(km2)		5,705.52
大月町	H3	62.5	調査済面積(km2)		3,383.65
芸西村	H9	51.1			
			県下の進捗率		59.3%

県平均進捗率
59.3%

要調査面積は、第7次国土調査事業十箇年計画(R2~R11)による。

公共事業の円滑な執行を図る用地取得

道路や河川の整備、交通安全対策、砂防施設の整備等の公共事業を計画どおり実施するためには、用地の確保が必要となります。

用地の取得

土地を譲っていただいたり、建物等の物件の移転をお願いしたりする場合には、何よりも関係者のご理解とご協力が必要です。県では、関係者の方々に納得していただくための事業説明会の開催や用地測量調査の実施等一定の手順で進めています。

- ①事業説明会
- ②用地測量
- ③土地・建物等の調査・算定
- ④用地交渉
- ⑤契約の締結
- ⑥土地登記・建物等の移転・土地の引渡し
- ⑦補償金の支払い

土地収用

公共用地の取得については、話し合いによる合意を原則としていますが、

- ①土地の境界について争いがあるとき
 - ②土地建物等の所有権について争いがあるとき
 - ③土地の所有者と借地権者との間で借地権の存否、借地権割合についての争いがあるとき
- など、関係者間で協議が整わない場合、また、補償額などで地権者の方の合意が得られない場合は、土地収用法に基づき、事業の認定の告示を得た上で、収用委員会における審理を通じて解決する場合があります。

土地収用法とは

公共の利益の増進と私有財産との調整を図ることにより、公共公益事業の円滑な実施と国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的としています。

「四国8の字ネットワーク」に係る用地先行取得

県では、四国地方整備局と用地先行取得契約を締結し、「四国8の字ネットワーク」（自動車専用道路）の用地先行取得業務を行っています。

- ・一般国道 56 号佐賀大方道路
- ・一般国道 56 号大方四万十道路
- ・一般国道 55 号海部野根道路
- ・一般国道 493 号野根安倉道路

1 プランの目的

若者が働きたい魅力ある建設業にしていくため、「人材確保策の強化」や建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」を図り、建設業が将来にわたって社会的役割を果たしていける体制の構築を目指す。

2 令和5年度までの取組概要

柱1

人材確保策の強化

児童生徒と保護者へのアプローチ

出前授業 (R5)

- ・5月～10月に県内10市町で実施
- ・6/4の統一参観日に小中で実施し保護者も見学

保護者も参加可能な現場見学会 (R5)

- ・8月19日に安芸・高知・幡多の3地区で実施

〔安芸：生徒4名、保護者1名
高知：生徒5名、保護者2名
幡多：生徒10名〕
※ 女子生徒・女性技術者も参加

魅力発信の強化

動画やSNS等による情報発信

- ・建設業協会が業界のPR動画作成
- ・イメージアップ動画「現場の力飯」vol.3作成 (若手芸人が案内役) 2.9万回再生
- ・毎年11月に高知市中央公園にて建設フェスタ開催
- ・建設業の魅力伝えるテレビ特番 R4「建設人ーつくりびとー」を10月に放送
- R5「かつお・さおりの建設アレコレ！」を4月～9月に放送 (全6回)

柱2

建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」

生産性向上と技術力向上への支援

ICT機器の導入補助及びICT活用工事の拡大

- ・ICT機器導入補助や補助を受けた事業者による現場見学会で、生産性向上の事例を近隣の事業者に発表することを通じ県内全域でのICT活用工事の拡大を図る
- ・現場見学会 (7回開催、参加者80名)※暫定

ICT等に関する研修の充実

- ・現場技術者を対象としたICT技術研修会や経営者を対象としたi-Construction講座を開催し、建設現場の生産性向上やICT技術に関する知識の向上を図り、ICT活用工事の普及拡大を図る
- ・i-Construction講座WEB開催 (41名参加)
- ・ICT技術研修会7回開催 (計130名参加)
- ・ICTトップランナー研修開催 (67名参加)

女性活躍の支援

総合評価方式での評価

- ・総合評価方式で「女性技術者の配置」を評価

入札参加資格における加点

- ・令和5年度の入札参加資格の審査から「えるぼし」を新たな加点項目として追加

外国人材確保の支援

外国人材制度説明会の実施

- ・令和4年7月に高知市で開催
 - 講師：外国人技能実習機構 建設技能人材機構
 - 参加者：36名(32社)が参加
- #### 外国人材の資格取得支援
- ・外国人向け建設機械教習所を関係機関と連携し支援

働きやすい労働環境整備

週休2日制モデル工事の拡大

- ・令和3年度から原則全ての工事を週休2日制モデル工事の対象
- ・令和5年度から1,000万円以上の工事を原則「発注者指定型」の対象

3 令和6年度の取り組み

- 拡** 出前授業の**実施箇所数の拡大** (10土木事務所管内 → 全12土木事務所管内)
- 拡** 保護者も参加可能な現場見学会 (土木工事1日体験) の**対象者を拡大** (高校生→中高生)
- 新** 工事施工に係る書類作成を担う「**建設ディレクター**」の導入を後押し
- 新** 女性が活躍する**新たなビジネスモデルの経営者向けセミナー**の開催
- 拡** 総合評価における**加点対象 (若手技術者・女性技術者の配置) 工事の拡大**
- 拡** 入札参加資格審査における**新たな加点項目 (男性育休) の検討**
- 拡** 週休2日制モデル工事において**全工事を原則「発注者指定型」の対象に拡大**
- 拡** 最新のデジタル技術に関する研修会を開催し、建設現場の生産性向上と技術力の向上を支援

4 KPI (次期計画案)

	R5 (目標)	R5 (実績)
アンケート回答率		
「雇用したいが応募がない」	65%	80%
「女性従業員の応募がない」	15%	72%
・高校生の建設業への就職者数	120人	90人
・外国人雇用人数	380人	331人
・週休2日工事の取組	県 実施率100%	実施率 69.6%
	市町村 実施率20%	実施率 29%
・ICT活用工事の実施数	110件	73件
・県工事の平準化率	0.9	0.65
・コンプライアンス研修受講率	A100%B90% C70%D50%	A100%B90% C67%D55%

令和6年度 入札・契約制度改正について

高知県土木部
(問い合わせ) 土木政策課 契約担当
電話：088-823-9813 (直通)

令和6年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

1 総合評価方式の運用の変更

(令和6年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価基準の一部を改めます。

【改正】若手技術者・女性技術者の配置 ※選択項目

若手技術者・女性技術者の配置	41歳未満又は女性の技術者・現場代理人の配置	5点
	35歳未満又は女性の担当技術者の配置	2. 5点
	上記以外	0点

- ※ 現場代理人については、主任技術者の資格を有する者に限る。
- ※ 技術者・現場代理人の配置又は担当技術者の配置のいずれかを評価する。
- ※ 担当技術者については、以下のとおり取扱う。
 - ・ 工事実績及び資格を問わない。
 - ・ 入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があること。
 - ・ 当該工事に専任で配置できること。
 - ・ 施工計画書への記載及びコリンズへの登録・確認を行う。

【新規】生産性向上の取組(過去3年) ※選択項目

ICT活用工事の推進	ICT活用工事(同一工種)の実績及び本工事での実施	5点
	本工事での実施	2. 5点
	上記以外	0点

- ※ 「ICT活用工事」は、別途定める高知県の試行要領又は実施要領により、必要な施工プロセスを実施した又は実施する、高知県発注工事に限る。
- ※ 「本工事での実施」により加点し、達成できなかった場合については、工事成績評定の減点措置を行う。

2 「週休2日制モデル工事」の実施の促進

(令和6年4月1日以降に公告(指名通知)を行う工事から適用)

週休2日制モデル工事については、現在、請負対象金額1,000万円以上の工事を「発注者指定型」で運用しているところですが、さらなる建設現場における働き方改革をより一層推進する観点から、**全工事**に拡大します。

また、これまで対象外としていた、社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事についても、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する「**週休2日交替制**」を導入します。

- 全工事：「**発注者指定型**」による発注。
- 早期の工事完成が必要な工事：「**週休2日交替制**」を導入。

3 その他の改正・継続・検討事項

(1) 概算数量による発注の試行

受発注者双方の事務負担を軽減し、迅速かつ円滑な事業執行を期すため、概算数量による発注の試行を継続する。

(2) 主任技術者の兼務要件の緩和

主任技術者の専任が必要な工事のうち、一定の条件で3件まで兼務可能とする措置を継続する。

(3) デジタル化の推進

電子契約、**電子保証**、**電子申請**の利用拡大を進める。

(4) 総合評価方式の項目(同種・類似工事の対象)

総合評価の評価対象から除外する工事(54工事)の運用を取り止める。

(5) 総合評価方式の項目(改定・廃止)

重機保有の有無について、1台から10台以上を1台毎に配点し、細分化する。
地域ボランティアの有無について、評価を**部分廃止**する。

(6) 総合評価方式の評価基準の検討

今後の評価基準として、「**地域維持委託業務の実績**」、「**CCUSの活用**」、「**災害協定の締結**」の新設及び「**同種・類似工事の成績評定**」の改定、「**消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況**」の廃止等について検討を進める。

インフラ分野においてデジタル技術を活用し、生産プロセスや行政サービスを変革すると共に、建設業界全体の働き方を改革し、県民の安全・安心で豊かな生活を実現する。

県民の安全・安心につながるインフラ分野のDXを「4本柱」で推進！

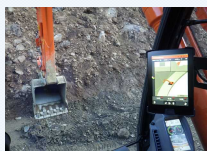


1. ICT技術による**建設現場**の生産性向上

働き方改革により新4K(給料, 休暇, 希望, かわいい)を実現

(1) ICT活用工事の普及拡大

- 建設業デジタル化促進モデル事業による現場見学会を通じてICT技術の成功事例を県内全域に横展開
- 小規模工事でのICT活用を可能とするため、対象工種を拡大



ICT建設機械

(2) BIM/CIM活用業務の実施、活用工事への展開

- BIM/CIMの活用業務、活用工事への展開

(3) 建設生産プロセスの効率化

- VRやARによるリモート検査(遠隔臨場) <検討>
- ICT技術を活用した構造物や配筋の出来形確認 <検討>

3. 新技術を活用できる**人材育成**

若手技術者の活躍の場を創出し建設業の魅力をUP

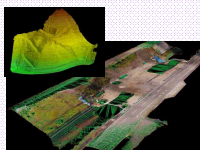
(1) 最新のデジタル技術を取得する研修を充実

【県職員】

- 3次元データを用いて災害調査を行い、崩壊土量を算出するCAD応用研修
- 3次元データを取得するドローン操作研修

【建設事業者】

- ICT活用工事の成功事例を経営者に紹介
- 先進的な事業者との意見交換会
- 現場技術者向けの3次元設計データ作成及び実地演習



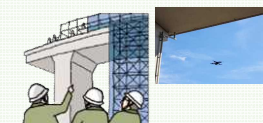
3次元設計

2. 新技術を用いたインフラ施設の**維持管理**

日常巡視や点検の効率化・高度化・自動化

(1) インフラ施設の点検における新技術の活用

- 河川：グリーンレーザ測量による3次元カラーの作成
ドローン、レーザによる水門、ダム定期点検
- 砂防：ドローンにより砂防堰堤を3Dモデル化、地震時の緊急点検等に活用
- 道路：(橋梁)ドローン、AIひび割れ検出システムによる点検
(路面)レーザ搭載 路面性状自動計測車による点検
- 公園：ドローンによる大規模施設の定期点検
- 海岸：ドローンやグリーンレーザによる離岸堤の点検



ドローン橋梁点検

(2) 施設台帳のデジタル化と整備・点検・維持管理データを一元化

- 河川、砂防、道路、公園、港湾の施設台帳 <R5~R9>

4. デジタル技術を用いた**行政サービス**の変革

県民の利便性向上、行政手続の効率化とコスト縮減

(1) 電子申請

- 入札参加資格申請、建設工事及び設計等委託に関する書類

(2) デジタルツイン(3次元の仮想空間)による行政サービスの検討

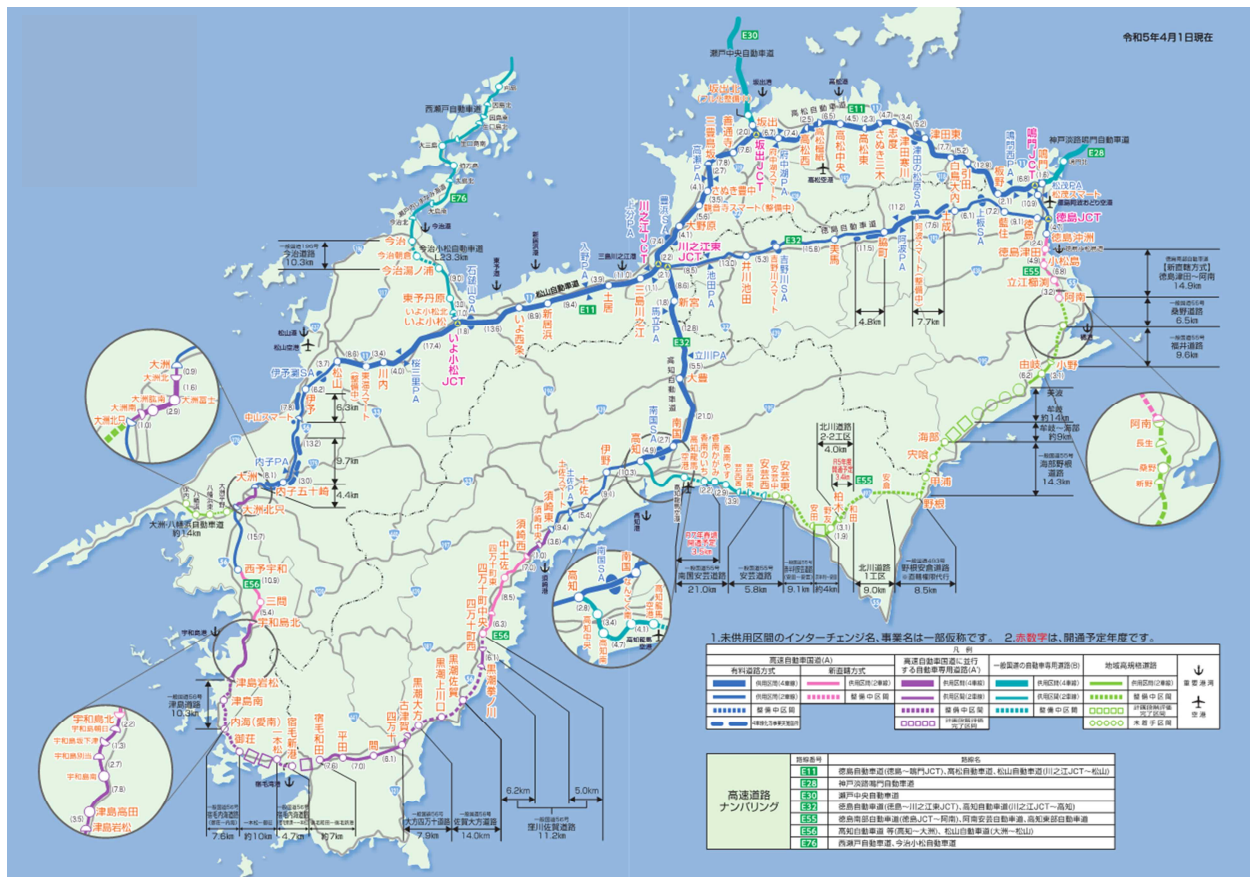
- 既存データを活用し、デジタルツインのベースとなる都市モデルを作成、デジタルツインによる浸水可視化シミュレーションや災害復旧を迅速化
<プロトタイプ作成>

3 その他

(1) 社会資本の整備状況

○道路

四国8の字ネットワークの整備状況（令和5年4月1日現在）



県内の一般道路の整備状況

令和5年4月1日現在

道路種別	区分	管理延長 (m)	改良済		卜礼数	橋梁数
			延長(m)	改良率(%)		
国道	直轄	438,055	438,055	100.0	69	744
	県管理	647,971	552,197	85.2	121	689
県道	主要	1,031,656	702,509	68.1	58	877
	一般	1,086,088	503,963	46.4	30	955
計	全体	3,203,770	2,196,72	68.6	278	3,265
	県管理	2,765,715	1,758,66	63.6	209	2,521

落石対策

令和6年4月1日現在

道路種別	区分	要対策 箇所数 (A)	対策完了		進捗 (一部対策完了含む)	
			箇所数(B)	整備率 (B/A)	箇所数(C)	整備率 (C/A)
国道	県管理	632	177	28%	325	51%
県道	主要	1,416	200	14%	460	32%
	一般	776	113	15%	250	32%
計		2,824	490	17%	1,035	37%



国道 493 号 (安芸郡北川村)



土佐清水宿毛線 (土佐清水市)

○河川・ダム

高知県の河川概況

令和6年4月1日現在

種 別	水系数	河川数	延 長	備 考
一級河川	4	393	1,792,123.2 m	うち県管理 1,661,131.7m
二級河川	97	271	1,243,889.0 m	
合 計	101	664	3,036,012.2 m	

管理ダム

令和5年4月1日現在

	永瀬ダム	鎌井谷ダム	鏡ダム	桐見ダム	以布利川ダム	坂本ダム
水 系 名	物部川 (一級)	香宗川 (二級)	鏡川 (二級)	仁淀川 (一級)	以布利川 (二級)	松田川 (二級)
河 川 名	物部川	鎌井谷川	鏡川	坂折川	以布利川	松田川
ダム位置(左岸)	香美市 香北町永瀬	香南市 香我美町山北	高知市鏡大利	高岡郡越知町 五味	土佐清水市 広畑	宿毛市橋上町 坂本
ダム位置(右岸)	香美市 物部町柳瀬	香南市 香我美町山北	高知市鏡今井	高岡郡越知町 越知	土佐清水市 広畑	宿毛市橋上町 坂本
目 的 注	F.N.P	F.N.A	F.N.W.I.P	F.N	F.N.W	F.N.P
建 設 期 間	S.24~S.31	S.63~H.10	S.35~S.41	S.44~S.63	S.63~H.18	S.47~H.12
流域面積(直接)	295.2km ²	0.3km ²	80.8km ²	49.1km ²	0.7km ²	82.0km ²
湛 水 面 積	2.08km ²	0.02km ²	0.52km ²	0.40km ²	0.04km ²	0.99km ²
総貯水容量	58,800千m ³	136千m ³	9,380千m ³	8,160千m ³	352千m ³	18,150千m ³
有効貯水容量	45,300千m ³	128千m ³	8,360千m ³	6,460千m ³	333千m ³	16,100千m ³
堤 型 式	重力式コンクリート	重力式コンクリート	重力式コンクリート	重力式コンクリート	重力式コンクリート	重力式コンクリート
堤 高	87.0m	27.3m	47.0m	69.0m	30.5m	60.3m
堤 頂 長	207.0m	131.0m	150.0m	156.0m	93.0m	193.5m
堤 体 積	380千m ³	26千m ³	72千m ³	182千m ³	21千m ³	171千m ³
総事業費	3,939百万円	3,494百万円	1,600百万円	18,650百万円	4,199百万円	39,092百万円

注：F：洪水調節 N：不特定用水 A：特定かんがい用水 W：上水道用水 I：工業用水 P：発電

○砂防・急傾

【土砂災害対策重点箇所の整備状況】

令和5年3月末現在

区 分	保全対象箇所数	整備箇所数
避難所等の保全	781	213
要配慮者利用施設等の保全	537	171
防災拠点等の保全	100	39
緊急輸送道路等の保全	2908	524

○街路・区画整理

【都市計画道路】(国、県、市) (令和5年3月31日現在)

都市計画決定路線 延長 L=529km

うち完成路線(概成含む) 延長 L=388km

都市計画道路整備率 73%

【区画整理】 (令和5年3月31日現在)

整備済土地区画整理事業 N=53地区 面積 A=1,596ha
(精算期間含む)

整備中土地区画整理事業 N=3地区 面積 A=50ha
(精算期間を除く)

○公園

令和6年4月1日現在

公園名	種別	市町村名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	備考
野市総合公園	総合	香南市	59.70	19.90	
春野総合運動公園	広域	高知市	59.90	59.70	
土佐西南大規模公園	広域	四万十市	78.70	36.13	
		黒潮町(大方)	199.00	35.89	
		黒潮町(佐賀)	31.30	10.57	
		小計	309.00	82.59	
室戸広域公園	広域	室戸市	74.80	74.39	
安芸広域公園	広域	安芸市	45.60	15.34	
鏡川緑地	都市 緑地	高知市	62.90	6.92	
高知空港緑の広場	都市 緑地	南国市	(6.6) ^注 10.32	9.90	
高知公園	特殊 (歴史)	高知市	10.50	10.61	
五台山公園	特殊 (風致)	高知市	19.50	19.50	
種崎千松公園	特殊 (風致)	高知市	6.80	6.80	
鏡野公園	地区	香美市	5.00	5.40	
合計	11		664.02	311.05	

注：高知空港緑の広場の（ ）は都市計画決定の面積

○港湾

令和4年4月1日現在

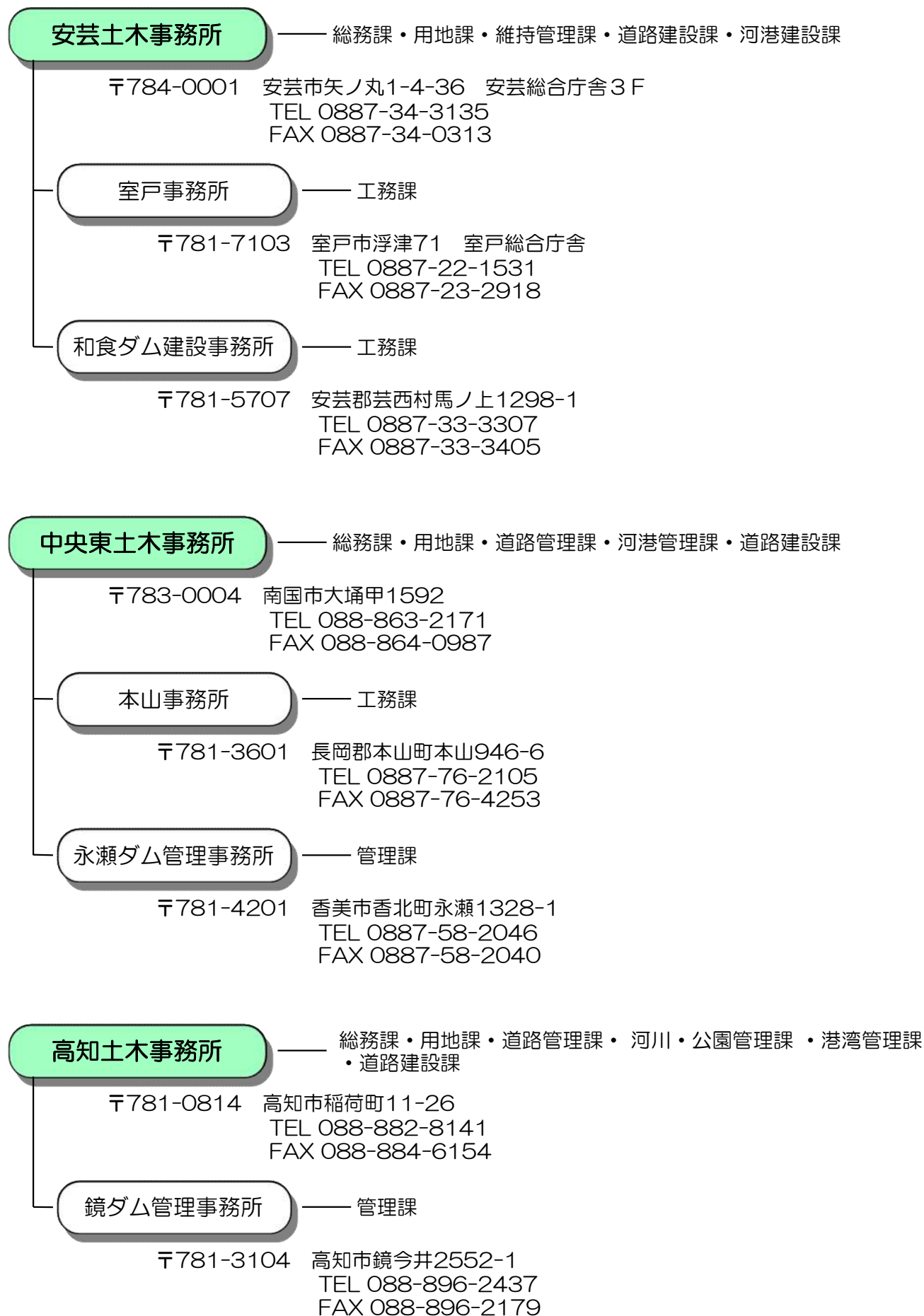
港名	港数	港名
重要港湾	3	高知港，須崎港，宿毛湾港
地方港湾	16(2)	甲浦港，佐喜浜港，奈半利港，手結港 久礼港，上ノ加江港，佐賀港，下田港 下ノ加江港，以布利港，清水港 あしずり港，三崎港，下川口港
		室津港，上川口港（避難港）

○海岸

令和6年4月1日現在

所管	海岸数	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	134	343,114	89,722
国土交通省 港湾局	19	171,886	79,572
農林水産省 水産庁	88	154,350	79,532
農林水産省 農振局	42	35,001	34,901
水・国局農振局共管	4	2,360	2,360
河口部		6,084	
合計	287	712,795	286,087

(2) 土木部出先機関組織図



中央西土木事務所

—— 総務課・用地課・維持管理課・道路建設課・河港建設課

〒781-2110 吾川郡いの町1381 伊野合同庁舎
TEL 088-893-2111
FAX 088-893-3513

越知事務所

—— 道路課・河川砂防課

〒781-1301 高岡郡越知町越知甲2228-1
TEL 0889-26-1161
FAX 0889-26-2553

須崎土木事務所

—— 総務課・用地課・維持管理課・港湾漁港管理課
道路建設課・河川砂防建設課

〒785-8586 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎5F
TEL 0889-42-1700
FAX 0889-42-0917

四万十町事務所

—— 工務課

〒786-0013 高岡郡四万十町琴平町474-1
TEL 0880-22-1212
FAX 0880-22-3812

幡多土木事務所

—— 総務課・用地課・維持管理課・道路建設課・河港建設課

〒787-0010 四万十市古津賀4-61
TEL 0880-34-5222
FAX 0880-35-5328

宿毛事務所

—— 道路課・河川港湾課・ダム建設管理課

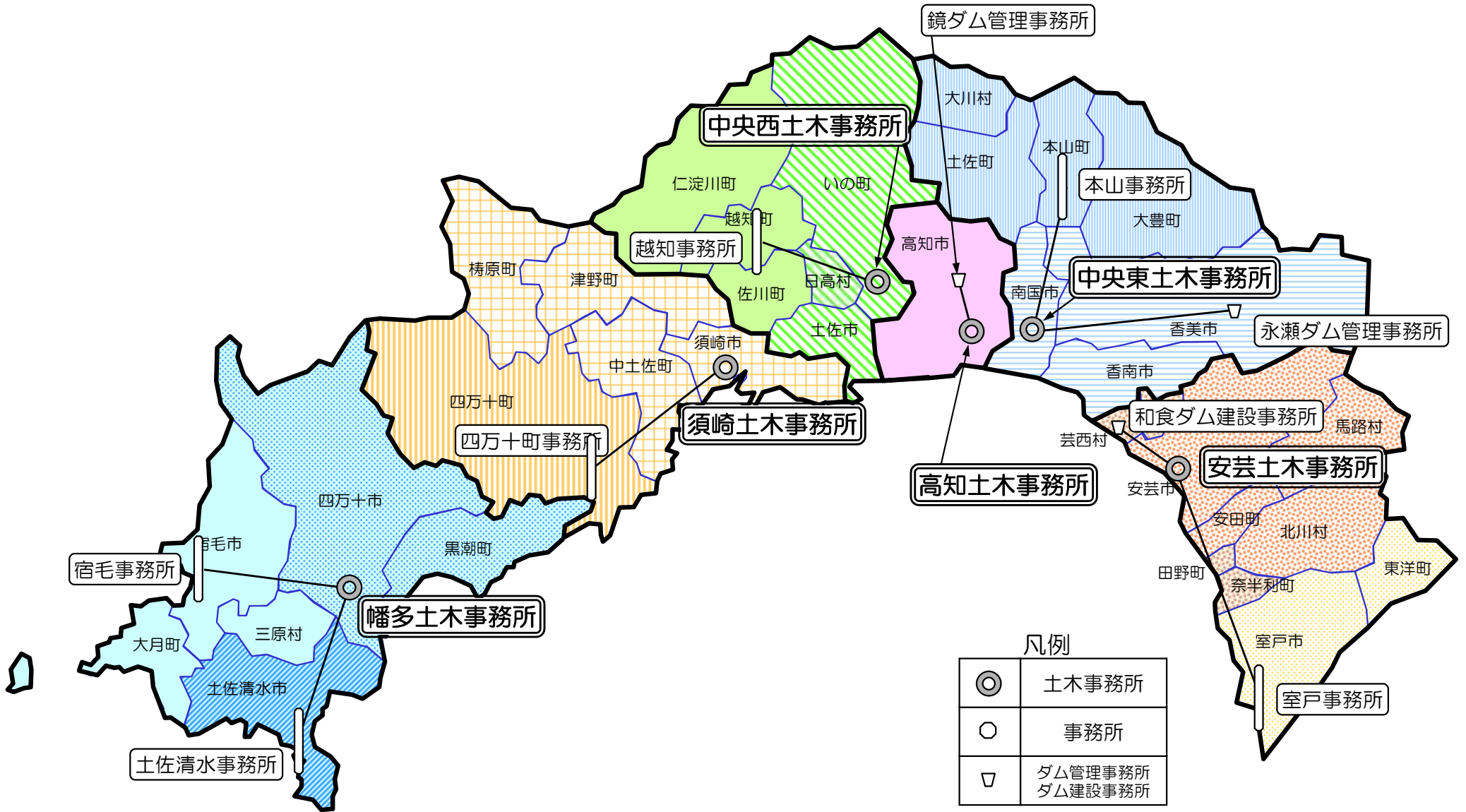
〒788-0011 宿毛市宿毛5342-7
TEL 0880-63-2141
FAX 0880-63-0209

土佐清水事務所

—— 工務課

〒787-0330 土佐清水市清水ヶ丘28-10 土佐清水合同庁舎
TEL 0880-82-1232
FAX 0880-82-4188

(3) 土木部出先機関管内図





お問い合わせ

高知県土木部土木政策課（企画担当）

住 所 : 高知県高知市丸ノ内1-2-20 6F
T E L : 088-823-9822
F A X : 088-823-9263
M a i l : 170201@ken.pref.kochi.lg.jp